福岡の京都郡

みやこ町

町勢要覧 暮らしの便利帳

2024年度版

Miyako Town Guide Book 2024

みやこ町ガイド
いざというとき
住民票・戸籍
税金
医療・介護・年金
健康・福祉
教育
生活・環境・相談
選挙・議会
公共施設
生活ガイド

わが街事典®

みやこ町役場本庁 TEL 0930-32-2511

〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町公式LINE
暮らしに役立つ情報をお届けします。

みやこ町
株式会社
サイネックス

みやこ町の取り組みを紹介します！

Change Miyako

みやこ町ではより良いまちの未来に向けて、新たなまちづくり計画、子育て支援の拡充、高齢者・福祉施策など、様々な取り組みを推進しています。

#01 みやこ町まちづくりグランドデザイン

『はぐくみ、はぐくまれるまち』

みやこ町版コンパクトプラスネットワーク
未来を描き、はぐくみ、はぐくまれるまちを目指します

#02 子育て支援

『子育てしやすい環境へ』

保育料完全無償化　小中学校給食費無償化（R6）

子育て支援

障がい者福祉

#03 高齢者・福祉施策

『安心な暮らしとささえ』

第1期みやこ町地域福祉総合計画　ケアラー支援
支所遠隔窓口相談システム

詳細はQRコードからホームページでご確認ください

福岡の京都郡

みやこ町

2024年度版

町勢要覧　暮らしの便利帳

発刊のごあいさつ

みやこ町長　内田直志

このたび、町民の皆様にお役立ちになる情報や、まちの概要や魅力をまとめた「みやこ町 町勢要覧 暮らしの便利帳」を８年ぶりにリニューアルしました。この冊子は、行政サービスや各種窓口での手続き方法などを掲載したほか、まちの名所や特産品、防災情報などの地域情報を掲載しております。

現在、みやこ町では、人口減少社会の中でいかにみやこ町らしく、多様性をもって豊かに暮らすことができるのかを町民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様のご協力を得ながら未来の設計図を描き、実行へ移しつつあります（みやこ町まちづくりグランドデザイン）。

目指すのは「はぐくみ、はぐくまれるまち」です。実現には一人でも多くの皆様のお力が必要です。そのために2022年8月より各行政区、団体、グループ、有志の皆様など様々な方との対話の会「みやこ未来座談会」を開催してまいりました。これからも続けてまいりますので、どうぞお気軽にご利用ください。

最後に、皆様に無償で配布するため、制作にあたり今回も株式会社サイネックスに編集から印刷までご協力いただくとともに、多くの事業者様に広告の掲載という形でご協力いただき、官民協働でリニューアルが行えました。この場を借りて皆様に心よりお礼を申し上げます。本冊子がみやこ町の魅力を発信する一翼を担い、皆様の暮らしの中でご活用いただければ幸いです。

随時開催中！

みやこ未来座談会

町長みずから、まちが何をすすめているのかを説明し、
その後ざっくばらんな意見交換を行います

ご利用にあたって

この「みやこ町 町勢要覧 暮らしの便利帳」は、令和6年5月1日現在でまとめています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

福岡の京都郡

みやこ町

2024年度版

町勢要覧　暮らしの便利帳

目次

1 発刊のごあいさつ
2 目次
4 ライフサイクルインデックス

6 みやこ町ガイド

6 みやこ町の概要
8 みやこ町の役場案内
10 みやこ町の各課案内
12 みやこ町移住定住支援
14 四季折々の自然風景
16 思いを馳せて、歴史に触れる
20 四季を彩るみやこ町の歳時記
22 みやこ町の逸品
24 文化施設

〈広 告〉

本物の
健康住宅なら

中原工務店

空気がうまい家
住んで健康になる家

みやこ町犀川花熊953番地
☎0930-42-2151

土木・舗装・解体工事
建築・水道工事一式

SK

有限会社 嶋田工業
【本社】
〒824-0811
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田414-1
TEL/FAX 0930-32-2956

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォントを採用しています。

26 行政ガイド

26 いざというとき
30 住民票・戸籍
34 税金
36 医療・介護・年金
44 健康・福祉
56 教育
57 生活・環境・相談
67 選挙・議会
68 公共施設

70 生活ガイド

70 健康マップ
72 みやこ町医療機関リスト
73 みやこ町商工会
74 住まいの基礎知識
78 葬儀とお墓の豆知識

〈広 告〉

株式会社 クレアール

設計・注文住宅・外構
防音・リフォーム

どんな小さな工事でもOK!

お見積り・ご相談　無　料

みやこ町綾野594-13

TEL33-5036
FAX33-6036

地域や社会の為に
全力で灯す企業であり続ける

KURIDEN Co., Ltd

株式会社 クリデン

本　社：〒824-0054
福岡県行橋市大字下稗田 1346 番地 100
営業所：〒824-0822
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田 872 番 1
TEL:(0930)32-6026　FAX:(0930)32-6027
URL:http://kuri-den.com/

こんなとき、どうするの？ 知りたいときにすぐ見つかる！

ライフサイクルインデックス

- 出生届…30
- 国民健康保険…36
- 母子健康手帳…52
- 妊婦健康診査…52
- 子ども医療…39
- 予防接種…45
- 母子の健康…52
- 保育所（園）…54
- 子育て支援センター…55

誕生

育児

戸籍の届出・各種登録は 役場 住民課 または 豊津支所・犀川支所の窓口へ届け出てください

必要なとき 印鑑登録 …31

結婚したら 婚姻届 …30
届け出た日から効力

赤ちゃんが生まれたら 出生届 …30
生まれた日から14日以内に届出

家族が亡くなったら 死亡届 …30
死亡の事実を知った日から7日以内に届出

緊急時

- 防災…26

老後

- 後期高齢者医療制度…38
- 介護保険…41
- 予防接種…45
- 国民年金…42
- 高齢者福祉…48

〈広 告〉

総合建設業
ミヤコ工業
代表者　田邉 厚志
土木一式
舗装一式
水道施設工事業
とび・土工
石工事一式
解体工事
お気軽にお電話下さい！
みやこ町犀川木井馬場1929
TEL 0930-42-3310

河口塗装　福岡県知事許可（般-02）第 108680 号
各種塗装工事
見積もり無料
一級建築塗装技能士　河口 賢一
〒824-0001　行橋市行事１丁目16-10
工 場　行橋市行事１丁目12-8
TEL/FAX (0930) 23-8240
携帯　090-2589-4363

「赤ちゃんが生まれた」「引っ越しする」「結婚した」
そんなときの手続きや行政サービスのページをご案内します。

●放課後児童クラブ…53
●小中学校…56
●就学援助制度など…56
●国民健康保険…36
●国民年金…42
●選挙…67

教育

成人

引っ越しに関する届出

引っ越してきたら

転入届 …30
引っ越ししてきた日から
14日以内に届出

町外へ引っ越していくとき

転出届 …30
引っ越す日の
前後14日以内に届出

町内で住まいが変わったら

転居届 …30
引っ越しした日から
14日以内に届出

生活

●税金…34
●国民健康保険…36
●国民年金…42
●健康診査…44
●ごみ…58
●水道…61
●下水道…62
●公共施設…68

結婚

●住民異動…30
●婚姻届…30

〈広 告〉

新築工事・リフォーム工事
リノベーション工事・上下水道工事
外構工事・解体工事 etc
吉留建設
みやこ町綾野 127-1
TEL:0930-33-3475
ホームページ

人を癒し、華やかな空間づくりをお手伝い
株式会社癒思華
ハウスクリーニング
新築引き渡しクリーニング
店舗・事務所クリーニング
0930-55-2023
080-8585-0136
みやこ町勝山黒田 433-1

ゆくはし総合法律事務所
福岡県弁護士会所属　弁護士　岡　直幸
交通事故、借金問題、相続、刑事弁護、離婚、企業顧問
その他、なんでもお気軽にご相談下さい
長期間抱えていたモヤモヤが、1回の相談でスッキリすることもありますよ。
（相談料：30分5,000円）
まずはお電話でご予約ください TEL 0930-28-8981
「行橋駅から徒歩2分」 行橋市中央 3-4-36 アースコート行橋駅 BLDG·4F
受付時間 平日 9：00 ～ 18：00
ゆくはし総合法律事務所 検索
JR行橋駅 東口
マツモトキヨシ
Seria
Seria
駅前
ここ(4F)
行橋市役所方面
大原病院

みやこ町の概要

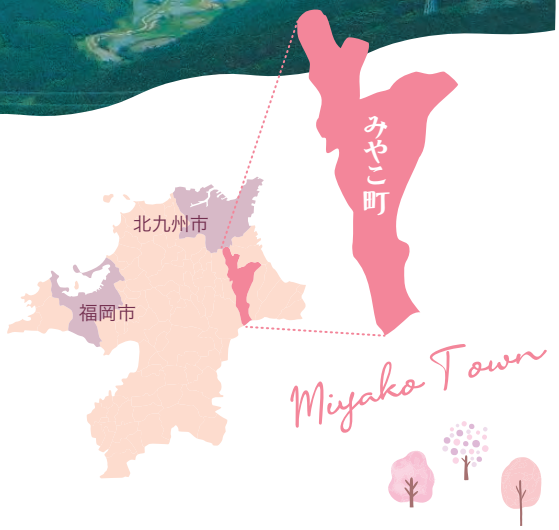

みやこ町は、総面積151.34平方キロメートルで、福岡県の北東部に位置し、東は行橋市と築上郡の築上町、西は田川郡の添田町・赤村・香春町、南は大分県、北は北九州市小倉南区に接しています。

平成18年（2006年）3月20日、京都郡の犀川町・勝山町・豊津町の３町が合併して、「みやこ町」が誕生しました。

人口・世帯数

令和6年4月末日現在

総数 17,888人

男性 8,532人
女性 9,356人

世帯数 8,397世帯

〈広 告〉

㈱田辺建設は
豊かなみやこ町を目指します。
（特定建設業）
土木・舗装・水道施設・とび・土工
石工事・造園・建築工事一式
産業廃棄物収集運搬業

株式会社 田辺建設 代表取締役 田邉武士
京都郡みやこ町犀川木井馬場1927
TEL (0930)42-0557

町民憲章

みやこ町は、緑豊かな自然環境と伝統ある歴史・文化をもつ町です。
わたしたちは、みやこ町民であることに誇りと責任をもち、心豊かで住みよい町づくりをめざしてこの憲章を定めます。

一、 自然を愛し、清い流れと緑豊かな美しい町をつくります。
一、 郷土の歴史や伝統に学び、文化を守り育てる町をつくります。
一、 スポーツに親しみ、健康で明るい町をつくります。
一、 働くことに誇りをもち、産業を伸ばし活力ある町をつくります。
一、 きまりを守り、互いに尊重し助け合って生きがいのある町をつくります。

町章

みやこ町の由来

日本書紀に第12代景行天皇（ヤマトタケルの父）が、九州を平定する際に仮の御殿（行宮）を建て、この地を「みやこ」と呼ぶようになったと記されています。
町内には古墳や古代の寺院跡など様々な遺跡がみられることから、古来よりこの地域は北部九州における政治・文化・軍事的な拠点であり、奈良・平安時代には豊前国府跡や国分寺、また近隣には瀬戸内に開けた重要な港の跡が確認されています。
その後、明治時代初期には豊津藩・豊津県の藩庁・県庁が置かれ、「みやこ」の名が示すように歴史や文化に恵まれた町です。

町の花 さくら

桜の名所である仲哀公園・犀川公園（本庄池）・八景山自然公園の桜並木や、山桜の「千女房桜」をはじめとして、町内各所に桜が植えられており、春になると美しい花がわたしたちの目を楽しませてくれます。

町の木 もみじ

葉の移り変わりによる彩りに四季を感じさせる「もみじ」は、豊かな自然に恵まれたみやこ町のいたる所で見られます。初夏は新緑、秋は紅葉と色のコントラストがとてもすばらしく、自然美を代表するものです。

町の鳥 うぐいす

うぐいすは「春告鳥」とも呼ばれ、「ホーホケキョ」とひときわ大きく澄んだ鳴き声は人々の心を和ませ、清々しい気持ちにさせてくれます。みやこ町の野山にも多く生息し、公園や庭先でも鳴き声がよく聞かれます。

〈広 告〉

みやこ町の役場案内

みやこ町役場（本庁舎）

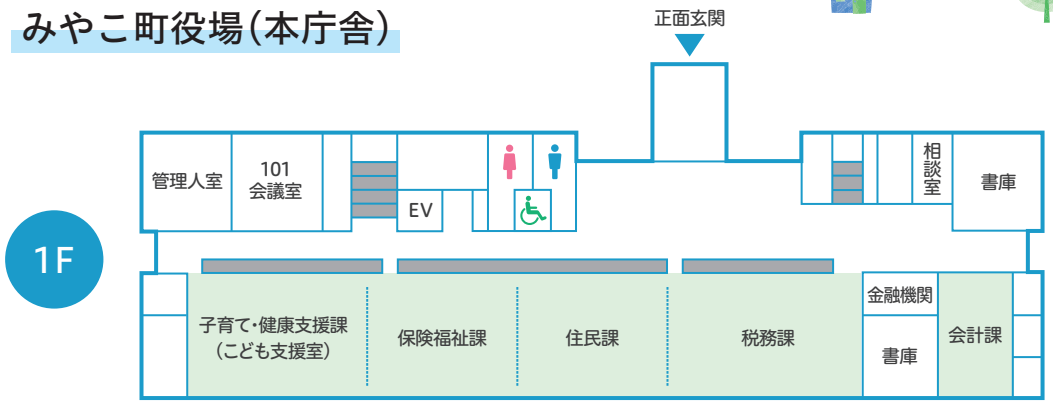

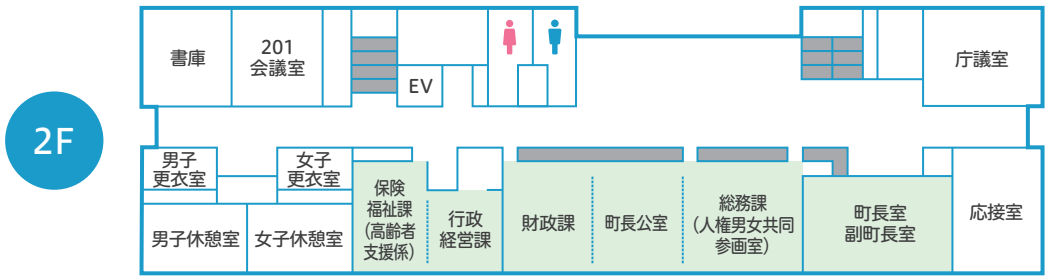

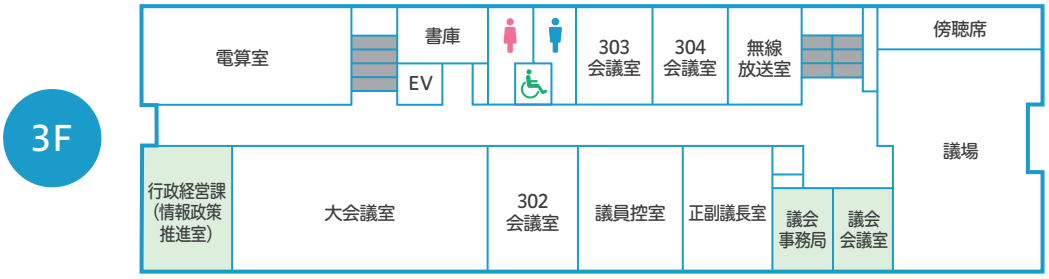

〈広 告〉

21世紀に躍進するHOSYUグループ
株式會社 豊秀建設
代表取締役 石本 秀樹
〒824-0121
福岡県京都郡みやこ町豊津1111-1
TEL (0930) 33-5390
FAX (0930) 33-2886
E-mail : hosyu-0201@vanilla.ocn.ne.jp

HOSYUグループ
有限会社 大建
DAIKEN
代表取締役 石本 静香
本 社 〒824-0121
福岡県京都郡みやこ町豊津1111-10
TEL (0930)33-1500
FAX (0930)33-1520
E-mail : daiken-0427@juno.ocn.ne.jp

住まいの事ならお任せ下さい
新 築
増改築
リフォーム
オール電化
エクステリア
株式会社
加藤工務店
代表取締役 加藤 敏
京都郡みやこ町勝山大久保1281
TEL 0930-32-5512
FAX 0930-55-2058
E-mail : katokoum@future.ocn.ne.jp

みやこ町役場（別館）

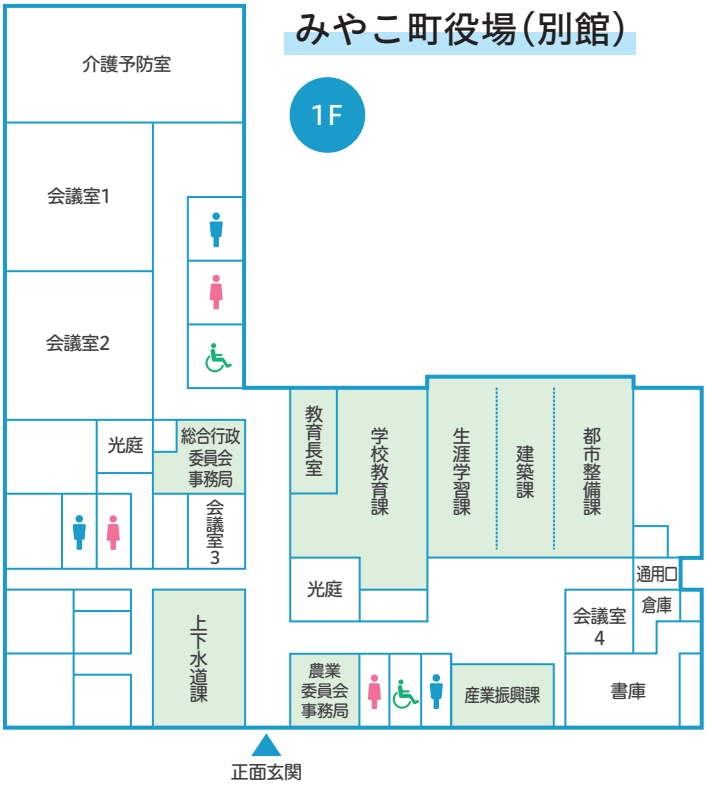

犀川支所（中央公民館）

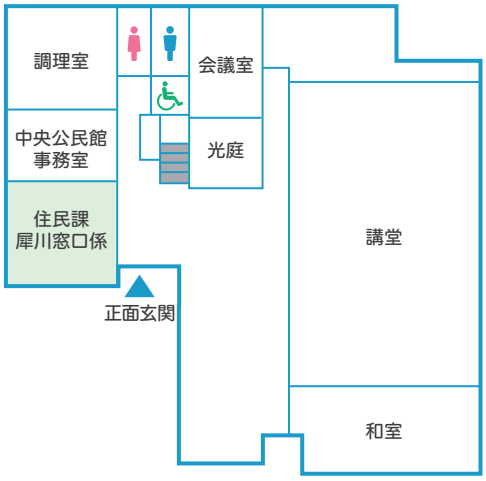

豊津支所（豊津公民館）

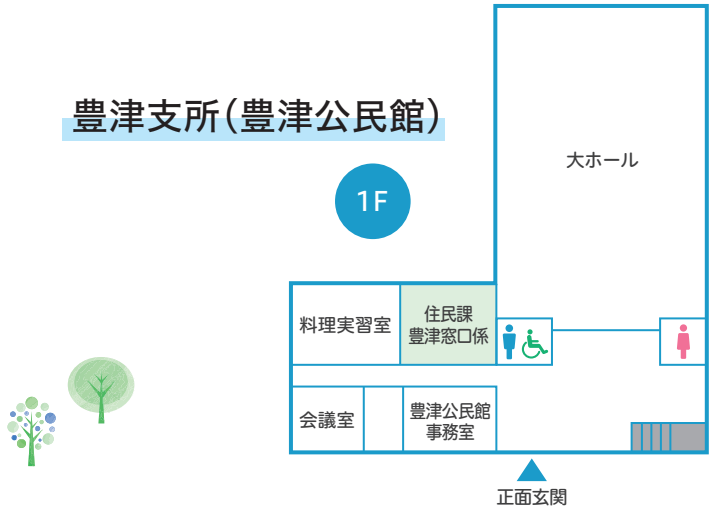

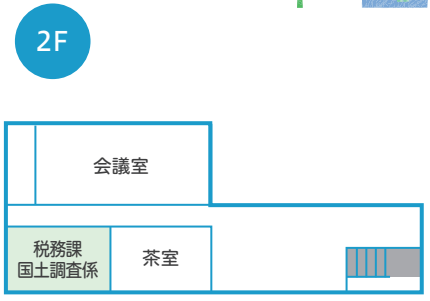

〈広 告〉

みやこ町の未来のために
犀川土木組合
組 合 長　木下 浩継
副組合長　清水 和人
〒824-0231 みやこ町犀川本庄784-1
TEL 0930-42-1246
FAX 0930-55-2009

土木・舗装・解体
水道施設工事一式
株式会社
木下組
KINO SITA GUMI
みやこ町犀川谷口468-1
TEL.0930-42-1044
FAX.0930-42-1064

誠 株中原組
◆土木・造園・舗装・建築
設計、施工
◆家屋解体・造成工事
◆水道工事　◆遺品整理
みやこ町犀川花熊1037
TEL/FAX (0930)42-1636

みやこ町の各課案内

みやこ町役場（本庁舎）

- ●所在地　福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地
- ●電話番号　0930-32-2511
- ●開庁時間　平日　午前8時30分～午後5時
- ●閉庁日　土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

※平日時間外・閉庁日…出生や婚姻、死亡など戸籍に関する業務は、休日・夜間を問わず受付を行っています。

課名	主な業務内容	電話番号・メール
町長公室	町政の企画立案、総合計画の策定、町長・副町長の秘書に関する業務、広報誌やホームページの作成による情報発信に関する業務など	32-2511（代表） koushitsu@town.miyako.lg.jp
総務課 （人権男女共同参画室）	庁舎の維持管理、消防、防災、交通安全、文書管理、情報公開、職員の人事・給与・研修、人権啓発および人権教育、隣保館の管理運営、男女共同参画の推進、女性政策に関する業務など	総務課：32-2511（代表） 人権男女共同参画室： 32-6009 soumu@town.miyako.lg.jp
行政経営課 （情報政策推進室）	行財政改革、公共交通の整備、基地対策、統計調査、行政DXの推進、電子計算処理業務および情報化、定住促進、国際交流、ふるさと納税に関する業務など	32-2511（代表） gyosei@town.miyako.lg.jp
財政課	予算の編成・執行審査、町有財産の維持管理、入札の受付（実施）、契約業務など	32-2511（代表） zaisei@town.miyako.lg.jp
税務課	町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの賦課、証明書の発行、税務相談、町税等の徴収・収納、国土調査に伴う管理調整および地籍調査に関する業務など	32-2515 zeimu@town.miyako.lg.jp
住民課	戸籍事務、住民票の発行、印鑑登録、埋火葬の許可、国民年金、環境保全、し尿・廃棄物処理、畜犬登録に関する業務など	32-2510 juumin@town.miyako.lg.jp
子育て・健康支援課 （こども支援室）	子育て支援、保育所、児童手当等、特定健診、保健指導、健康増進に関する業務、予防接種、母子健康手帳交付、障がい者支援に関する業務など	32-2725 kosodate@town.miyako.lg.jp
保険福祉課	国民健康保険、公費医療、後期高齢者医療保険、介護保険、住民福祉、民生委員・児童委員、福祉団体、生活保護、高齢者の総合相談窓口、高齢者の生活支援に関する業務など	32-2516 hoken@town.miyako.lg.jp
会計課	現金・有価証券の出納・保管、各種料金の支払窓口、公金経理、資産管理に関する業務など	32-2517 kaikei@town.miyako.lg.jp
議会事務局	議会、各種委員会に関する業務など	32-2655 gikai@town.miyako.lg.jp

〈広 告〉

内山自動車
各種新車・中古車販売　一般整備
車検整備　鈑金塗装　自動車保険
みやこ町豊津緑ヶ丘 1319-4
TEL 33-4236 FAX 33-4239

京築地域をはじめ、行橋、豊前、築豊、北九州
近郊の貸切バスの手配はお任せ下さい!!
株式会社
京築観光バス
〒824-0101 福岡県京都郡みやこ町徳永 2359
TEL 0930(33)3005
FAX 0930(33)3005

YUKUHO
きっと見つかる理想の住まい
借りたい、買いたいをプロデュース!
福岡県知事免許（13）第5285号
有限会社
行橋豊栄不動産
行橋市中央1-2-7 ユクホウビルY7 1F
tel. 23-1079 fax. 23-1080
詳しくはWebで…
行橋豊栄不動産　検索

みやこ町役場（別館）

●所在地　福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

課名	主な業務内容	電話番号・メール
産業振興課	農林畜産業、企業誘致、観光、商工業の振興、イベントの実施に関する業務など	32-2512 nousei@town.miyako.lg.jp
建築課	町有建築物の施工、大規模建築工事および大規模改修、住宅計画の作成、町営住宅の維持管理に関する業務など	32-6014 kenchiku@town.miyako.lg.jp
都市整備課	災害予防・復旧、道路・河川・橋梁および農業土木施設の維持管理、交通安全施設の維持管理、道路計画の作成、土地利用、高速道路、伊良原ダムに関する業務など	32-6007 toshi@town.miyako.lg.jp
上下水道課	上下水道の施設の維持管理、水質管理、上下水道の使用料の収納に関する業務など	32-6003 suidou@town.miyako.lg.jp
学校教育課	教育委員会の運営、学校施設の維持管理、児童および生徒の入学・転学、奨学金、学校再編、学校の運営指導、教育相談、学校給食に関する業務など	32-6005 kyoumu@town.miyako.lg.jp
生涯学習課	生涯教育・生涯学習の計画・指導・実施、社会教育施設の管理運営、生涯スポーツの普及・振興、文化財の保護、図書館に関する業務など	32-6006 shougai@town.miyako.lg.jp
農業委員会事務局	農地基本台帳の整備、農業委員会の会議運営、農地等の利用調整に関する業務など	32-2512 nougyou@town.miyako.lg.jp
総合行政委員会事務局	選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会に関する業務など	32-6004 kansa@town.miyako.lg.jp

犀川支所（中央公民館内）

●所在地　福岡県京都郡みやこ町犀川本庄641番地1

課名	主な業務内容	電話番号
住民課 犀川窓口係	戸籍、住民票、印鑑証明書等の発行、税務課所管の各種証明書の発行および納付書の再発行に関する業務など	42-0001（代表）

豊津支所（豊津公民館内）

●所在地　福岡県京都郡みやこ町豊津1118番地

課名	主な業務内容	電話番号
住民課 豊津窓口係	戸籍、住民票、印鑑証明書等の発行、税務課所管の各種証明書の発行および納付書の再発行に関する業務など	33-3111（代表）
税務課 国土調査係	地籍調査に関する業務（豊津公民館内）	33-3111（代表）

伊良原出張所

●所在地　福岡県京都郡みやこ町犀川下伊良原1883番地53

課名	主な業務内容	電話番号
伊良原出張所	住民の陳情、要望および苦情等の相談処理、各種証明書発行、受付、申請、出張所の維持管理など	43-5111

〈広 告〉

みやこ町 移住定住支援

みやこ町でずっと暮らしたい人を支援します。

みやこ町は結婚祝い金や出産祝い金のほか、
子育て支援、教育環境、暮らしにまつわる支援が充実しています。
上手に活用してみやこ町ライフを過ごしませんか。

様々なシーンで皆さんをサポート

01 結婚・妊娠・出産・育児関係の支援

結婚新生活支援助成金

新婚世帯が町内の民間賃貸住宅に居住する場合に結婚後の住居費の負担を助成します。

交付額 月額上限15,000円×1年分+引越費用
最高30万円

結婚祝金

夫婦で1年以上町内に居住している場合に結婚1周年をお祝いしてお祝金を交付します。

交付額 1夫婦あたり10万円

出産祝金

町内で出生児を養育している父または母に対し、赤ちゃんの誕生をお祝いしてお祝金を交付します。

交付額 第1子～第3子　10万円
第4子以降　20万円

チャイルドシート購入補助金

町内に居住し、同居する6歳未満の乳幼児を養育している保護者に対し、チャイルドシート購入補助金を助成します。安全第一、子どもをしっかりガード！

交付額 購入額の2分の1以内の金額（100円未満切捨て）
※チャイルドシート1台につき上限額2万円

保育料完全無償化・副食費補助

●保育料完全無償化

0歳から5歳児までの就学前全ての児童保育料が完全無償となります。※延長保育料、絵本代などは自己負担

●副食費補助

保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童の保護者に対して、当該施設において提供される給食に係る費用（副食費）を補助します。

産後ケア事業

●ショートステイ：宿泊型

町の指定する産婦人科などに宿泊（7日以内）して、専門機関から育児や授乳方法の指導、不安の解消や相談などを実施

●アウトリーチ：訪問型

ご自宅や県内の里帰り先の実家などに、福岡県助産師会に登録している事業所の助産師などの専門職が訪問し、育児や授乳方法の相談や指導など、お母さんの不安を解消するための支援をうけることができます。

みやこ町こども家庭センター

すべての妊産婦・子ども・子育て世帯へ一体的に相談、支援を行う総合窓口です。
お気軽にご相談ください。0930-32-2725

〈広 告〉

小物・消耗品からリフォームまで！
家電販売　リフォーム
パナプラザ こじま
パナカード会員募集中！
無料!! 入会金 年会費
お気軽にお電話下さい！
みやこ町犀川本庄 134
TEL (0930) 42-2930
FAX (0930) 42-1545

土地・建物・アパート
不動産全般
売買・賃貸管理・査定・相続等の相談
福岡県知事免許（15）第2610号
臨海商事有限会社
昭和46年創業 信頼と実績
苅田町神田町1丁目4-15（苅田駅前）
TEL(093)434-0430(代)
www.rinkai-shoji.com

森田土地家屋調査士事務所
土地家屋調査士　森田 清広
【 業務内容 】
土 地：境界確定調査測量、表題登記（払下げ等）分筆登記、合筆登記、地目変更登記
建 物：新築の表題登記、増築及び改築の登記 滅失登記、マンション表題登記等
みやこ町犀川大熊２３５番地
TEL 0930-42-0130
境界紛争 ゼロ宣言 土地家屋調査士

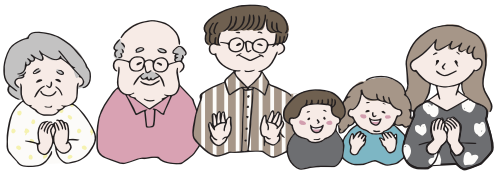

02 医療費関係の支援

医療費の助成

お子さんが病院にかかったときの、医療費の自己負担分を軽減します。

子ども医療

青少年医療

自己負担限度額

・3歳未満……無料
・3歳から高校生まで
（通院）1医療機関ごとに　600円/月まで
（入院）1医療機関ごとに　3,500円/月まで

※中学生までは「子ども医療費」、高校生は「青少年医療費」の助成制度に基づく医療証を医療機関に提出することで、自己負担額の軽減を受けることができます。
※保険適用以外の費用は、別途自己負担となります。

インフルエンザ予防接種費用の助成

町内に居住し、生後6ヶ月から18歳（高校3年生の世代）・妊婦を対象に、インフルエンザ予防接種の費用を助成します。

自己負担額 1,600円（※変更する場合があります。）

03 教育費関係の支援

学校給食費免除

みやこ町立小・中学校に在籍している児童・生徒の令和6年度学校給食費を免除します。

対象者 みやこ町立小中学校に在籍している児童・生徒の保護者で学校給食費の支払いをしている人

※体験入学などで給食を食べている児童・生徒の保護者は、対象ではありません。

04 住まいをサポート 住宅関係の支援

住宅購入助成金

町内で新築住宅または中古住宅を購入した人に、助成金を交付します。

交付額

次の①～③までの合計金額（最大10万円）
①住宅助成金……新築住宅5万円・中古住宅3万円
②子育て加算金……高校生世代以下の世帯員1人につき1万円
③町内業者加算金…町内建築業者との請負契約により新築した場合3万円

空き家バンク

空き家バンクは、町内にある空き家を利活用し地域の活性化を図ることを目的に、空き家所有者から提供された物件情報を、住む家を探している人や地方移住に興味がある人に紹介する制度です。

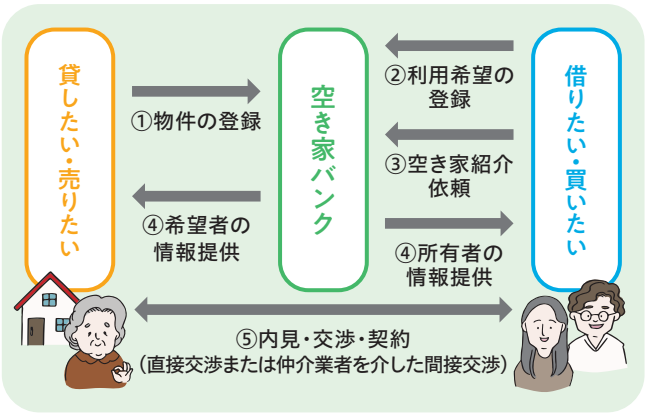

〈広 告〉

建物の
建築、修理、解体 など
建物・不動産のお困りごと
地域密着
（株）みやけ商会
にご相談ください！！
0930（22）1663
行橋市下津熊1050

REAL PARTNER
不動産の事は
お気軽に
ご相談ください!!
公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会会員
土地・建物・不動産の
有限会社 アシスト
みやこ町豊津（緑ヶ丘）1362-11
☎（0930）33-4787
FAX（0930）33-4789

みやこのいろは

四季折々の自然風景

仲哀公園の桜

桜色に染まるつづら折りの山道

つづら折りの峠道に1,100本を超える桜が植えられ、3kmの道に両側から桜が咲き、まさに花のトンネルという様子です。峠の頂上からの眺めは絶景で、みやこ町はもちろん、行橋市や周防灘まで見渡せます。また、桜の木の下の菜の花も見ごたえがあります。桜の開花期間中はライトアップしています。

みやこ町勝山松田

本庄池

町の中心部の高台にある周囲4km、貯水量150万トンの池です。遊歩道で囲まれ、春には池を眺めながら満開の桜の下を歩くことが出来ます。また、釣りのスポットとしても大変な人気で、特にヘラブナ釣りは多くの釣り客が訪れます。遊歩道のほかにも吊り橋や浮き橋もあり、バードウォッチングにも最適の場所です。

みやこ町犀川本庄

千女房桜

推定樹齢約300年の山桜の巨木。幹回り約5m、樹高約19m、丸い傘形に広がる枝葉は25mほどもあります。開花した桜の姿は、「幽玄」という言葉がぴったりです。

みやこ町勝山宮原

八景山自然公園

八景山山麓の東部から南部にかけて、古墳時代後期の６基の古墳群が見られます。「古墳公園」と言ってもいいほど、この周辺には大型の古墳が集中しているほか、鶴田知也文学碑、葉山嘉樹文学碑など多くの文学碑があります。3月下旬～4月上旬には桜の花が満開となり、山全体が桜の花で覆われます。

みやこ町国作

〈広 告〉

総合建設業
〈土木・舗装・解体工事
建築・水道工事一式〉
Ishibashi
石橋総工業㈱
みやこ町犀川横瀬 1712
☎0930-42-1786
FAX0930-42-1789

土木･舗装一式
浄化槽設備工事
みやこ町 上下水道指定工事店
SEIWA 有限会社 清和産業
代表取締役 清 水 政 利
犀川本庄166-1
☎42-0176
FAX42-0116

特定建設業
有限会社 新井組
代表取締役 新井 明
〒824-0231 みやこ町犀川本庄785-1
TEL 0930-42-0333
FAX 0930-55-0388

神秘的な景観が楽しめます

蛇渕の滝

帆柱地区一帯は、耶馬日田英彦山国定公園の指定を受けており、祓川渓谷、蛇渕の滝は公園内でも有数の景勝地です。英彦山系の豊かな水を集め、高さ10m、幅1.5mの岩壁を白糸のように流れ落ちる蛇渕の滝。滝壺の傍に立つと、ひんやりとした空気に包まれます。

みやこ町犀川帆柱

日の出の眺望に感動!

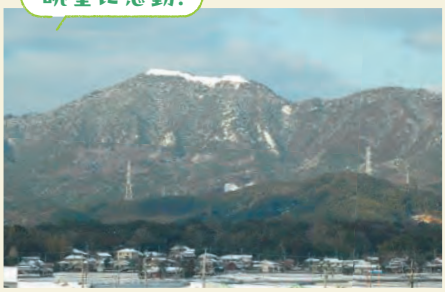

障子ヶ岳

中世足利氏の時代から様々な勢力が居城とした山城跡です。戦国時代の末、豊臣秀吉の命を受けた黒田氏の攻撃により落城し、その後、一国一城令によって廃城となりました。山頂は360度のパノラマが広がります。

みやこ町勝山松田

花菖蒲公園

満開の花菖蒲がお出迎え!

約4万本、約50種類の菖蒲が5月下旬から6月中旬までの間、白や紫の花を順々に咲かせます。園内には東屋、八つ橋を配し、近くから花菖蒲をゆっくりと観賞できます。毎年6月には「花しょうぶまつり」を開催。

みやこ町国分(豊津運動公園内)

check!

▶ 蛇渕の滝キャンプ場
「じゃぶち森のビレッジ」

福岡県森林浴100選にも選ばれた自然豊かなキャンプ場です。標高400mのところにあり、清流からは夏も涼しい風が吹いてきます。バンガロー2棟と冷暖房、生活用品完備のコテージ8棟、その他バーベキュー棟やキャンプファイヤー場も整備され、一年を通して利用できます。また、6人用コテージのうち2棟はバリアフリー仕様となっています。

みやこ町犀川帆柱

〈広 告〉

舗装工事一式
土木工事一式

特定建設業
鈴木建設株式会社
みやこ町犀川谷口 659-24
TEL(0930)42-3180

土木建築工事一式
有限会社 笹山建設工業
代表取締役 笹山 照夫
〒824-0201 みやこ町犀川谷口441
TEL 0930-42-1320

みやこのいろは

思いを馳せて、歴史に触れる

『一寸坊』の言い伝えが残る

民話

一寸坊の墓

一寸坊は、小松ヶ池に住んでいた大蛇と村娘の間の子で、体が小さく『一寸坊』と呼ばれていました。長じて景行天皇に仕え、先祖供養のために四十九院の寺を建立することを許されました。このことからこの地を「菩提」と呼ぶようになったと言われています。

みやこ町勝山松田

お参りの仕方がユニークな神社

民話

仙人神社「せん助さん」

祀られている神様「せん助さん」は、江戸時代に実在した大酒のみの人物といわれています。お堂の裏にあるせん助さんの口とされる石に「まあ、一杯お上がりください」と酒を注ぎ、「今度は私がいただきます」と言いながら酒を酌み交わし願い事をすれば叶うと言われています。

みやこ町勝山池田

永沼家住宅 史跡・文化財

江戸時代後期、当地で庄屋等を務めていた永沼家の住宅です。天保10年(1839)から翌々年にかけて建築されました。当時のままに残されている住宅の雰囲気から庄屋のくらしの様子や村での役割などがしのばれます。

※見学　第1・第2日曜日(4月～12月)

みやこ町犀川帆柱

国指定重要文化財

創建時期は明治3年

史跡・文化財

黒門

明治維新前後の混乱の際、豊長戦争で小倉城を失い、豊津の地に移った小笠原藩。藩勢再興は子弟教育にかかっているとして、直ちに藩校の建設にとりかかりました。しかし、藩財政は逼迫していたため、行事の豪商玉江彦右衛門が私財を投じて校舎を建て、藩に寄付しました。「育徳館」と命名され、黒門はその育徳館の校門です。

みやこ町豊津(育徳館中・高校内)

〈広 告〉

総合建設業
Y吉村組 GUMI 株式会社
代表取締役　吉村　正弘
みやこ町犀川続命院691番地
TEL0930-42-2463
FAX0930-28-9022
E-mail: yoshigumi@kud.biglobe.ne.jp

(有)福緑園
造園・土木工事
代表取締役　松岡英隆
〒824-0242 京都郡みやこ町犀川犬丸34番地
TEL:0930-45-4050
FAX:0930-45-4051

株式会社 美孝産業
[建設業]　福岡県知事許可（般-3）第114664号
[解体業]　福岡県知事 第767号
代表取締役 福田 保
一般建築物石綿含有建材調査者
事業内容
●解体工事 ●鋼構造物
●土木工事 ●舗装工事
●とび、土工 ●浚渫工事
●石　工　事 ●水道施設
〒824-0216
福岡県京都郡みやこ町犀川谷口544-1
TEL FAX 0930-55-0235

国指定史跡

古墳

橘塚古墳

全国有数の横穴式石室

綾塚古墳よりもやや古く、6世紀終わり頃の築造と推定されています。黒田小学校校庭にあり、子ども達が歴史を学ぶための生きた教材ともなっています。

みやこ町勝山黒田

綾塚古墳 古墳

全国でも有数の石室をもち、豊前地方を代表する古墳時代後期の横穴式石室の古墳です。江戸時代から信仰の対象とされ、祭壇や鳥居が設けられています。築造年代は6世紀後半から7世紀初頭と推定されています。

みやこ町勝山黒田

国指定史跡

京都平野を展望することができます

馬ヶ岳城跡

「ふたこぶラクダ」の形の特徴ある山容の馬ヶ岳。黒田孝高（官兵衛）が居城としたことでも知られています。

思永館
～旧制豊津中学校講堂～

県内で最も古い学校建築です。現在の育徳館高校の前身、旧制豊津中学校の講堂として明治35年に建設されました。同校が、かつての小笠原藩の藩校「思永館」に起源をもつ学校であることから命名されました。

みやこ町豊津（育徳館中・高校内）

県指定文化財

〈広 告〉

株式会社 箕面開発
MINOOKAIHATSU Ltd.
・採石・発破・ドローン測量・総合建設
一途一心
〒824-0255
福岡県京都郡みやこ町犀川大坂 1194-1
TEL:0930-42-0808
FAX:0930-42-0807

SIN EI 総合建設業
有限会社 新栄建設
代表取締役 内山 卓實
〒824-0205
福岡県京都郡みやこ町犀川久富 1851-2
TEL 0930-42-2536
FAX0930-42-2536/0930-42-0139

土木・舗装工事・解体工事
みやこ町上水道指定工事店
髙瀬建設
代表者 髙瀬 清美
みやこ町犀川本庄 829-5
TEL/FAX
(0930)42-2934

みやこのいろは

思いを馳せて、歴史に触れる

遺産から知るみやこ町の歴史

県指定史跡

豊前国府跡

奈良時代、豊津の地に置かれていた「豊前国府」。国の役所である国府では中央より赴任してきた国司が豊前国の政治を執り行っていました。この歴史的遺産、国府跡を公園として整備しています。

みやこ町国作

郡長正の墓

郡長正は、会津藩家老萱野権兵衛の次男。明治4年に旧会津藩士子弟6名と共に小笠原藩の藩校「育徳館」に留学した少年です。経緯は諸説がありますが、16歳の時に切腹によって自らの命を絶ちました。

みやこ町豊津

秋月の乱戦死者の墓

明治維新の後、新政府の近代化方針によって士族はその糧を失い、政府への不満を募らせ反乱が相次ぎました。秋月の乱を起こした秋月党は、政府・豊津軍との交戦に敗退。墓地には戦闘で討ち死にした16名の旧秋月藩士が眠っています。

みやこ町豊津

史跡・文化財

県指定文化財

豊前国分寺三重塔

高さ23.5m、どっしりとした威容を誇る三重塔は県文化財にも指定されている豊前国分寺のシンボルです。豊前国分寺は戦国時代末期の兵火で焼失しましたが、江戸時代の元禄年間にほぼ復興。現在の三重塔は明治28年に建立されたものです。

みやこ町国分（豊前国分寺跡公園）　9:00～16:00
休 年中無休
但し、国分寺案内所は毎週月曜日・祝日の翌日・年末年始（12/29～1/4）休館
0930-33-5654

check!

▶歴史民俗博物館

この地域に暮らし多彩な歴史をつくってきた人たちの足跡を集め、貴重な歴史的遺産を後世に伝え残していくために設けられたものです。所蔵資料1万余点。旧石器時代から奈良、平安時代、江戸、明治初期と順をおって興味深い資料が展示されています。

みやこ町豊津　9:30～17:00（入館は16:30まで）
休 毎週月曜日、祝日の翌日、年末年始　0930-33-4666

〈広 告〉

防水工事・外壁塗装
屋根漏水改修工事
リフォーム・エクステリア
政時防水工業
代表者　政時 孝行
みやこ町呰見 1574-1
TEL 0930-33-3703

お家のことなら、おまかせください。
みやこ町水道工事指定店
奥村建設
代表者　奥村 保和
☎(0930)33-6436
みやこ町国分 516-2
みやこ町　奥村建設　検索

井戸ボーリング工事・ポンプ配管設備工事
福岡県知事許可　第91206号
佐藤ボーリング
厚生労働大臣認定
1級さく井技能士
代表者 佐藤竜司
みやこ町国分60-2
詳しくはWEBで
TEL 33-2687
FAX 33-2929

みやこ町の先人

みやこ町が誇る偉人！

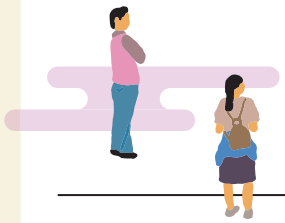

岩垂 邦彦（いわだれ くにひこ）▼1857～1941

日本電気株式会社(NEC)創業者

豊津出身。電信・電気技術者・企業経営者。育徳館で学んだのち、工学寮（現東大工学部）へ官費入校。明治31年に「日本電気合資会社」を設立。晩年には「豊前育英会」への資金提供など故郷の教育振興に尽力。

吉田 健作（よしだ けんさく）▼1852～1892

日本製麻業の父

勝山上田出身。内務省農政官僚。漢詩人・村上佛山の「水哉園」で学び、内務省に入る。産業振興策として麻糸・麻布の生産に注目。フランスで製麻技術を学び、近江麻糸紡織会社、北海道製麻会社の設立を指揮。

堺 利彦（さかい としひこ）▼1870～1933

日本社会主義運動の父

犀川大坂で生まれ、豊津で育つ。旧制豊津中学校（現育徳館高等学校）を卒業。第一高等中学（現東京大学）中退。「万朝報」記者時代に幸徳秋水と出会い、社会主義の道へ。大逆事件後の「冬の時代」を支えた。

小宮 豊隆（こみや とよたか）▼1884～1966

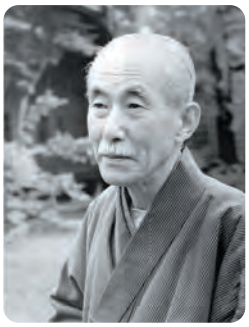

夏目漱石「三四郎」のモデル

犀川久富出身。ドイツ文学者。旧制豊津中学校から第一高等学校・東京帝国大学へ進学。夏目漱石に出会い、門下生となる。東北帝国大学教授、東京音楽学校（現東京芸大）校長など歴任。

吉田 増蔵（よしだ ますぞう）▼1866～1941

元号「昭和」創案者

勝山上田出身。宮内省官僚・漢学者。号・学軒。村上佛山の水哉園や京都帝国大学などで学んだのち、宮内省（現宮内庁）に入る。元号創案の命を受け、「昭和」を創案。宮内省の上司であった森鴎外の信頼も厚かった。

〈広 告〉

交通安全施設・土木資材販売
福岡県交通安全施設業協会会員
有限会社 只松商会
福岡県知事登録許可（般-3）第82274号
専務取締役 西田 佳紀 2級土木施工管理技士
とび・土工工事業
塗装工事業
舗装工事業
土木工事業
解体工事業
［営業内容］
防護柵設置工事
道路区画線設置工事
各種フェンス・防球ネット設置工事
保安用品
〒824-0105 京都郡みやこ町徳政175番地1
TEL.0930-33-2663 FAX.0930-33-5476

木製建具・アルミサッシ・ガラス工事

清水木工
みやこ町犀川本庄752-3
TEL 0930-42-0064
FAX 0930-42-0072

屋根工事業
中原瓦産業

みやこ町勝山黒田1051-2
TEL 0930-32-5308
FAX 0930-32-5308

みやこのいろは

四季を彩る みやこ町の歳時記

自然を敬う気持ちと豊かな実りへの感謝。祭りにはその心が受け継がれています。

大迫力の護摩炊きと火渡り体験ができる

2月

三重塔まつりA

鶏を真似た舞楽を奉納したのが始まり

4月

黒田神社「にわとり楽」B

5月

胸の観音春季大祭C

人々の目を釘付けにする圧倒的な迫力！

5月

生立八幡宮神幸祭D

6月

みやこ町花しょうぶまつりE

〈広 告〉

ボーリング工事

小松ボーリング建設

みやこ町勝山黒田 206-1

TEL・FAX

0930-32-2356

こが動物病院

診療対象動物 犬・猫・小動物

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
AM10:00 ▼ PM 1:00	🐾	🐾	×	🐾	🐾	🐾	🐾
PM 4:00 ▼ PM 8:00	🐾	×	×	🐾	🐾	🐾	🐾

土・日・祝日も診察しています。

苅田町神田町 2-24-14

TEL FAX 093-981-7444

よってこ犀祭inみやこ G

みやこ町夏まつり F

愛郷音楽祭 H

2月	3月	4月	5月	6月	8月	9月	10月	11月	12月
・三重塔まつり A	・林酒造蔵開き	・黒田神社「にわとり楽」B	・生立八幡宮神幸祭 D ・胸の観音春季大祭 C	・みやこ町花しょうぶまつり E	・みやこ町戦没者・物故者合同追悼式 ・みやこ町夏まつり F	・敬老会	・ふれあい ふくしまつり ・崎山ひまわり祭り	・よってこ犀祭ｉｎみやこ G	・愛郷音楽祭 H

〈広 告〉

《豊津物産直売所》
国府の郷
旬の野菜・果物、生花、様々な加工品
自然に触れ採れたての味を楽しむ農業体験
国府の郷はお楽しみ盛りだくさん!
●営業時間／8:00～18:00 ●休 館 日／1月1日～4日
●トイレ、駐車場共 身障者専用有
みやこ町国作464 TEL 0930-33-6620
https://www.kokufunosato.jp

スタッフ募集中!
セブン-イレブン
勝山大久保店
■２４時間営業■年中無休
〈ATM・酒・タバコ・お弁当・惣菜〉
お弁当など御予約承ります
みやこ町勝山大久保 2450-1
☎32-8055

みやこの いろは

みやこ町の逸品

▶みやこ町で採れた自然の恵み

▶みやこ町自慢の特産品・加工品

ジビエ（イノシシ肉）

みやこ町で採れた猪肉「みやこ肉」濃厚で旨味の強い赤身と濃い味わいに加えさっぱりとした脂身

ドレッシング

明治８年創業の醤油醸成場が地元の新鮮野菜を贅沢に使ったドレッシング

ジャム

果樹園の完熟果物を丁寧に煮詰めた手作りジャム

ふるさと納税はこちら▼

〈広 告〉

洋菓子工房 こふれ
Patisserie Coffret
みやこ町豊津1099-9 TEL/FAX (0930)33-3885
営業時間 10：30～18：30
定休日 火曜日（都合により変更になる場合があります。）
お誕生日やお祝いケーキのご予約承ります。
お菓子達とみなさまのご来店お待ちしております。

犀川帆柱特産組合

帆柱みそ・ゆずこしょう・ゆずジャム
木の葉漬・蛇渕漬・福神漬
みやこ町犀川帆柱1259
TEL.0930-43-5355

JA 福岡京築

勝山アグリセンター
京都郡みやこ町勝山箕田1302
TEL.0930-32-2612

なし

帆柱茶

お酒「九州菊」

福岡県産山田錦を35%まで磨きこんだ逸品。旨味がありながらすっきりとした飲み心地。生産数量限定の大吟醸。

みやこ町自慢の名産品！

物産館

美味しいもの揃ってます！

採れたて市場「美夜古かつ山」

- みやこ町勝山箕田1302
- 8:00～18:00
- 休 1月1日～3日
- 0930-32-2931

農林産物直売所「よってこ四季犀館」

- みやこ町犀川生立54-1
- 8:00 ～ 18:00
- 休 1月1日～ 4日
- 0930-42-3339

豊津物産直売所「国府の郷」

～産業振興と情報発信の中核施設～

- みやこ町国作464-1
- 8:00～18:00
- 休 1月1日～4日
- 0930-33-6620

〈広 告〉

みやこのいろは

文化施設

人が集う、文化の拠点

みやこ町総合文化センター サン・グレートみやこ

みやこ町民の文化活動の拠点であり、ホールでは講演や音楽祭など多くの催しが行われています。人々が和やかに語り合い、学び・集う場となっています。

みやこ町勝山黒田
ホール　9:00～22:00
（休館日：月曜日、年末年始、月曜日が祝日の時は翌日）
0930-32-5540

ユータウン犀川（平成筑豊鉄道犀川駅）

平成4年に建設された犀川の玄関口。檜作りのユニークな外観で、隣には、樹齢400年の檜を垂直にして飾ったシンボルタワーがあります。

みやこ町犀川本庄

みやこ町図書館（本館）

時を超えて蓄えられた資料や情報を提供します。分室（勝山・犀川）もあり、インターネットで利用できる電子図書館もあります。

みやこ町豊津
本館　10:00～18:00
分室　12:30～17:00
（休館日：月曜日、毎月最終木曜日、12/28～1/4）
0930-33-1040

〈広告〉

文房具・OA事務機器
教材教具・書籍・教科書
森実商店
みやこ町犀川本庄463-6
☎0930-42-0065 FAX 0930-42-2777

資生堂化粧品・袋物 アクセサリー
もりざね
みやこ町犀川本庄463-6
☎0930-42-0065 FAX 0930-42-2777

プロパンガス・器具販売
住宅設備・風呂ボイラー一式
IDEX 新出光グループ
(有)京都石油店
犀川本庄573-1
☎42-1112

木下設備
トイレ・浴室・洗面所・キッチン
浄化槽・井戸ポンプなど
水まわりの工事・修繕に対応します
まずはお気軽にご相談ください
〒824-0231 福岡県京都郡みやこ町犀川本庄276-2
☎0930-42-2006

行政ガイドインデックス

26 いざというとき

30 住民票・戸籍

34 税金

36 医療・介護・年金

44 健康・福祉

56 教育

57 生活・環境・相談

67 選挙・議会

68 公共施設

〈広 告〉

店舗・事務所の
日常清掃やワックス
業務用エアコン
換気扇・ガラス清掃
スズメバチ・シロアリ
アライグマ駆除
(株)京都ビルサービス
行橋市西宮市2-14-26
TEL (0930) 22-5561

UNIPRES
ユニプレス九州株式会社
プレスを究めて、プレスを越える。
ユニプレス九州は、くるま社会の豊かな未来づくりの一躍を担って走り続けます！

〒824-0802 京都郡みやこ町勝山松田507
TEL.0930-32-4051
FAX.0930-32-4058

吉村石油

お茶・アルミサッシ・窓ガラス修理
お任せ下さい！
福岡県京都郡みやこ町豊津389-1
TEL0930-33-2274 FAX33-5045
株式会社フォーシー 代表取締役 吉村 直樹

ライドグループ
株式会社ライズワン
(派 40-301697)
人材派遣については➡
製品検査・選別及び
修正等の品質管理業務
については⬇

株式会社ライド
TEL 0930-28-9991
お家の片付け・倉庫の
片付け・不用品の処分
大きな家具家電も
すべて運びだしますよ
丁寧に現地調査した
うえで御見積りいたします
【お見積り無料】
作業中は無料で空間除菌をサービス致します。
ハウスクリーニング
始めました
《数々の作業実績あり★》
お部屋の清掃・家屋外清掃
換気扇や水回り清掃から
ワックスがけ等など

京都郡みやこ町勝山松田1203-3 FAX 0930-28-9994

いざというとき

防災情報

問総務課 危機管理対策係　32-2511

家族で防災会議を開こう!

地震や台風などの災害による被害を最小限に食い止めるためには、日ごろの備えが大切です。年に一度は家庭で防災会議を開き、家族みんなで防災対策について話し合いましょう。

家族の役割分担を決める
最寄りの避難場所と避難ルートを確認する
家族が離れ離れになったときの連絡方法を決める
消火器、バケツなど消火の備えをする
非常持ち出し品をチェックする
家の耐震化や家具などの固定をする

非常持ち出し品を準備しよう!

非常持ち出し品を家族構成に合わせて必要最小限に絞込み、目に付きやすいところに置いて災害時に備えましょう。また、ときどき中身を点検して、使用期限などを確認することも大切です。

★ポイント:少なくとも3日分を目安に、軽くてコンパクトなものを選びましょう!

食料品	飲料水、乾パン、缶詰、クラッカー、レトルト食品など
貴重品	現金(小銭)、預金通帳、印鑑、その他の重要書類
衣類など	衣類、タオル、毛布、寝袋、下着類、上着など
安全対策	ヘルメット、防災頭巾、救急セット、常備薬、靴など
日用品	手袋(軍手)、ティッシュ、ローソク、マッチ、ライター、ロープ、懐中電灯、携帯ラジオ、生理用品、歯ブラシなど
あると便利なもの	ウェットティッシュ、マスク、ビニール袋、携帯用浄水器、食品用ラップ、ナイフ、缶切り、雨具など
その他	笛、携帯用カイロ、保険証コピー

この他二次持ち出し品として長期保存可能な備蓄品を備えておくと良いでしょう。被災直後は食品の確保が十分にできません。救助活動が受けられるまでの必需品は各家庭で備えておく必要があります。

被災直後の生活を支えるために、一人あたり最低3日分の食料品や飲料水などを準備しておきましょう。

水は1人あたり1日3リットルが目安です。

〈広 告〉

みやこ町防災マップ

問総務課 危機管理対策係　32-2511

みやこ町では防災マップを地区ごとに作成しています。詳細はそちらをご覧ください。

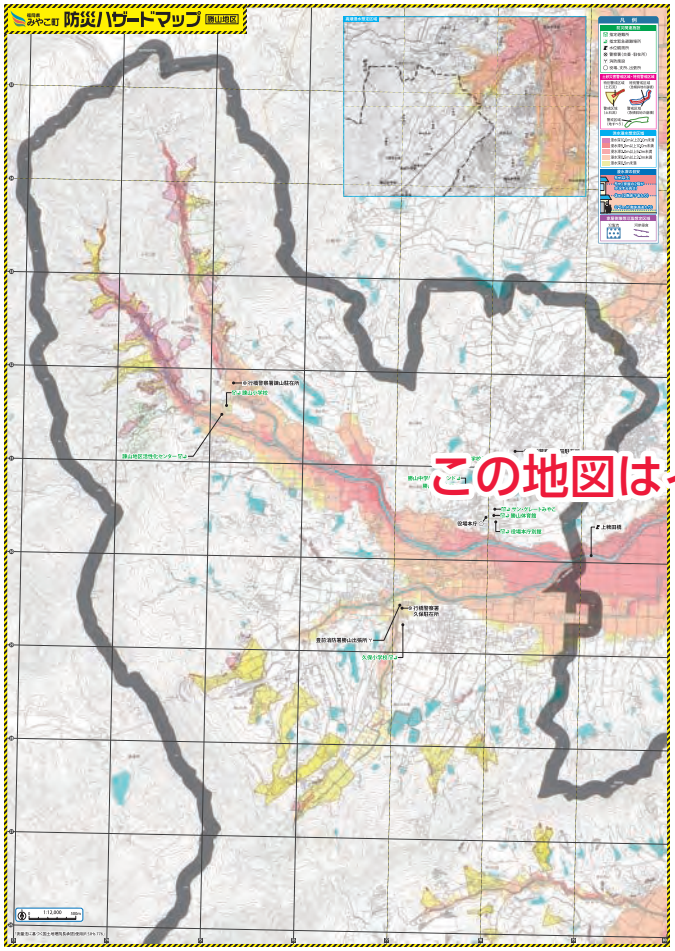

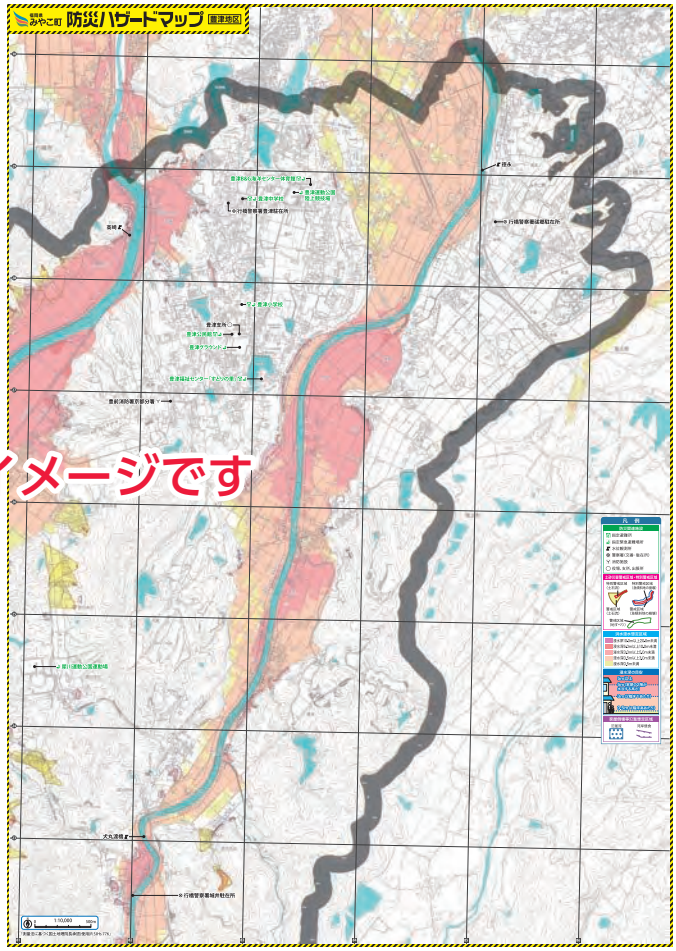

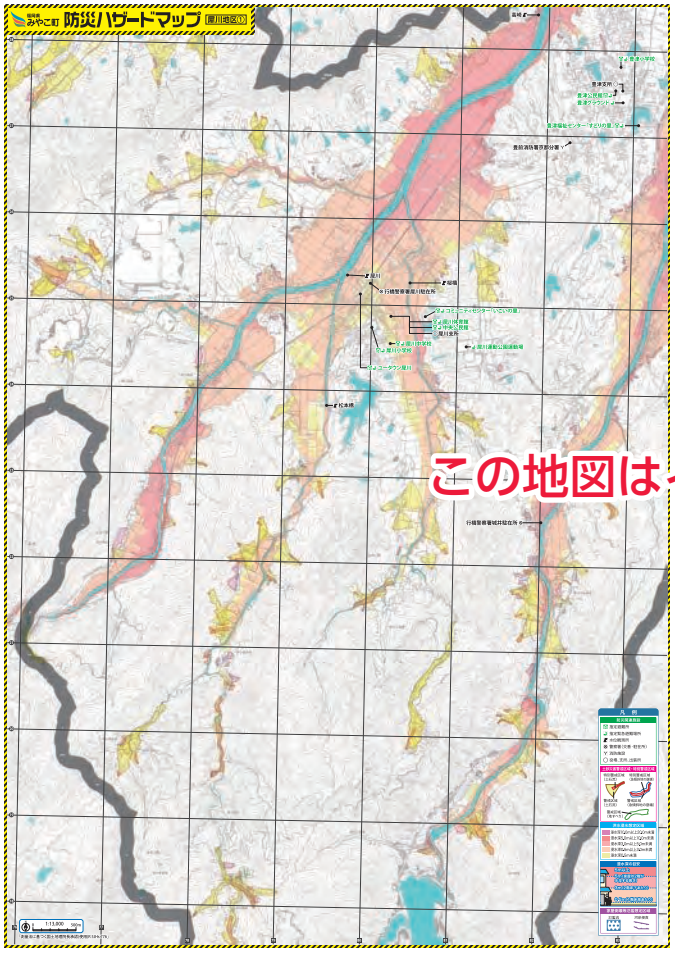

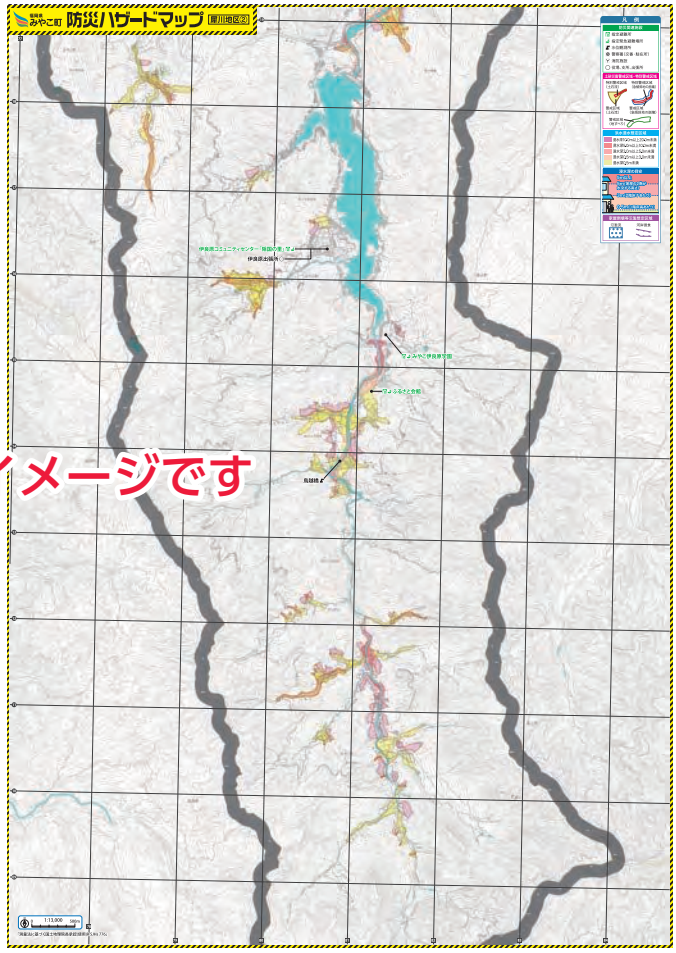

洪水・台風への備え

問総務課 危機管理対策係 ☎32-2511

雨の降り方と強さの目安

やや強い雨 1時間に10～20㎜の雨	強い雨 1時間に20～30㎜の雨	激しい雨 1時間に30～50㎜の雨	非常に激しい雨 1時間に50～80㎜の雨	猛烈な雨 1時間に80㎜以上の雨
地面一面に水たまりができ、話声が聞き取りにくくなります。長雨になりそうなら警戒が必要です。	土砂降りの雨。傘をさしていても濡れてしまうほどの雨です。下水があふれ、小河川ならはん濫、また、崖崩れの心配もあります。	バケツをひっくり返したような激しい雨。山崩れ、崖崩れが起こりやすくなります。道路規制も行われます。避難の準備を。	滝のように降り、あたりが水しぶきで白っぽくなります。中小の河川ははん濫し、水害発生の可能性が高まります。避難指示などが出る場合があります。	息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じます。雨による大規模な災害が発生する恐れが強く、厳重な警戒が必要です。車の運転は非常に危険です。避難指示などが出る場合があります。

台風の大きさと強さの目安

問総務課 危機管理対策係 ☎32-2511

台風に関する情報の中では台風の大きさと強さを組み合わせて、『大型で強い台風』のように呼びます。

台風の大きさ

※気象庁による

階級	風速 15m/s以上の半径
大型（大きい）	500㎞以上～800㎞未満
超大型（非常に大きい）	800㎞以上

台風の強さ

※気象庁による

分類	最大風速 注1)（m/s）
台風	17m/s～33m/s未満
強い台風	33m/s～44m/s未満
非常に強い台風	44m/s～54m/s未満
猛烈な台風	54m/s以上

注1）最大風速とは10分間の平均風速の最大値

風速注2) 10m/s～	風速 15m/s～	風速 20m/s～	風速 25m/s～	風速 30m/s～
風に向かって歩きにくくなります。	ビニールハウスなどが壊れ始めます。	シャッターが壊れ始め、風で飛ばされたもので窓ガラスが割れたりします。	ブロック塀が壊れたりします。	屋根が飛ばされたり、木造住宅が全壊することもあります。

注2）風速とは10分間の平均風速

台風接近！

台風の接近により、家にいるのが不安なときは、風が強くなる前に、まず**役場に連絡してください。**
避難される場合は、毛布や食べ物など必要なものを持ってきてください。
避難場所は、担当職員が待機し、警戒にあたります。

緊急連絡先など

問総務課 危機管理対策係 ☎32-2511

緊急連絡先は

みやこ町役場 ☎0930-32-2511

みやこ町役場豊津支所	☎0930-33-3111
みやこ町役場犀川支所	☎0930-42-0001
京築広域圏消防本部	☎0979-82-0119
豊前消防署　京都分署	☎0930-33-2188
豊前消防署　勝山出張所	☎0930-32-4384
行橋警察署	☎0930-24-5110
福岡県京築県土整備事務所行橋支所	☎0930-23-1746
国土交通省北九州国道事務所行橋維持出張所	☎0930-22-1129

情報収集は

1.気象庁（キキクル）	https://www.jma.go.jp/jma/index.html
2.福岡県防災ホームページ	https://www.bousai.pref.fukuoka.jp/
3.日本道路交通情報センター	https://www.jartic.or.jp/

災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。

1 7 1 をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

指定避難場所

問総務課 危機管理対策係 32-2511

名称(施設名)	所在地(住所)	指定避難所	指定緊急避難場所	緊急一時避難施設	地震	風水害
みやこ町コミュニティセンター「いこいの里」	みやこ町犀川古川50番地	○	○	○	○	○
犀川小学校	みやこ町犀川本庄620番地	○	○	○(校舎・講堂)	○	○
犀川体育館	みやこ町犀川本庄641番地1	○	○	○	○	○
中央公民館	みやこ町犀川本庄641番地1	○	○	○	○	○
ユータウン犀川	みやこ町犀川本庄332番地3	○	○	×	○	○
犀川中学校	みやこ町犀川本庄763番地	○	○	○(校舎・講堂)	○	○
ふるさと会館	みやこ町犀川上伊良原420番地	○	○	×	○	×
伊良原コミュニティセンター「隠国の里」	みやこ町犀川下伊良原1883番地53	○	○	×	○	○
みやこ伊良原学園	みやこ町犀川上伊良原178番地2外	○	○	○(校舎・講堂)	○	○
諫山地区活性化センター	みやこ町勝山岩熊730番地1	○	○	○	○	○
諫山小学校	みやこ町勝山岩熊554番地	○	○	○(校舎・体育館)	○	○
久保小学校	みやこ町勝山大久保1423番地	○	○	○(校舎・講堂)	○	○
みやこ町役場本庁別館	みやこ町勝山上田960番地	○	○	○	○	○
勝山体育館	みやこ町勝山上田976番地	○	○	○	○	○
サン・グレートみやこ	みやこ町勝山黒田86番地1	○	○	○	○	○
黒田小学校	みやこ町勝山黒田825番地1	○	○	○(校舎・体育館)	×	○
勝山中学校	みやこ町勝山黒田1177番地	○	○	○(校舎・体育館)	×	○
みやこ町豊津福祉センター「すどりの里」	みやこ町豊津2174番地1	○	○	○	○	○
豊津公民館	みやこ町豊津1118番地	○	○	○	×	○
豊津B＆G海洋センター体育館	みやこ町国分636番地	○	○	○	○	○
豊津小学校	みやこ町豊津9番地1	○	○	○(校舎・講堂)	○	○
豊津中学校	みやこ町豊津429番地2	○	○	○(校舎・講堂)	×	○
みやこ町豊津運動公園陸上競技場	みやこ町国分1205番地	×	○	×	△	×
みやこ町犀川運動公園運動場	みやこ町犀川末江500番地3	×	○	×	△	×
勝山中学校グラウンド	みやこ町勝山黒田1176番地4	×	○	×	△	×
みやこ町豊津グラウンド	みやこ町豊津1113番地	×	○	×	△	×

○:指定緊急避難場所および指定避難場所として使用可能
△:指定避難場所として使用可能(屋外施設)
×:使用不可
※災害時に全ての避難所が開設されるわけではありません。開設状況は総務課までお問合せください。

福岡県防災メールまもるくん

アプリまもるくん
App Store　Google Play

みやこ町公式LINE

住民票・戸籍

引っ越しの届出

問住民課 住民係　32-2510

住民異動届出における本人確認を実施しています

なりすましや虚偽の届出を防止するため、来庁者の本人確認を行なっています。官公署などが発行する顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）のご提示をお願いします。

※左記の身分証明書などをお持ちでない人は、その他町長が適当と認める書類（健康保険証、年金手帳など）の複数提示でも構いません。

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの
転入届 （みやこ町内に引っ越してきたとき）	転入した日から14日以内	・転出証明書（前住所地からもらってください。マイナンバーカードでの転出を行った場合は不要） ・年金手帳 ・健康保険証（各種医療該当者） ・所得証明書（児童手当受給者） ・マイナンバーカード ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人のみ） ※国外からの転入はパスポート、戸籍謄本、戸籍の附票が必要。ただし、みやこ町に本籍がある人は不要
転出届 （他の市町村や海外に引っ越しするとき）	転出日の前後14日以内	・印鑑登録証（印鑑登録者のみ） ・国民健康保険証（該当者のみ） ・後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ） ・各種医療証（該当者のみ） ・マイナンバーカード、住民基本台帳カード（保持者のみ）
転居届 （みやこ町内で引っ越したとき）	転居日から14日以内	・国民健康保険証（該当者のみ） ・後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ） ・各種医療証（該当者のみ） ・住民基本台帳カード（保持者のみ）、マイナンバーカード ・在留カードまたは特別永住者証明書（外国人のみ）

戸籍の届出

問住民課 住民係　32-2510

戸籍届出の際、運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどで本人確認を行います。

届出の種類	届出期間	届出地	届出に必要なもの	届出人
出生届	生まれた日から14日以内（生まれた日を含む）	・父母の本籍地 ・届出人の住所地 ・出生地	・出生証明書 ・母子健康手帳	父母、同居者、出産に立ち会った医師、助産師の順
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡者の本籍地 ・届出人の住所地 ・死亡地	・死亡診断書	親族、その他の同居者、家主、地主など
婚姻届	届出した日から法律上の効力が発生する	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	※成人2人の証人が必要	夫・妻
離婚届	同上 ※裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内	・夫または妻の本籍地 ・夫または妻の住所地	・裁判離婚の場合は審判書または判決の謄本および確定証明書 ※協議離婚の場合、成人2人の同意が必要	夫・妻 ※裁判離婚の場合は申立人
転籍届	届出した日から法律上の効力が発生する	・転籍者の本籍地 ・住所地 ・転籍地		戸籍筆頭者およびその配偶者

その他届出

この他にも婚姻届・離婚届など、戸籍の届出についてはいろいろなケースがありますので、詳しくはお問合せください。

戸籍届出は年末・年始、土日・祝日でも受付（預かり）できます。詳しくはお問合せください。

住民票・戸籍謄本などの交付

問住民課 住民係　32-2510

各種証明書交付における本人確認を実施しています

なりすましや虚偽の届出を防止するため、来庁者の本人確認を行なっています。官公署などが発行する顔写真付きの身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）のご提示をお願いします。

※上記の身分証明書などをお持ちでない人は、その他町長が適当と認める書類（健康保険証、年金手帳など）の複数提示でも構いませんがあわせて本人確認のための質問をさせていただくことがあります。

住民票など

必要なもの

- 本人もしくは同じ世帯の人が申請する場合
  - ・身分証明書およびその他、町長が適当と認める書類。
- 上記以外の人が申請する場合
  - ・代理人の身分証明書
  - ・委任状（委任者である本人が署名、押印したもの）

手数料（1通あたり）

住民票の写し	200円
住民票の記載事項証明書	200円

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）など

必要なもの

- 本人もしくは同じ戸籍内および直系の親族の人が申請する場合
  - ・身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードなど。あわせて本人確認のための質問をさせていただくことがあります。）
- 上記以外の人が申請する場合
  - ・代理人の身分証明書
  - ・委任状（委任者である本人が署名、押印したもの）

手数料（1通あたり）

全部（個人）事項証明〈戸籍謄（抄）本〉	450円
除籍謄（抄）本	750円
改正原戸籍謄（抄）本	750円
戸籍の附票	200円
身分証明書	200円
受理証明書（届書を受理した市町村での発行）	350円
届書記載事項証明書	350円

印鑑登録、印鑑証明書

問住民課 住民係　32-2510

印鑑登録

手続きできる人

- みやこ町に住民登録をしている15歳以上の人

必要なもの

- 本人が手続きに来る場合
  - ・登録する印鑑
  - ・官公署発行の顔写真付き身分証明書（運転免許証やマイナンバーカードまたはみやこ町に印鑑登録をしている人の保証書）

※お持ちでない人は、照会受付となります。

- 代理人が手続きに来る場合は照会受付となります。
  - ・登録する印鑑
  - ・代理人の身分証明書
  - ・代理人の認印

※登録できない印鑑がありますので、ご不明な点はお問合せください。

照会受付

代理人申請の場合や、顔写真付きの身分証明書をお持ちでない場合は、照会受付となります。当日の交付はできません。

1. 必要事項を申請書にご記入の上、窓口に提出してください。
2. 受付後、本人の住民登録地へ本人確認のための照会書を簡易書留（転送不可）にて郵送します。

〈広 告〉

有限会社
大地測建事務所
代表取締役　山岡 英彦
測量・調査・土木設計・施工管理
〒824-0821　みやこ町勝山上田683-2
TEL：0930-32-2917　FAX：0930-32-2957
E-mail：daiti@circus.ocn.ne.jp

3. 照会書が届いたら、照会書に本人が署名、押印します。(代理人が受け取りに来られる場合は、同封の代理人授与通知が必要です。)
4. 照会書、登録印、本人の身分証明書(健康保険証など)を回答期限内に窓口にお持ちください。(代理人が来られる場合は、代理人の身分証明書もあわせてお持ちください。)
5. 印鑑登録証を交付します。

※改印や再交付の場合の手続きも上記と同様になります。なお改印手続には印鑑登録証をお持ちください。

手数料

印鑑登録(新規)	200円
印鑑登録(再発行)	1,000円

印鑑証明書の交付

必要なもの

● 本人が申請する場合

・印鑑登録証(証明用町民カード)(登録印は不要です。)

※印鑑登録証がない場合には、いかなる場合でも印鑑証明書の発行はできません。

● 本人以外の人が申請する場合

・本人の印鑑登録証

※本人の住所・氏名・生年月日を正確にお知らせください。

手数料

印鑑証明書	200円

マイナンバーカードを利用したサービスについて

問住民課 住民係 ☎32-2510

国民一人ひとりに12桁の数字を割り当て、保険や年金などの社会保障や災害対策、税の賦課など、公共サービスを効率的に運用するためにマイナンバー制度が活用されます。

行政手続などにマイナンバーを連携することにより、手続きの際に必要だった添付書類などが大幅に省略され、スムーズな申請が可能となります。

通知カード

平成27年10月5日時点にみやこ町に住所のある世帯に対し届いた紙製のカードで「12桁の個人番号」「氏名」「住所」「生年月日」「性別」などが記載されています。

個人番号カード(マイナンバーカード)

通知カードに記載されてある事項のほか、顔写真が貼付されており公的証明書にも使用できます。

カードの取得には交付申請が必要となります。

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービス

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを使って全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)から、住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスです。

※15歳未満の人は、コンビニ交付を利用できません。

必要なもの

・マイナンバーカード(「利用者証明用電子証明書」が格納されたもの)

・利用者証明用電子証明の暗証番号(数字4桁)

利用できる場所

・みやこ町役場本庁・支所

・城井郵便局・諫山郵便局

・コンビニ交付対応のキオスク端末(マルチコピー機)設置のセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど、全国のコンビニエンスストア店舗。

取得できる証明書・手数料・利用時間

取得できる証明書	手数料	利用時間
住民票の写し	200円	6時30分～23時
印鑑登録証明書	200円	6時30分～23時
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	450円	(平日)8時30分～17時
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	450円	(平日)8時30分～17時
戸籍の附票の写し	200円	(平日)8時30分～17時

※12月29日～1月3日および臨時的なメンテナンス日などは利用できません。

※戸籍の証明書は、現在みやこ町に本籍がある人のみ取得できます。

戸籍証明書交付の利用登録申請

みやこ町以外に住民登録がある人でも、本籍がみやこ町にあればコンビニ交付で「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）」「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）」「戸籍の附票の写し」を取得できます。

利用するためには、マイナンバーカードを使って、事前にキオスク端末（マルチコピー機）や電子申請による「戸籍証明書交付の利用登録申請」を行う必要があります。

※みやこ町に住民登録および本籍がある人は、利用登録申請は不要です。

※住民登録はみやこ町で本籍が他市区町村にある人は、本籍地の市区町村にお問合せください。

マイナンバーカードに関する手続き

こんなとき	必要なもの
・マイナンバーカードを取得したい 詳しい申請方法・受取方法についてはお問合せください。	・本人確認できるもの ・通知カード（お持ちの人のみ） ・個人番号カード交付申請書（お持ちの人のみ） ・住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）
・マイナンバーカードの暗証番号がわからなくなった ・暗証番号を間違えて、ロックされた	・マイナンバーカード ・本人確認できるもの 代理人による手続きも可能ですが、申請当日には手続きが終了しませんので、ご注意ください。手続き方法の詳細についてはお問合せください。
マイナンバーカードを紛失した	・本人確認できるもの マイナンバーカードの機能を停止する必要がありますので、来庁前にマイナンバー総合ダイヤル（0120-95-0178）へ紛失したことを連絡してください。
マイナンバーカードの有効期限通知書が届いた	・マイナンバーカード ・本人確認できるもの ・署名用電子証明書暗証番号（6桁） ・利用者証明用電子証明書（4桁） 代理人による手続きも可能ですが、暗証番号が不明な場合、申請当日には手続きが終了しませんので、ご注意ください。手続き方法の詳細についてはお問合せください。
引っ越しや婚姻などでマイナンバーカードの券面記載事項（住所・氏名など）が変更となった	・マイナンバーカード ・署名用電子証明書暗証番号（6桁） ・利用者証明用電子証明書（4桁）

引越しワンストップサービス（マイナンバーカードを利用したオンラインでの住所変更申請）

転出（みやこ町から他の区市町村への引越し・国外を除く）の手続きについて、マイナンバーカードを利用してマイナポータルを通じてオンラインでの申請ができます。このサービスを利用した場合、転出の手続きで窓口に来庁することが原則不要になります。（転出証明書は交付されません。）

利用できる人

・日本国内の引越しをする人
・電子証明書（暗証番号）が有効なマイナンバーカードを持っている人
・マイナンバーカードの読み込みに対応したスマートフォンなどの機器を持っている人

〈広 告〉

創造力と想像力でコンピュータシステムを
設計・構築・開発をお手伝いいたします

株式会社アンクル

苅田町港町４番地５
TEL（093）436-5788（代）
FAX（093）436-5789

税金

町税のおもなもの

問税務課　32-2515

種類		納税義務者	備考
普通税	住民税	・1月1日現在、町内に住所がある人で、前年中に所得があった人 ・1月1日現在、町内に事務所・事業所または家屋敷を所有する人で、町内に住所がない人	税額は、前年の収入をもとに所得に応じて算出されますので、毎年3月15日までに申告書を提出してください。 ただし、給与収入のみのサラリーマンや、公的年金のみの人、所得税の確定申告をした人は、申告の必要はありません。
普通税	固定資産税	1月1日現在、町内に土地、家屋、償却資産を所有する人	固定資産課税台帳は課税決定後に縦覧期間（毎年4月1日から第1期納付期限まで）があります。 なお、事業用償却資産の所有者は1月31日までに申告してください。
普通税	軽自動車税	毎年4月1日に原動機付自転車・軽自動車などを所有している人	身体に障がいがある人などが所有し、本人や家族が運転する車の税金は免除される場合があります。
目的税	国民健康保険税	国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主	税額は、世帯単位で計算されます。世帯の年間保険税額は、①所得割額（所得に応じて計算した金額）、②均等割額（加入者1人あたりの金額）、③平等割額（一世帯あたりの金額）を合算した金額です。

軽自動車税（種別割）

軽自動車税は、毎年4月1日現在に原動機付自転車・軽自動車などを所有している人（または使用者）に対して課税されます。バイクを業者に売り渡したり、友人に譲ったなど、バイクが手元に無くても、廃車の手続きが完了していない場合には、継続して税金がかかります。すみやかに手続きを行ってください。

税額は車種により次のとおりです。

区分		税額 平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
2輪の軽自動車	125cc超250cc以下	3,600円
2輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円

区分		税額 平成27年度までの登録車	税額 平成28年度以降の登録車（注1）	税額 重課税率（注2）
3輪		3,100円	3,900円	4,600円
4輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
4輪乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
4輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
4輪貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※軽自動車税は、年の途中で廃車にしても月割還付はありません。
注1）平成27年4月1日以降に、最初の新規検査を受けるものから新税率を適用します。
注2）最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車などについて、標準税率の概ね20%の重課を導入します。（平成28年度課税分から）

納付

問税務課　32-2515

納付場所

みやこ町役場　本庁（支所および出張所での取り扱いはできません）／福岡京築農業協同組合／西日本シティ銀行／福岡銀行／北九州銀行／福岡ひびき信用金庫／九州内のゆうちょ銀行または郵便局（沖縄県を除く）

ただし、納付書に傷や汚れ、金額の訂正があるものはお取り扱いできません。納付には口座振替が便利です。お申し込みの際は、税務課徴収係にお問合せください。

下記のコンビニエンスストアでも納付できます。ただし、一枚あたりの金額が30万円を超える場合は、納付できません。

ローソン／ファミリーマート／デイリーヤマザキ／ヤマザキデイリーストア／セブンイレブン／セイコーマート／ポプラ／ミニストップ／くらしハウス／生活彩家／スリーエイト／ハマナスクラブ

町税などの納期

各税、各料の納付書でお支払いの場合の納期は、次のとおりとなります。納め忘れのないようにお願いいたします。（年金から天引きされるものは、年金支払月に天引きされます。）

納期限	固定資産税	軽自動車税	町県民税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	年金特別徴収
5月 末日	○	○					4月、6月、8月、10月、12月、2月の年金から天引きされます。
6月 末日			○				
7月 末日	○			○	○	○	
8月 末日			○	○	○	○	
9月 末日	○			○	○	○	
10月 末日			○	○	○	○	
11月 末日	○			○	○	○	
12月28日			○	○	○	○	
1月 末日				○	○	○	
2月 末日				○	○	○	
3月 末日						○	

※納期限が、土、日、祝日であった場合は、翌営業日となります。また、税額の更正などがされた場合は、納める月などが変更される場合がありますので、納期限につきましては、必ず納付書をご確認ください。

納付に困ったとき

特別な事情があって納期内に納めることができない場合は、税務課徴収係へご相談ください。

スーパーでは売っていない
安くて美味しい業務用食品

食材は6,000アイテム以上！
24時間365日注文可能！
テイクアウト用商品も充実！
個人でも購入可能！

お店で食べるプロの味をお家で楽しみたいな
そろそろお店でテイクアウト始めたいな
お店の仕入れやお手軽な買い物に便利！

販売価格10,000円以上のご購入で
（税込価格10,800円～11,000円）
全ての送料・代引き手数料が無料！
〈北海道・鹿児島は20,000円（税込価格21,600円～22,000円）以上、沖縄は30,000円（税込価格32,400円～33,000円）以上〉

まずは会員登録を！
（登録料・年会費無料）

全国の皆様に満足をお届けします。
食彩ネット
詳しくは 食彩ネット 検索

運営会社 株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪市天王寺区上本町5丁目3-15　:06-6766-3380　FAX:06-6766-3345

医療・介護・年金

医療

国民健康保険制度

問保険福祉課 医療保険係 ☎32-2516

国民健康保険

健康保険制度とは、病気やケガをしたときに安心してお医者さんにかかることができるように、日ごろからみんなでお金を出し合い、みんなで助け合おうという制度です。日本では国民皆保険制度になっているため、すべての人が必ずいずれかの健康保険に加入していなければなりません。この健康保険制度のなかで、国民健康保険は皆さんが住む都道府県および市区町村が運営をしています。国民健康保険に加入する一人ひとりのことを被保険者といい、職場の健康保険などに加入している人、後期高齢者医療制度に該当している人、生活保護を受けている人を除いて、すべての人が国民健康保険に加入します。

※国民皆保険制度ではすべての人が常にいずれかの健康保険に加入していないといけないため、職場の健康保険などの資格がなくなった後に国民健康保険加入の手続きが遅れた場合、その健康保険の資格を喪失した日まで遡って国民健康保険に加入することになり、あわせてその分の国民健康保険税をお支払い頂くことになります。

国民健康保険の届け出は14日以内に

	資格取得・喪失の理由	必要なもの
資格を取得する場合	転入したとき	転出証明書
	勤務先の健康保険などをやめたとき、または被扶養者でなくなったとき	勤務先の健康保険の資格喪失証明書
	健康保険の任意継続の期間が終了したとき	任意継続保険資格喪失証明書
	生活保護をうけなくなったとき	生活保護廃止決定通知書
資格を喪失する場合	転出するとき	国民健康保険証
	勤務先の健康保険に加入したとき、または被扶養者になったとき	国民健康保険証、勤務先の保険証
	死亡したとき	国民健康保険証、相続人代表の人の通帳、喪主の人の通帳（相続人代表と喪主が同じ場合は1つで構いません。）、喪主の人が確認できるもの（会葬御礼、火葬許可証、葬儀の請求書＋領収書のいずれか） ※死亡された人と相続人代表の人の世帯が別の場合は、続柄が分かるもの（戸籍謄本など、コピー可）
	生活保護をうけるようになったとき	国民健康保険証、生活保護開始決定通知書

※全ての手続に、本人確認書類が必要です。

その他

こんなとき	必要なもの
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	国民健康保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	本人であることを証明するもの（運転免許証など）
修学などのため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、入所証明書、他市区町村の住民票

※上記以外のものが必要になる場合があります。

給付

病気やケガなどで診療を受けたとき（療養の給付）

病院や薬局で保険証を提示すれば医療費の一部（自己負担割合）を支払うだけで医療を受けることができます。

自己負担割合について

義務教育就学前	2割
義務教育就学以上70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	・2割 ・現役並み所得者は3割（※1）

（※1）現役並み所得者とは、世帯内に70歳から74歳までの国保被保険者で住民税課税所得が145万円以上の方がいる人です。

入院時の食事代

入院しているときは診療や薬剤にかかる費用とは別に食事代（標準負担額といいます。）を自己負担することになります。

この標準負担額については所得により異なります。

いったん医療費の全額を自己負担したとき（療養費の支給）

いったん全額を自己負担した後、保険福祉課医療保険係の窓口で申請し、認められれば自己負担分を除いた額が支給されます。

死亡したとき

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行なった人に3万円が支給されます。

国民健康保険で受けられないもの

・健康診断や予防注射
・美容整形や歯科矯正
・正常な妊娠・出産、経済的な理由による妊娠中絶
・仕事上の病気やケガ（労災保険の適用）

制限されるもの

・けんか、泥酔などによる病気やケガ
・犯罪を犯したときや故意による病気、ケガ
・医師や保険者の指示に従わなかったとき

高額療養費とは?

1か月内の医療費が高額となったとき、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人では、限度額が異なります。

申請に必要なもの

・国民健康保険証
・金融機関の通帳など振込先の分かるもの(世帯主名義)
・医療機関などが発行した領収書または支払証明書

限度額適用認定証

国民健康保険証と交付された限度額適用認定証を病院窓口などに提示することにより、一定の限度額までで支払いが済むようになります。また、交付不要な人もいますので、対象かどうかはお問合せください。

※住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」となります。

厚生労働大臣の指定する特定疾病について

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある厚生労働大臣の指定する特定疾病の人は「特定疾病療養受療証」を提示すれば自己負担額は1か月1万円(慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については2万円)までとなります。

厚生労働大臣の指定する特定疾病とは

・先天性血液凝固因子障害の一部
・人工透析が必要な慢性腎不全
・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

申請に必要なもの

・国民健康保険証　・医師の意見書

交通事故などにあったとき(第三者行為)

「交通事故」「他人の犬にかまれた」「ゴルフボールがあたった」など第三者から傷害を受け、国民健康保険証で治療を受けたときは、速やかに保険福祉課医療保険係まで届け出てください。

この場合の医療費は原則として相手側が負担すべきものですが、国民健康保険で一時的に医療費を立て替えることができます。そのため、国民健康保険が相手側に請求することになります。

出産育児一時金

国民健康保険に加入している人が出産したときは出産育児一時金として48.8万円(産科医療補償制度に加入する医療機関などで出産したときは50万円)が支給されます。

原則として、国民健康保険から医療機関などに直接支払われるので、出産した人は不足分だけを医療機関などへ支払います。出産費用が一時金に満たないときは、保険福祉課医療保険係に申請すれば、その差額が支給されます。

※別の医療保険から出産育児一時金が支給される場合は、国民健康保険からは支給されません。

なお、妊娠12週(85日)以降であれば、死産や流産でも支給されます。

国民健康保険税

国民健康保険税

国民健康保険に加入すると、国民健康保険税を納めなければなりません。納められた国民健康保険税は国の補助とあわせて病気やけがをしたときの医療費をはじめ、出産一時金や葬祭費の給付に必要な費用に充てられます。また、40歳から64歳までの加入者には、介護保険分の保険税をあわせて納めていただきます。

国民健康保険加入者は所得の申告が必要です

国民健康保険税の税額は、国民健康保険に加入している人、世帯に国民健康保険に加入している人がいる世帯主の、前年の所得に基づいて計算します。適正に税額を計算するためにも所得の有無にかかわらず、所得の申告をお願いします。(ただし、勤務先から給与支払報告書が提出されている人や確定申告をしている人は除きます。)

世帯の中の国民健康保険加入者に申告がない所得不明者がいる場合、適正な国民健康保険税が計算されないだけでなく、高額医療費の自己負担限度額も上位所得者と同じ扱いになりますので、必ず所得の申告をしてください。

※国民健康保険税については、国民健康保険加入者全員の合計所得が一定の所得より低い場合、その所得に応じて均等割額と平等割額が7割、5割、2割軽減されます。

保険税の納め方

普通徴収

納付書または口座振替により納めます。

特別徴収

①世帯内の国民健康保険加入者の全員が65歳以上75歳未満であること。②世帯主の年金受給額が年間18万円以上であること。③国民健康保険税と介護保険料の合計が年金受給額の1/2を超えないこと。以上の条件をすべて満たす世帯である場合、自動的に年金からの天引きに変更になります。

※保険税の納付変更の申込方法や納付方法の切替時期については税務課(32-2515)へお問合せください。

福岡県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証を交付します

高齢受給者証

みやこ町国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人は、所得などに応じて自己負担割合が記載された被保険者証が交付されます。

高齢受給者証の対象者

70歳から74歳までの人

70歳になる月の翌月(1日が誕生日の人はその月)から対象になります。

(例)7月1日が誕生日⇒7月から対象
　　7月2日が誕生日⇒8月から対象

※75歳以上の人については75歳になる誕生日から、後期高齢者医療制度に加入することになります。

交付

70歳以上74歳の人:毎年7月下旬に郵送します。

今後70歳になる人:70歳になる誕生月(1日生まれは前月)の中旬に郵送により交付します。

医療費の窓口負担割合

世帯の所得状況によって、2割負担または3割負担になります。

3割負担になる人

70歳から74歳の国民健康保険加入者の中で住民税課税所得が145万円以上の方がいる世帯の人です。

ただし、次の要件に該当する場合は、申請することにより、窓口の割合が2割になります。

同じ世帯に70歳以上の国民健康保険被保険者または国民健康保険から後期高齢者医療に移行した人が

1人の場合……収入合計が383万円未満
2人以上の場合…収入合計が520万円未満

後期高齢者医療制度

問 保険福祉課 医療保険係 ☎32-2516

後期高齢者医療

平成20年4月から、それまでの老人保健制度に代わり、「後期高齢者医療制度」が始まりました。

少子高齢化が進み、高齢者の医療費が増える中、国が進める医療制度改革の1つとして創設された後期高齢者医療制度は、高齢者世代と現役世代の負担と給付を明確にし、75歳以上の人の心身の特性や生活実態などを踏まえた、公平でわかりやすい制度として実施されています。

対象となるとき（資格を取得するとき）

加入条件	手続きに必要なもの
75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）	75歳の誕生日の前月に保険証を郵送します
65歳以上75歳未満の一定の障がいをお持ちの人が申請を行い、広域連合から認定を受けたとき（認定を受けた日から）	・後期高齢者医療制度加入前の保険証 ・障害者手帳など
適用除外要件に該当しなくなったとき（生活保護の廃止など）	後期高齢者医療制度に加入することが確認できる書類

対象でなくなるとき（資格を喪失するとき）

喪失となるとき	手続きに必要なもの
死亡したとき	・亡くなられた人の後期高齢者医療被保険者証 ・相続人代表の人の通帳 ・喪主の人の通帳（相続人代表と喪主が同じ場合は1つでかまいません。） ・喪主の人が確認できるもの（会葬御礼、火葬許可証、葬儀の請求書＋領収書のいずれか） ※死亡された人と相続人代表の人の世帯が別の場合は、続柄が分かるもの（戸籍謄本など、コピー可）
75歳未満の人が一定の障がいの状態に該当しなくなったとき	・後期高齢者医療被保険者証 ・障害者手帳
適用除外要件に該当するようになったとき（生活保護の開始など）	・後期等高齢者医療被保険者証 ・後期高齢者医療制度に該当しなくなったことが確認できる書類

保険料の納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれます。納める保険料は75歳の誕生日前日の月分からです。

特別徴収（年金からの天引き）

保険料は年金の支給額から天引きされます。

普通徴収（納付書・口座振替）

年金受給額が年額18万円未満の人や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が年金受給額の2分の1を超えてしまう人は、特別徴収になりません。納付書や口座振替で納めていただきます。

※保険料の納付方法変更の申込方法や納付方法の切替時期については税務課（☎32-2515）へお問合せください。

入院をされるとき

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人（非課税世帯）が入院する場合、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証を病院の窓口に提示することで、窓口での支払いが限度額までとなります。保険福祉課医療保険係の窓口で後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の発行手続きを行なってください。

また、負担割合が3割かつ同一世帯の被保険者の住民税課税所得が690万円未満の人は、限度額適用認定証の対象となりますので、窓口で発行手続きを行ってください。

※非課税世帯のみが対象となります。

交通事故などにあったとき（第三者行為）

交通事故などで第三者から傷害を受け、後期高齢者医療被保険者証で治療を受けたときは、速やかに保険福祉課医療保険係まで届けてください。

医療費は原則として相手側が負担すべきものですが、後期高齢者医療で一時的に医療費を立て替えることができます。その後、相手側に請求することになります。

後期高齢者医療受給者が医療機関などで医療費を全額自己負担した場合

後期高齢者医療受給者が、緊急その他やむを得ない理由により保険証を持たず医療機関などにおいて診療、薬剤の支給もしくは手当てを受けた場合、あとで払い戻しが受けられます。

ただし、次の場合は医師の指示または必要と認めたときに限り、払い戻しが受けられます。

・あんま、ハリ、灸、マッサージの費用　・補装具代
・重病人の入院、転院などの移送にかかった費用など

健康診査の実施

生活習慣病の予防および早期発見・早期治療は重要であることから、広域連合において、健康診査を実施します。詳しくは広域連合へお問合せください。

● 問合先　福岡県後期高齢者医療広域連合
☎092-651-3111

重度障がい者医療

問保険福祉課 医療保険係 32-2516

重度障がい者医療とは

重度障がい者に係る医療費の一部を助成することにより、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

対象者

・身体障がい者（手帳1・2級）
・知的障がい者（知能指数35以下）
・重複障がい者（身体障害者手帳3級かつ知能指数36以上50以下）
・精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級）
※生活保護受給者は対象となりません。
※3才未満は子ども医療制度優先となります。
※65歳以上の人は後期高齢者医療被保険者に限ります。

所得制限

特別障害者手当と同じ

自己負担額

通院：500円／月
入院：一般世帯　500円／日（10,000円／月まで）
　　非課税世帯(注1)　300円／日（6,000円／月まで）
※入院中の食事代や差額ベッド代などの保険がきかない費用は助成の対象外です。
（注1）保険者が交付する限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人
・自己負担額は1医療機関ごと（薬局を除く）の金額です。
・福岡県外で受診をした場合は、重度障がい者医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
・治療用装具（コルセットなど）の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

子ども医療

問保険福祉課 医療保険係 32-2516

子ども医療とは

中学生までのお子さんの医療費の自己負担分を助成する制度です。
子ども医療証をお持ちでない人は事前に申請が必要となります。

対象者	15歳年度末までの子（生活保護受給者を除く）
所得制限	なし
自己負担額	なし（3歳に到達した日の月末まで） 3歳に到達した翌月以降 通院　600円／月 入院　500円／日（月7日限度） 医療機関ごと（薬局を除く）
有効期間	15歳に到達した以後の最初の3月31日まで
更新	3歳に到達する月

※保険がきかない費用（予防接種・薬の容器代など）や入院時の食事代は助成の対象外です。
※福岡県外で受診をした場合は、子ども医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
※治療用装具（コルセットなど）の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

青少年医療

問保険福祉課 医療保険係 32-2516

青少年医療とは

高校生世代のお子さんの医療費の自己負担分を助成する制度です。
青少年医療証をお持ちでない人は事前に申請が必要となります。

対象者	高校生世代（15歳～18歳）の子ども（生活保護受給者を除く）
所得制限	なし
自己負担額	通院　600円／月 入院　500円／日（月7日限度） 医療機関ごと（薬局を除く）
有効期間	18歳に到達した以後の最初の3月31日まで

※重度障がい者医療またはひとり親家庭等医療証の交付を受けている人は対象となりません。

※保険がきかない費用（予防接種・薬の容器代など）や入院時の食事代は助成の対象外です。
※福岡県外で受診をした場合は、青少年医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
※治療用装具（コルセットなど）の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

ひとり親家庭等医療

問保険福祉課 医療保険係　32-2516

ひとり親家庭等医療とは

ひとり親家庭等医療制度は次のいずれかに該当する人の医療費の自己負担分を助成する制度です。
（※ひとり親家庭等医療制度には、対象者の除外規定として所得制限があります。）

対象者

母子家庭・父子家庭・父母のいない家庭など
児童は16歳になる年の4月1日から18歳になる年度末まで。
（子ども医療証は中学生までです。その後ひとり親家庭等医療に該当する人は4月にひとり親家庭等医療証を郵送します。）
※生活保護受給者は対象となりません。

自己負担額

通院：800円／月まで
入院：500円／日まで（3,500円／月まで）
※入院中の食事代や差額ベッド代などの保険がきかない費用は助成の対象外です。
・自己負担額は1医療機関ごと（薬局を除く）の金額です。
・福岡県外で受診をした場合は、ひとり親家庭等医療証が使えませんので、申請によりあとから払い戻しができます。
・治療用装具（コルセットなど）の費用は、申請によりあとから払い戻しができます。

更新

毎年10月1日

未熟児養育医療

問保険福祉課 医療保険係　32-2516

未熟児養育医療とは

身体の発育が未熟なままで生まれ、入院養育が必要な乳児（1歳未満）について、その治療に必要な医療費の給付を受けることができる制度です。

対象者

指定養育医療機関にて入院療養を要する満1歳未満の未熟児で、次のいずれかに該当する人。
(1)出生体重が2000g以下の未熟児
(2)生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア　一般状態	(a)運動不安、けいれんがある (b)運動が異常に少ない
イ　体温	摂氏34度以下のもの
ウ　呼吸器循環器系	(a)強度のチアノーゼが持続するかチアノーゼ発作を繰り返す (b)呼吸数が毎分50を超えて増加傾向にあるか、毎分30以下 (c)出血傾向の強いもの
エ　消化器系	(a)生後24時間以上排便のないもの (b)生後48時間以上嘔吐が持続しているもの (c)血性吐物、血性便がある
オ　黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸があるもの

申請できる人

未熟児の保護者（主たる生計者）。
原則として、養育医療の給付が必要となった日から起算して30日以内に申請してください。

給付内容

入院養育における診察・医学的処理・治療などが受けられます。
ただし、保険が適用されない医療費は対象外です。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

音の鳴る信号機

音で青信号を知らせて、安全に横断歩道を渡ることができます。

自動ドア

車いすの方や荷物を両手に持っている人でも楽に出入りできます。

フラットな入り口

フラットな設計で最初から誰もが訪れやすい入り口。

介護

介護保険

問保険福祉課 介護保険係　32-2516

介護保険は高齢者の介護を社会全体で支える「社会保障制度」として、平成12年に始まりました。40歳以上の人は加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要となったときに費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。

保険料やサービス、制度などの見直しは3年に一度行われています。

介護保険料の決め方と納め方

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

介護保険料として、医療保険の保険料に上乗せして納めます。介護保険料の計算の仕方や額は、加入している医療保険によって異なります。

※65歳になる年度の国民健康保険税は、誕生月以降の介護保険料を差し引いて計算されていますので、二重払いにはなりません。

65歳以上の人（第1号被保険者）

保険料は65歳になったら個別にかかります。本人や世帯の人の所得や課税状況に応じて、13段階に分けて算出されます。

保険料を滞納すると

通常、介護サービスを使う際の利用料金の自己負担額は1割または2割ですが、保険料を滞納した場合は滞納状況によって、利用料金の自己負担が3割に引き上げられます。また、高額介護サービス費が支給されなくなります。

第1号被保険者の介護保険料の納め方

原則として年金から納めます。年金額によって納め方は2種類に分かれます。第1号被保険者として納める保険料は65歳の誕生日前日の月分からです。

特別徴収（年金から天引き）

年金額が18万円以上の人は、年金の支給額から天引きされます。

普通徴収（納付書・口座振替）

年金額が18万円未満の人は、納付書や口座振替で金融機関などを通じて期日までに納めます。

ただし、特別徴収の人でも、次のような人は普通徴収で納めます。

・年度途中で65歳になられる人
・現況届が未提出の人
・年度途中で他市町村から転入した人
・年金担保などの理由で年金が支給停止になっている人
・年度途中で保険料額や年金額が変更になった人
・年度のはじめ（4月1日現在）に年金を受給していなかった人

※保険料の納付変更の申込方法や納付方法の切替時期についてはお問合せください。

介護保険料段階（令和6年度～令和8年度）

段階	対象者	保険料算定	年間額	月額
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.285	19,836円	1,653円
第2段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額×0.485	33,756円	2,813円
第3段階	世帯全員が住民税非課税かつ本人年金収入等120万円超	基準額×0.685	47,676円	3,973円
第4段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円以下	基準額×0.9	62,640円	5,220円
第5段階	本人が住民税非課税（世帯に課税者がいる）かつ本人年金収入等80万円超	基準額	69,600円	5,800円
第6段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円未満	基準額×1.2	83,520円	6,960円
第7段階	住民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満	基準額×1.3	90,480円	7,540円
第8段階	住民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満	基準額×1.5	104,400円	8,700円
第9段階	住民税課税かつ合計所得金額320万円以上420万円未満	基準額×1.7	118,320円	9,860円
第10段階	住民税課税かつ合計所得金額420万円以上520万円未満	基準額×1.9	132,240円	11,020円
第11段階	住民税課税かつ合計所得金額520万円以上620万円未満	基準額×2.1	146,160円	12,180円
第12段階	住民税課税かつ合計所得金額620万円以上720万円未満	基準額×2.3	160,080円	13,340円
第13段階	住民税課税かつ合計所得金額720万円以上	基準額×2.4	167,040円	13,920円

介護サービスが利用できる人

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）

●介護保険の対象となる病気（下記の特定疾病）が原因で要支援・要介護状態となった人
・申請後、要支援・要介護の認定を受けた人に、介護保険被保険者証が交付されます。

●特定疾病　筋萎縮性側索硬化症、脊柱管狭窄症、関節リウマチ、後縦靱帯骨化症、早老症、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫など）、骨折を伴う骨粗鬆症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症、両側のひざ関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症、多系統萎縮症、初老期における認知症（アルツハイマー病など）、脳血管疾患（脳出血・脳梗塞など）、パーキンソン病関連疾患、がん末期、脊髄小脳変性症、閉塞性動脈硬化症

65歳以上の人（第1号被保険者）

●家事や身仕度など、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の人

●寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）の人
・支援や介護が必要になった原因は問いません。
・介護保険被保険者証が65歳以上の人全員に交付されます。申請後、要支援・要介護の認定を受けた人には認定内容が記載されます。

年金

国民年金

問住民課 住民係　32-2510

国民年金制度とは、老後だけでなく万が一の障がいや生計中心者の死亡の際に国民生活の安定を図る制度です。

国民年金の種類

老齢基礎年金

保険料を納めた期間（免除された期間や、合算対象期間を含む）が合計10年以上ある人が、65歳から受給できます。

※希望すれば、60歳から受給できますが、金額が少なくなります。

障害基礎年金

国民年金加入中または60から65歳までの間に、病気やけがで障がい者になったときに受給できます。（納付要件があります。）

また、20歳前の病気やけがで障がい者になった人は、20歳になったときから受給できます。

遺族基礎年金

国民年金の加入者などが死亡したとき、その人に生計を維持されていた18歳到達年度の末日までにある子、または1級・2級の障がいの状態にあるときは20歳未満の子のいる配偶者、または子が受給できます。

寡婦年金

老齢基礎年金を受給できる夫が何の年金も受給せず死亡したとき、10年以上婚姻期間がある妻が受給できます。

※ただし、受給期間は60～65歳です。

国民年金への加入

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。

※60～64歳の人や、外国に住んでいる日本人も、希望すれば加入できます。（任意加入）

加入者の種類（3種類あります。）

第1号被保険者	自営業、農林漁業、自由業、学生、無職の人など
第2号被保険者	会社員や公務員など、厚生年金や共済組合に加入している人など
第3号被保険者	会社員や公務員などの第2号被保険者に扶養されている配偶者（夫や妻）

こんなときは、この手続き

こんなとき		持っていくもの	いつまでに	どこへ
会社などに勤めていない人が20歳になったとき		本人確認できるもの	14日以内	住民課 住民係 または 小倉南年金事務所
会社をやめたり、健康保険の扶養からはずれたとき（離婚、配偶者の離職など）		本人確認できるもの 離職票、資格喪失証明書 年金手帳または基礎年金番号通知書		
年金手帳を汚したり、なくしたとき		本人確認できるもの	すぐに	お急ぎの場合年金事務所へ
年金の保険料を納められないとき	申請免除	年金手帳または基礎年金番号通知書 ※離職した人は離職票など	そのとき	住民課 住民係 または 小倉南年金事務所
	学生納付特例制度	年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証または在学証明書		
付加保険料を納めたいとき		年金手帳または基礎年金番号通知書		
国民年金を受給するとき		年金手帳または基礎年金番号通知書 預金通帳（本人名義） 戸籍謄本など	年金を受給する資格を得た日から5年以内	
国民年金を受給している人が氏名を変えたとき		年金証書または基礎年金番号通知書	14日以内	住民課 住民係 または 小倉南年金事務所
年金を受給している人の住所が変わったとき		住民課住民係に手続き用の書類があります。	14日以内	
年金を受け取る金融機関を変えるとき			そのとき	
年金証書をなくしたとき			すぐに	
国民年金を受給している人が死亡したとき		死亡された人により異なるため事前にお問合せください。	14日以内	

※令和4年3月31日をもって年金手帳が廃止されたため、令和4年4月1日より基礎年金番号通知書の発行を行っています。年金手帳および基礎年金番号通知書のいずれかの紛失などによる再交付申請に対しても、基礎年金番号通知書を再発行します。

※年金手帳…加入者がもっているもの　※年金証書…受給者がもっているもの

※付加保険料…将来年金を多く受給したい人が、通常の保険料に加えて納める保険料です。

※手続きによっては、他にも必要なものがありますので、事前にお問合せください。

国民年金保険料の免除制度

国民年金には法で定められている要件に該当すれば保険料の納付が免除される「法定免除」と、経済的な理由などで申請により保険料の納付が免除される「申請免除」という制度があります。

法定免除

次のいずれかに該当したときに届け出れば、その間の保険料が免除されます。

1. 障害年金(1、2級)などを受給するようになったとき
2. 生活保護を受けるとき
3. 厚生労働大臣が指定する施設に収容されているとき

申請免除

本人、世帯主、配偶者の前年中所得が一定以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の全部または一部が免除されます。

失業、倒産、事業の廃止の場合は、前年中の所得にかかわらず免除となる場合があります。

※離職票などの写しが必要です。

免除の種類	受給する年金額
全額免除	2分の1が反映されます。
4分の3免除	8分の5が反映されます。
半額免除	8分の6が反映されます。
4分の1免除	8分の7が反映されます。

※全額免除以外の一部免除は、保険料の一部を納めないと未納になります。

学生納付特例制度

学生本人の前年中所得が一定以下の場合に、申請手続きをすることにより保険料の納付が猶予され、保険料の後払いができます。

※在学証明書、または学生証の写しが必要です。

免除などの手続きについて

受付場所

住民課住民係、小倉南年金事務所

受付期間

随時受け付けています。原則として毎年度手続きをする必要があります。

・免除申請、若年者納付猶予の期間は、7月から翌年6月までです。
・学生納付特例の期間は、4月から翌年3月までです。

必要なもの

・離職された場合は離職票、雇用保険受給者証など離職年月日を確認できる公的機関が証明する書類の写し
・在学証明書、または学生証の写し(学生納付特例のみ)

ほかにも国民年金には次のようなものがあります

付加年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金

※詳しくは、住民課住民係へおたずねください。

国民年金基金

厚生年金に加入しているサラリーマンなどの給与所得者と、国民年金だけにしか加入していない自営業者などの国民年金第1号被保険者とでは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。この年金額の差を解消するためにできた上積みの年金が国民年金基金です。加入できるのは20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者と60歳以上65歳未満の人で、国民年金の任意加入をされている人で、保険料を納めている人です。また、付加年金保険料とあわせて加入することは出来ません。掛金などは、加入年齢によって異なりますので、詳しくは福岡県国民年金基金へお問合せください。

● 問合せ先　福岡県国民年金基金　0120-65-4192

その他の年金制度

農業者年金(経営移譲年金など)

・農業委員会(32-2512)
・もよりの各農協(JA)窓口

共済年金

・各勤務先の共済組合

厚生年金

・勤務先を管轄する年金事務所

健康・福祉

健康

健康診査

問 子育て・健康支援課 こども支援室 健康づくり係　32-2725

年に1回、健康診査やがん検診を受けましょう。
健(検)診は事前予約が必要です。日程および申込方法はその年の広報紙などで確認してください。

健(検)診項目

項目	対象者	内容
30代健診	30歳～39歳のみやこ町国民健康保険加入者	問診、診察、計測、血圧、検尿、血液検査、眼底検査、心電図など(※眼底検査、心電図は40歳以上が対象)
特定健診	・40歳～74歳のみやこ町国民健康保険加入者 ・40歳以上の生活保護受給者	脂質・肝機能・糖代謝・腎機能・貧血・動脈硬化の状態がわかります。健診を毎年受けて、自分の体の変化を知りましょう。
肺がん・結核検診	40歳以上の町民	胸部X線検査・喀痰細胞診
胃がん検診		バリウムによる胃部X線検査
大腸がん検診		便潜血反応検査(2日分の便を提出する方法)
子宮頸がん検診	20歳以上の女性(隔年)	子宮頸部の細胞診
乳がん検診	30歳～39歳の女性	エコー
	40歳以上の女性(隔年)	マンモグラフィ
前立腺がん検診	50歳以上の男性	血液検査(PSA値の測定)
肝炎ウイルス検査	40歳以上(生涯に一度)	血液検査(B、C型肝炎ウイルス)
骨粗しょう症検診	40歳～70歳の女性(5歳ごと)	手首部X線検査
成人歯科検診	20歳～70歳の人(10歳ごと)	問診、歯周疾患検診

●年齢基準日は、年度末です。

食生活改善

●食進会員養成講座
　地域で活躍する食生活改善推進員を養成するための講座です。

〈広 告〉

社会福祉法人　豊津福祉会
住宅型有料老人ホーム　錦陵の苑
入居者募集中
お気軽にお電話下さい。
TEL 0930-33-1450
みやこ町節丸941番地3
http://www.toyotufukushikai.or.jp/
詳しくはコチラから
健康と快適、機能的な居住空間
体験入居及び施設見学随時受付中！
利用してみませんか？
Aタイプ 120,000円 [税込]
Bタイプ 100,000円 [税込]
(共に月額、家賃・食費・管理費・光熱費込み)
別途、介護保険自己負担分が掛かります。
敷金、入居金、一時金無し
全22室

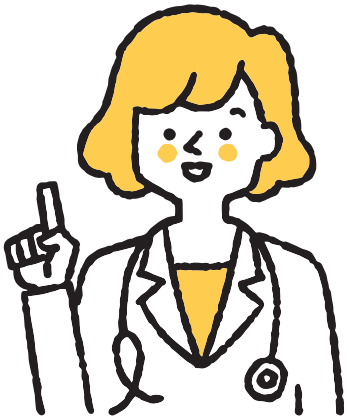

予防接種

問子育て・健康支援課 こども支援室 健康づくり係 ☎32-2725

予防接種法に基づいて、町内に住所登録がある人を対象に予防接種を実施しています。予防接種は体を守る手助けをしてくれます。予防接種を受けて感染症にかからないように、かかっても軽くすむように強い体をつくりましょう！

接種場所　県内の指定医療機関
（指定医療機関以外で接種を希望する場合は、事前にご相談ください。申請により依頼書を作成して接種することも可能となります。）

大人の予防接種

●種類　インフルエンザ、肺炎球菌
●接種年齢や回数、方法などはみやこ町のホームページで確認してください。
●自己負担額および接種期間は、該当年度の広報紙などで確認してください。

子どもの予防接種

●種類　ヒブ、小児肺炎球菌、四種混合、五種混合、BCG、MR（麻しん・風しん）、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん、ロタウイルス、B型肝炎
●接種年齢や回数、方法などは「みやこ町こどもの健康づくりカレンダー」で確認してください。不明な点はお問合せください。
●自己負担金は原則無料です。

障害者福祉

障害者手帳と療育手帳

問子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

精神障害者保健福祉手帳

何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人が、精神障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、様々な支援策を受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

交付対象	統合失調症、うつ病、そううつ病などの気分障害、てんかん、薬物やアルコールによる急性中毒またはその依存症、高次脳機能障害、発達障害（自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害など）、その他の精神疾患（ストレス関連障害など）のある人。
交付手続	指定医の診断書または、障害年金証書の写しと顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）と印鑑が必要です。
等級	1～3級　※数字が小さいほど重度となります。

療育手帳

知的障がいがあると判定された人に交付され、障がいの程度によりA1、A2、A3、B1、B2の区分があり、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

18歳未満の人	児童相談所で申請、判定（面接）後、手帳交付の手続きを行います。	【申請に必要なもの】 マイナンバーなど個人番号が分かるもの 顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）
18歳以上の人	役場窓口に申請し、現況調査後、障害者更生相談所で判定（面接）を受け、手帳交付の手続きを行います。	

身体障害者手帳

身体に一定以上の障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける人が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受けるために必要な手帳です。手帳の交付には申請が必要です。

交付対象	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能またはそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸機能、小腸機能、HIV感染による免疫機能、肝臓機能障害のある人。
交付手続	指定医の診断書と顔写真1枚（たて4cm×よこ3cm）が必要です。
等級	1～6級　※数字が小さいほど重度となります。

〈広 告〉

障がい福祉サービス

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係　32-2725

障がい福祉サービスとは、障がいのある人々が、障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）にかかわらず、共通の福祉サービスの中から必要とするサービスを利用するための制度です。利用者は、自らが利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者や施設と契約を結んでサービスを受けることができます。

介護給付・訓練等給付の内容

訪問系・その他サービス

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事などの援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がい・精神障がいのある人で常に介護を必要とする人に、自宅での居宅介護および移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

日中活動系サービス

介護給付	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行います。
	生活介護	常時介護が必要な人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型・B型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

居住系サービス

介護給付	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

※1　サービスの種類によって、利用するために障害支援区分など一定の要件が必要なものがあります。
※2　介護保険対象の人は、介護保険制度が優先されます。

〈広 告〉

地域生活支援事業の内容

相談支援事業（一般相談）	障がいのある人、その家族や介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助、関係機関との連絡調整を行います。
成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいによって判断能力が不十分な人の権利を守るために、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な人に申し立てに要する経費や後見人などの報酬を助成します。
意思疎通支援事業	聴覚、音声機能、言語機能などの障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記を行う人の派遣や手話通訳を行う人の設置を行います。
日常生活用具給付事業	障がいのある人などに対し、自立生活支援用具など日常生活用具の給付または貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいがある人について、余暇活動や地域活動などの外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
更生訓練費給付事業	障害者施設などに入所または通所し、訓練を受けている人に訓練に必要な費用を助成します。
日中一時支援事業	障がいがある人に日中活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を目的とした見守りなどの支援を行います。
身体障害者自動車改造助成事業	身体に重度の障がいがある人の社会参加の促進を図るため、自動車改造に要する経費を助成します。
訪問入浴	重度の身体障害者で自宅の浴槽で入浴できない人の入浴支援をするサービスです。

相談支援事業

障がいがある人が抱える課題の解決や、適切なサービスの利用に向け、ケアマネジメントをきめ細やかに支援するため、原則としてすべての利用者に利用計画の作成が必要です。

計画相談支援	サービス事業者との連絡調整を行い、サービスなど利用計画を作成し、支給決定後の利用状況のモニタリングを行います。
地域相談支援	施設や精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の人に、地域移行支援計画の作成、地域での生活の支援や関係機関との連絡調整、単身で生活をしている人の連絡体制の確立などを行います。
障がい児相談支援	サービス事業者との連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後の利用状況のモニタリングを行います。

障がい児通所支援事業

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係 32-2725

児童発達支援 医療型児童発達支援	未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作を習得したり、集団生活に適応するための訓練を行ったりします。また医療型では、児童発達支援および治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に、授業の終了以後または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進を行います。
保育所等訪問支援	保育所などに通う障がい児に、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

その他のサービス

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係 32-2725

補装具費支給制度	障がい者などの身体機能を補うため、長期間にわたり継続して使用される用具の購入費および修理費の支給を行います。

自立支援医療

問 子育て・健康支援課 障がい者支援係 32-2725

自立支援医療制度は、心身の障がいの状態を軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担制度です。

更生医療	身体障害者手帳をお持ちの人が、その障がいの軽減、除去や機能回復のための医療を受けられた場合、医療費の給付を行います。
育成医療	身体障がいのある18歳未満の人が、障がいの軽減・除去や機能回復のための医療を受けられた場合に、医療費の給付を行います。
精神通院医療	精神障がいのある人が、精神科の病気などで病院や診療所に通院して医療を受けられた場合や、薬局による調剤、訪問看護などを利用された場合に、医療費の給付を行います。

高齢者福祉

みやこ町地域包括支援センター

問保険福祉課 高齢者支援係　32-3377

地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員・ケアマネジャーなどを配置して、高齢者の健康および日常生活にも必要な援助を行うための総合相談窓口となり、介護や医療・保健関係などいろいろな領域の関係機関と連携し、高齢者の生活課題を解決するために力添えをしています。

名称	場所	サービス提供時間	電話番号
みやこ町地域包括支援センター	みやこ町勝山大久保3222番地1	●月～土曜日：8時30分～17時30分（時間外は電話対応のみ） ●日曜日および年末年始（12月31日～1月3日）：終日電話対応のみ	32-8032

高齢者福祉サービス一覧

問保険福祉課 福祉係・高齢者支援係　32-3377

内容の項目		対象年齢	対象の概要	利用方法	費用	内容の概略	お問合せ
介護予防・生活支援事業	配食サービス	65歳以上	単身世帯、高齢者のみの世帯、日中高齢者のみの世帯で老衰・心身の障がい・疾患などにより調理が困難な人	役場へ申請	1食 300円～500円 （希望する種類により異なります。）	利用者の安否確認を行いながら自宅に配食弁当の配達を行う。	高齢者支援係 32-3377
	いきがいデイサービス	65歳以上	介護保険の認定を受けておらず、閉じこもりがちな高齢者など		1回 1,000円以内 （昼食・送迎代を含む）	閉じこもりがちな高齢者などに対し社会的孤独感の解消および自立生活の助長を図る。	
	生活支援ホームヘルプサービス	65歳以上	介護保険の認定を受けておらず、高齢者のみの世帯で日常生活を営むのに援助が必要な高齢者または疾病などで一時的に援助の必要な人		1時間200円	最大3ヶ月ホームヘルプサービス（調理、掃除など）を実施。	
	生活管理指導ショートステイ	65歳以上	介護保険の認定を受けていない高齢者または心身の障がいのある人で、同居家族などから援助を見込めず、日常生活を営むうえで支障が生じている人		1日500円 別途送迎・食事代などの自己負担あり	一時的に援助または生活管理指導が必要な高齢者に対し、宿泊可能な専用施設で短期間の宿泊で日常生活に対する指導または支援を行う。	
	訪問理美容サービス	65歳以上	老衰・心身の障がい、傷病などが理由により、外出困難な在宅高齢者など		実費 （理髪料のみ）	虚弱高齢者宅を訪問してサービスを行う。	
	寝具乾燥サービス	65歳以上	高齢者または心身障がい者であって要介護状態または傷病などの理由により寝具類の衛生管理が困難な人		事業に要する経費の1割に相当する額	利用者が使用する寝具類の衛生管理のため、寝具類を集め、かつ、丸洗い、乾燥および消毒を行い利用対象者に届ける。	

〈広 告〉

介護のお仕事を探されている方、またご興味ある方、一緒に働きませんか？スタッフ募集中です！
社会福祉法人 マルミ会
マルミ苑
グループホーム
お気軽にご相談ください
みやこ町犀川谷口425
☎(0930)42-0117
FAX(0930)42-1720

社会福祉法人 豊勝会
特別養護老人ホーム勝山苑
みやこ町勝山大久保 3224-1
TEL.0930-32-4775
デイサービスセンター勝山苑
TEL.0930-32-4775
ケアハウスかつやま（軽費老人ホーム・一般型）
TEL.0930-32-8001
勝山放課後児童クラブ
TEL.0930-32-4775
みやこ町地域包括支援センター
TEL.0930-32-8032
養護老人ホーム向陽荘（豊前市）
TEL.0979-82-2721

みなさまが豊かな老後を送れるように支援いたします！
医療法人聖友会
京都郡みやこ町豊津 2128
介護老人保健施設
アデリーヌみやこ
TEL.0930-33-5688
通所リハビリセンター
TEL.0930-33-6622
小規模多機能型居宅介護
小規模多機能型ホームみやこ
TEL.0930-33-3100
介護付き有料老人ホーム
ウェルファみやこ
TEL.0930-33-6166

内容の項目		対象年齢	対象の概要	利用方法	給付額	内容の概略	お問合せ
介護予防・生活支援事業	高齢者日常生活用具給付	65歳以上	●電磁調理器 心身機能の低下に伴い防災などの配慮が必要な一人暮らしの人 ●火災報知器・自動消火器 直近の町民税非課税世帯に属する人で寝たきりの人・一人暮らしの人	役所へ申請	用具の価格の9割相当額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	防火などにおいて配慮を要する高齢者などに対し、日常生活用具を給付する。	高齢者支援係 32-3377
	介護予防住宅改修等	65歳以上	直近の町民税非課税世帯で要介護認定または要支援認定を受けていない65歳以上の高齢者がいる世帯であり、その心身の状態により転倒の危険性などが認められる人	工事および福祉用具を購入する前に役場へ申請	交付上限額（50,000円）または、改修工事・福祉用具の価格のいずれか低い額の9割相当額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）	65歳以上の在宅高齢者がいる世帯に対し、住み慣れた地域でいつまでも生活ができるように、また、介護予防の観点から自宅での転倒防止などのため、住宅改修および福祉用具購入の費用を補助する。	
高齢者補聴器購入費助成事業		65歳以上	●次のいずれにも該当する人 ①満65歳以上の人 ②みやこ町に住所を有し、かつ居住している人 ③住民税非課税世帯に属する人 ④「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく補聴器に係る補装具費の支給を受けられない人 ⑤耳鼻咽喉科を標ぼうする医師により補聴器の必要性を認める意見書または診断書を徴することができる人 ⑥過去にこの助成を受けていない人 ⑦申請者および申請者と世帯を同一とする人の町税および使用料などの滞納がない人	補聴器を購入する前に申請	補聴器本体（診察料および附属品を除く。）1台分の購入費用とし、その金額は20,000円を限度	聴力機能の低下によりコミュニケーションがとりにくい高齢者に対し、管理医療機器認定を取得した補聴器の購入に要する費用の一部を助成	
福祉タクシー利用券交付事業		70歳以上	単身または高齢者のみの世帯で自家用車（原動機付自転車含む）を有しない歩行が困難な人※所得要件あり	役場へ申請	なし	北九州タクシー協会京築地区会加盟のタクシーで利用可能な300円の利用券を1ヶ月に8枚3ヶ月ごとに配布。 ただし、透析患者に対しては月20枚を配布	福祉係 32-2516
		年齢不問	身体障害者手帳の1級または2級などを所持しており、自動車税などの免除を受けていない人				
高齢者運転免許証自主返納支援事業		70歳以上で運転免許証を自主返納した人	有効期限内の運転免許証を自主的に返納し返納日において満70歳以上の人	役場へ申請 申請時に公安委員会が交付する運転免許証の取消通知書が必要	なし	北九州タクシー協会京築地区会加盟のタクシーで利用可能な300円の利用券100枚が一綴りになった簿冊を1回のみ交付する。	

高齢者見守りサービス事業

問保険福祉課 高齢者支援係 ☎32-3377

町内に居住する高齢者に対して、日常生活において安心して生活を行うために自宅における緊急通報装置の貸与および見守り支援に関する事業になります。

内容の項目	対象年齢	対象の概要	利用方法	費用	内容の概略	お問合せ
緊急通報装置設置事業	65歳以上	緊急時において連絡手段の確保が困難な高齢者世帯（独居も含む）、または長時間独居となる高齢世帯となる人	役場へ申請 原則協力者1人以上の確保	所得により自己負担あり	緊急時（病気、ケガ、事故、災害など）に緊急通報装置を押すことにより、町が委託している業者につながり救急車などの手配を行う。	高齢者支援係 ☎32-3377
	身体障がい2級以上または聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の人	緊急時において連絡手段の確保が困難な人で独居または、日中独居となる障害者世帯となる人				
高齢者SOSネットワーク事業	行方不明になる恐れがある人	行方不明になる恐れがあり支援を必要としている高齢者など	役場へ申請	－	行方不明となった場合に早期に発見できるよう支援する。	
高齢者位置情報検索事業	SOSネットワーク事業に登録されている人	GPS端末機の充電・保管などの管理ができる家族および支援者がいる人で65歳以上の在宅高齢者	役場へ申請	所得により自己負担あり ＊専用シューズは実費となります。	GPS端末機を貸与し、行方不明時に所在の確認を行い、対象者の早期保護を行う。	
高齢者見守りシール交付事業	SOSネットワーク事業に登録されている人	行方不明になる恐れがあり支援を必要としている高齢者などでSOSネットワーク事業に登録されている人	役場へ申請	初期費用無し 追加購入は実費	QRコードのついたシールを交付し、QRコードを読み込むことで発見したときに対応してほしいことなどが記載されており、本人の早期保護を目的としています。	

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

介護保険の要支援認定を受けた人および基本チェックリストで事業対象者と認定された人が利用できる事業

内容の項目	対象者	利用方法	費用	内容の概略	お問合せ
訪問型サービスA	基本チェックリストに該当し、町が定める判定会議にて事業対象者と認定された人、または介護保険の要支援認定を受けた人でサービス利用の必要性がある人。	役場へ申請（利用希望の人はまず、問合せ先に連絡してください）	1回300円以内	ホームヘルパーまたは生活支援ヘルパー（町が定める研修修了者）が自宅を訪問し、調理、掃除などの「軽微な生活援助」を行うサービス	高齢者支援係 ☎32-3377 地域包括支援センター ☎32-8032
訪問型サービスC			本人負担なし	専門職が短期間、自宅を訪問し体力の改善や健康管理の維持が必要な人に対して機能訓練や食事、栄養に関する助言・指導を行うサービス	
通所型サービスC			1回あたり400円	短期間にて専門職の指導の下、運動器の機能向上を目指すもので、地域性や生活環境などを考慮し、個別性に応じて介護予防プログラムを行うサービス	

成年後見制度

成年後見制度とは

認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、ひとりで決めることが心配な皆さんは、財産管理（不動産や預貯金の管理など）や身上保護（介護・福祉サービスや施設入所の利用契約など）の法律行為をひとりで行うのがむずかしい場合、自分に不利益な契約であることがよくわからないままに契約を結んでしまう、悪質商法の被害にある人に対して、法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行い、共に考え、支援していく制度です。

成年後見制度町長申立て

問 保険福祉課 高齢者支援係 ☎32-3377
子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

市町村長申立てとは

判断能力が不十分な高齢者、知的障がい者および精神障がい者で、成年後見制度の利用が必要な状況であるにも関わらず、本人や家族、親族ともに申立てを行うことが困難な人に対して法に基づいて町長が後見開始等開始審判の申立を行います。

成年後見制度利用支援事業

問 保険福祉課 高齢者支援係 ☎32-3377
子育て・健康支援課 障がい者支援係 ☎32-2725

成年後見制度の利用に当たり、成年後見等開始審判申立てに要する費用および成年後見人などに対する報酬費用を負担することが困難である人に対し、助成を行います。

審判申立て費用の助成

対象者

次のいずれかに該当する人。
(1)審判申立費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難と町長が認める人
(2)生活保護受給者
(3)審判申立費用を負担することで、生活保護法第6条第2項に定める要保護者となる可能性のある人

助成額

申立手数料、登記手数料、鑑定費用その他申立てに必要な費用とし、1件あたり15万円を限度とする。

後見人等報酬費用の助成

対象者

次のいずれかに該当する人。
(1)生活保護受給者
(2)中国在留邦人などの円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人などおよび特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項の支援給付を受けている人
(3)次のいずれにも該当する
ア 被後見人などおよび被後見人などと同一の世帯にある人の町民税が課税されていないこと。
イ 被後見人などが有する預貯金、現金および有価証券などの合計額から、被後見人などの1箇月の最低生活費および30万円を差し引いた額が、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1第13項、第31項または第50項の報酬の付与の審判により確定した額を下回ること。
ウ 被後見人などが居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと。

助成額

成年被後見人の状況	助成基準月額（上限）
在宅	28,000円
施設等入所	18,000円

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

エレベーター

車いすの人やキャリーバッグを持っている人など誰でも簡単に利用できます。

高さの違う記載台

車いすの人や身長の高低に合わせてそのまま気持ちよく使える記載台。

浮き出しているエレベーターのボタン

点字がなくても触ると識別できる数字やマークが浮き出しているボタン。

児童福祉

母子の健康

問子育て・健康支援課　32-2725

事業名	内容および注意事項
妊娠届、母子健康手帳交付	みやこ町に住所がある人が妊娠した時は、「妊娠届」により「母子健康手帳」を子育て・健康支援課にて交付します。妊娠が分かったら早めに交付を受けましょう。妊娠期間を安心して過ごし、出産を迎える事ができるように様々な情報をお伝えします。時間に余裕を持ってお越しください。
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に14回分の妊婦健康診査費用の一部を補助する補助券をお渡しします。 ※里帰り出産などで福岡県以外の医療機関で受診された人は、ご連絡ください。払い戻しいたします。 ※補助券は、福岡県・大分県内の医療機関および福岡県内の助産所にて使用できます。 ※補助券はみやこ町に住所登録がある人以外は使えませんので、転出入の際は手続きが必要です。
妊婦・産婦訪問	保健師、助産師などが家庭訪問をさせていただきます。気になる事があればご連絡ください。
こんにちは赤ちゃん訪問	保健師、助産師などが出生後1～2ケ月までの全家庭を訪問させていただきます。 内容：赤ちゃんの体重、頭位測定や赤ちゃん体操、母乳相談、予防接種や今後の健診などの説明など赤ちゃんに関する事やお母さんの体調管理について相談に応じます。
乳幼児健診	4、7か月健診、12か月相談、1歳6か月健診、3歳児健診を実施しています。実施日や対象者はその年の「みやこ町こどもの健康づくりカレンダー」でご確認ください。 里帰りなどによりみやこ町での乳幼児健診を受ける事ができない場合はご相談ください。他市町村へ依頼する事もできます。
フッ素塗布事業	対象児：1歳6か月～小学校就学前 開催日：1歳半・3歳児健診と同時実施（塗布回数は4か月に1回） 内容：歯科相談、ブラッシング指導、フッ素塗布 自己負担金：無料　母子健康手帳を持参ください。

転入の場合

●妊娠中の人
- 母子健康手帳を確認させていただきます。
- 妊婦健診補助券を発行します。

●0歳～就学前までの乳幼児がいる人
- 母子健康手帳で健診の状況や、予防接種の状況について確認をさせていただきます。

転出の場合

●妊娠中の人
- 母子健康手帳は引き続きご利用できます。
- 妊婦健康診査補助券は未使用分を返却していただきます。

児童手当

問子育て・健康支援課 児童保育係　32-2725

児童手当とは

次世代の社会を担う子どもの健やかな成長に資することを目的に、中学校修了までの児童を対象に支給されるものです。

児童手当を受けられる人

みやこ町に住民登録があり、中学校修了以前の子どもを養育している人に支給されます。

父母ともに子どもを養育している場合には、生計を維持する程度の高い人（所得の高い人）が申請者となります。

- 原則として児童が国内に住んでいる場合に支給します。（留学の場合は一定の要件を満たせば支給されます。）
- 児童養護施設などに入所している、または里親に委託されている場合は、施設設置者や里親に支給されます。
- 未成年後見人や父母指定者（父母などが海外にいる場合など）にも支給されます。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、窓口でご相談ください。

※公務員の人は勤務先にお問合せください。

手当の支払い

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支払います。

手当の月額

3歳未満	15,000円
3歳以上小学校終了前	10,000円
	（第3子以降は15,000円）
中学生	10,000円
所得制限以上所得上限未満	5,000円

※所得上限以上の人は支給がありません。

所得制限所得上限限度額表

扶養親族および児童の数	所得制限	所得上限
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
以降1人につき	38万円加算	

※老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合1人につき60,000円加算

※所得制限限度額は前年（1～5月までの申請については前々年）の所得額で判定します。

※令和6年10月より、児童手当法の改正が予定されています（令和6年5月1日現在）

児童扶養手当

問 子育て・健康支援課 児童保育係 32-2725

児童扶養手当とは

父母の離婚・父(母)の死亡などによって、父(母)と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。

その目的は、母子・父子世帯などの生活の安定を図り、自立を促進することにあります。

児童扶養手当を受けられる人

次のいずれかに該当する児童を養育している人に支給されます。

・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
・父(母)が死亡した児童
・障がいの状態にある父(母)の児童
・その他の事情(ＤＶなど)で父(母)のいない児童

※その他の条件や所得制限があります。詳しくはお問合せください。

手当の月額(令和6年4月～)

所得に応じて全部支給と一部支給があります。

全部支給…45,500円
一部支給…10,740円～45,490円
児童1人の場合の月額です。第2子以降加算されます。

手当の支払

奇数月の6回、支払月の前月分までが指定された金融機関の口座に振り込まれます。

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

特別児童扶養手当

問 子育て・健康支援課 児童保育係 32-2725

特別児童扶養手当とは

精神または身体が障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

特別児童扶養手当を受けられる人

日本国内に住所があり、精神または身体に障がいを有する児童を監護している父か母、または父母に代わってその児童を養育している人に支給されます。

※所得による支給の制限があります。定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。

手当の月額(1人につき)(令和6年4月～)

重度障害児(1級)　55,350円
中度障害児(2級)　36,860円

手当の支払

4・8・11月の3回、支払月の前月分(11月期については8～11月分)までが、指定された金融機関の口座に振り込まれます。

手当は認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

手当を受ける手続き・いろいろな届出

添付書類については、診断書が必要です。用紙は窓口にあります。

なお、次の人は診断書を省略できる場合がありますので、お尋ねください。

・療育手帳(A判定)または判定書(重度以上)をお持ちの人
・身体障害者手帳(視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・平衡機能・肢体不自由)をお持ちの人

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

問 子育て・健康支援課 児童保育係 32-2725

放課後児童クラブとは

みやこ町では、保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に対して、家庭との連携を図りつつ適切な遊びや生活の場を与え、児童の保護および健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置しています。

みやこ町内の児童クラブ

児童クラブ名	所在地	時間	電話番号
豊津児童クラブ	「すどりの里」豊津2174番地1	(月～金)放課後～19時 (土)7時30分～19時	33-5770
さいがわ児童クラブ	「認定こども園cuddle」犀川本庄442番地	(月～金)放課後～19時 (土)7時30分～19時	42-2611
城井こども園あいあう児童クラブ	犀川木井馬場1996番地	(月～金)放課後～19時 (土)7時30分～19時	42-0330
勝山児童クラブ	「特別養護老人ホーム勝山苑」勝山大久保3224番地1	(月～金)放課後～19時 (土)7時30分～19時	32-4775
太陽の森児童クラブ	「認定子ども園 太陽の森」勝山黒田849番地	(月～金)放課後～19時 (土)7時30分～19時	32-2176

(日曜、祝日および8/13～15、12/29～1/3は休所です)

入所要件

町内の小学校に通う1年生～6年生までの児童であり、児童の保護者が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、家庭で放課後に児童を保育できない場合に限り入所できます。

1. 家庭外労働…昼間の大半を自宅外の労働に費やしていること。
2. 家庭内労働…自営業または内職に従事していること。

3. 出産・病気…妊娠中もしくは出産後間もないこと。負傷・病気の状態にあること。
4. 看護・介護…疾病または障がいの状態にある同居親族を常時看護または介護していること。
5. 災害の復旧…震災・風水害・火災などの災害に被災し、復旧に当たっていること。
6. 行方不明・拘禁…行方不明または拘禁などの状態にあること。
7. その他…上記の1～6のほかに、これらに類するものとして町長が認める状態にあること。

※要件に該当している場合でも、各放課後児童クラブの定員や諸事情により、入所できない場合があります。

利用料金（保護者負担金）

5,150円を児童1人につき納めて頂きます。

内訳　保育料（月額3,000円）＋おやつ代（月額2,000円）＋傷害保険料（月額150円）

同一世帯から2人以上の児童が入所している場合は、保育料の減額があります。

また、生活保護世帯、ひとり親家庭は申請により保育料が減免される場合があります。

窓口でご相談ください。

保育所（園）

問 子育て・健康支援課 児童保育係　32-2725

保育所（園）とは、保護者の仕事や病気などにより、保育を必要とする児童に対して保護者に代わって保育を行う施設です。

そのため「集団生活に慣れさせるため」「幼稚園に入園する年齢に達していない」などの理由だけでは入所できません。

保育所（園）に入所できる基準

1. 1カ月に48時間以上仕事をしている
2. 妊娠中または出産後である
3. 病気やけが、または心身の障がいによる
4. 同居または長期入院などの親族の介護・看護にあたっている
5. 震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっている
6. 求職活動を継続的に行っている
7. 学校に在学しているまたは職業訓練を受けている
8. 虐待やＤＶのおそれがある
9. 育児休業取得時に、既に保育所（園）を利用している兄姉がいて継続利用が必要
10. その他（町長が特別に認める場合など）

入所申請

・4月1日から入所希望の人は、前年秋頃の募集期間中に入所を希望する保育所（園）（右記一覧参照）に申請してください。申請用紙は保育所（園）に用意しています。
・年度途中の入所希望者は、入所を希望する月の、前月20日まで（日、祭日を除く）に申請してください。

なお、保育所（園）への入所の開始時期は、各月1日からとなります。

保育料

保育料は、子どもの年齢、保育時間、父母等扶養義務者の町民税（4月～8月は前年度分、9月～3月は当年度分）の合計額により決定します。なお、子どもの年齢は、年度当初の年齢を基準とします。

入所に必要なもの

・当該年度の1月2日以降、みやこ町に転入した人については前年度の所得課税証明書。
・児童の父と母（または扶養義務者）の勤務等証明書。

保育施設一覧

● 公立保育所

保育所名	所在地	電話番号	開所時間	定員
久保保育所	みやこ町勝山大久保1431番地2	32-3003	7:30～19:00	90人
豊津保育所	みやこ町豊津1110番地	33-4150	7:30～19:00	80人

ベビーカーマークを知っていますか

ベビーカーマークは、ベビーカーを安心・安全に使用するためのマークです。

ベビーカーを安心して利用できる場所や設備（エレベーター、鉄道やバスの車両スペースなど）を表しています。

ベビーカー使用禁止マーク

ベビーカーの使用を禁止する場所や設備（エスカレーターなど）を表しています。

ベビーカー使用者や周囲の人は、お互い気持ちよく利用できるように協力し合いましょう！

出典：国土交通省

● 私立保育所(園)

保育所(園)名	所在地	電話番号	開所時間	定員
認定こども園太陽の森	みやこ町勝山黒田849番地	32-2176	7:00～19:00	保育園部100人
	幼稚園部の詳細については、直接認定こども園にお問合せください。			幼稚園部35人
いさやま保育園	みやこ町勝山岩熊532番地	32-3189	7:00～18:30	20人
城井こども園あいあう	みやこ町犀川木井馬場1996番地	42-0330	7:30～18:30	保育園部20人 幼稚園部15人
犀川のぞみ保育園	みやこ町犀川本庄745番地	42-1212	7:00～19:00	30人
認定こども園cuddle	みやこ町犀川本庄442番地	42-2611	7:00～19:00	保育園部60人 幼稚園部15人
認定こども園ポランのひろば	みやこ町田中241番地4	33-4152	7:00～19:00	保育園部110人
	幼稚園部の詳細については、直接認定こども園にお問合せください。			幼稚園部15人
認定こども園わくわくの木幼稚園	みやこ町犀川本庄214番地	42-0409	7:30～19:00	保育園部20人 幼稚園部15人

子育て支援センター

問 子育て・健康支援課 こども支援室 子育て支援係 32-2725

子育て支援センターとは、0歳児から就学前のお子様と保護者の人と一緒に子育てについて考え、地域で安心して子育てが出来るよう、育児に関する相談や情報提供の場としてご利用いただく「子育ての施設」です。

名称	場所	開設日	電話番号
ぴよぴよキッズ	すどりの里	毎週月・火・金　10:00～15:00　(祝日・年末年始を除く)	(豊津)33-4152
バンビーノ	認定こども園太陽の森	毎週月・水・木　10:00～15:00　(祝日・年末年始を除く)	(勝山)32-2176
みやこ町子育て支援センター	いこいの里	毎週月～金　10:00～15:00　(祝日・年末年始を除く)	(犀川)42-0733

みやこ町児童育成手当

問 子育て・健康支援課 児童保育係 32-2725

みやこ町児童育成手当とは

次代を担う児童の健全な育成に資することを目的として、4人以上の児童を養育しており、支給要件を満たす人に、みやこ町児童育成手当を支給します。

支給対象児童

第1子が18歳未満の児童を養育している世帯における4人目以降の児童

支給要件

1. 支給対象児童の保護者などであること。
2. 当該年度の1月1日を基準日として、基準日より1年以上前から町内に住所を有し、かつ引き続き1年以上町内に住所を有する意思があること。
3. 当該年度の3月1日の申請時において町内に住所を有すること。

支給額

支給対象児童1人につき年額36,000円を支給します。ただし、支給対象児童が当該年度中に出生した場合は月割りとし、出生した日の属する月の翌月から手当を支給します。

支給対象児童が15歳到達後、最初の3月31日まで支給します。

支給停止

みやこ町の税などに滞納がある場合には、支給停止となる場合があります。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

高さの違う公衆電話

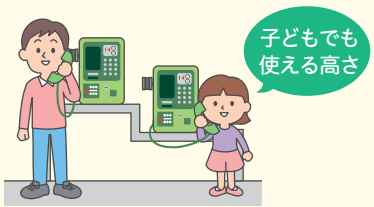

子どもや車いすの人などさまざまな人に対応できる高さの異なる公衆電話。

高さの違う2種類の手すり

身長や身体的能力に合わせて使える高さの違う手すり。

外国語の案内

住民だけでなく外国人観光客の人にとっても分かりやすい案内板。

教育

小中学校・関係機関

問 学校教育課　32-6005

教育委員会

名称	所在地	電話番号
みやこ町教育委員会	みやこ町勝山上田960番地	32-6005

小学校

学校名	所在地	電話番号
諫山小学校	みやこ町勝山岩熊554番地	32-2018
久保小学校	みやこ町勝山大久保1423番地	32-2003
黒田小学校	みやこ町勝山黒田825番地1	32-2022
豊津小学校	みやこ町豊津9番地1	33-2030
犀川小学校	みやこ町犀川本庄620番地	42-0022
伊良原小学校	みやこ町犀川上伊良原178番地2外	43-5008

中学校

学校名	所在地	電話番号
勝山中学校	みやこ町勝山黒田1177番地	32-2007
豊津中学校	みやこ町豊津429番地2	33-2009
犀川中学校	みやこ町犀川本庄763番地	42-0026
伊良原中学校	みやこ町犀川上伊良原178番地2外	43-5008

給食センター

施設名	所在地	電話番号
みやこ町学校給食センター	みやこ町彦徳580番地1外	33-1035

就学手続き（小・中学校）

問 学校教育課 教務係　32-6005

通学区域

小学校区	該当区域（行政区名）	中学校区
諫山小学校	上矢山　矢山　池田　岩熊　浦河内　宮原　長川	勝山中学校
久保小学校	松田　大久保　箕田	
黒田小学校	箕田　上田　黒田　大久保	
豊津小学校	綾野　下原　砦見　徳永　田中　有久　徳政　国作　惣社　上坂　豊津　彦徳　国分　節丸　光冨　上原　吉岡	豊津中学校
犀川小学校	上高屋　下高屋　末江　八ツ溝　古川　久富　続命院　本庄　山鹿　大熊　谷口　木山　生立　花熊　喜多良　鐙畑　崎山　柳瀬　大坂　大村　内垣　犬丸　木井馬場　横瀬	犀川中学校
伊良原小学校	上伊良原　下伊良原　帆柱　扇谷	伊良原中学校

※なお、赤字については番地で小学校区が異なるため、詳しくはお問合せください。

指定学校の変更（区域外就学）

問 学校教育課 教務係　32-6005

町内の小・中学校に就学する学校の区域は、住民登録をしている住所で決められています。しかし、特別な理由などで変更を希望する場合は、ご相談ください。

教育に対する支援制度

問 学校教育課　32-6005

就学援助制度（小・中学校）

問 学校教育課 教務係　32-6005

経済的理由で就学困難な児童・生徒の保護者に対して、給食費や学用品の代金の一部を援助する制度（就学援助費）と、特別支援学級に在籍する児童・生徒がいる保護者に対して経済的負担を軽減するための援助制度（特別支援教育就学奨励費）を実施していますので、詳しくはお問合せください。

各種奨学金制度（高等学校以上）

問 学校教育課 総務係　32-6005

町や各種団体が行う奨学金制度などについて、随時相談などをお受けしています。対象となる校種、所得制限などの各種要件がありますので、詳しくはお問合せください。

生活・環境・相談

定住促進結婚祝金

問 行政経営課 地域経営係　32-2511

若い世代の定住を促進し、町の活性化を目指すため、要件をすべて満たす夫婦に結婚祝金を交付します。

交付要件	1. 夫婦ともに、婚姻日においてみやこ町に住民登録がある、または、婚姻日から3ヵ月以内にみやこ町に住民登録をし、引き続き1年以上居住していること。 2. 祝金の申請日において、夫婦ともに45歳以下であること。 3. 申請者および同一世帯に属する全員が、町税などの納付金の未納がないこと。 4. 夫婦のいずれも祝金の交付を過去に受けていないこと。
交付額	1夫婦あたり10万円
申請期間	婚姻後1年居住した日から1年以内

みやこ町出産祝金

問 子育て・健康支援課 児童保育係　32-2725

みやこ町に住む意欲を高め、町の活性化の促進を目的として、以下の要件をすべて満たす人に、出産祝金を交付します。

交付要件	以下の条件を全て満たす人 1. 平成24年4月1日以降に出産し、出生届を提出した人。 2. みやこ町の住民基本台帳に記録されている人。 3. 出産の日の1年以上前より町内に住所を有する人であり、かつ、引き続き町内に住所を有する意思があり、現にみやこ町に居住し、出生児を養育している世帯の父または母であること。 4. 町に対する支払義務のあるもの全てに滞納がない世帯に属するものであること。
申請期間	出産日より1年を超えた日から6か月未満
交付額	第1子　10万円 第2子　10万円 第3子　10万円 第4子以降　20万円

チャイルドシート購入補助金

問 総務課 危機管理対策係　32-2511

次代を担う乳幼児の交通安全対策および子育て支援対策として、チャイルドシートの購入費の一部を補助します。

交付の対象者	1. みやこ町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児を対象にチャイルドシートを購入する人。 ※町税などを滞納していないことも対象者の要件となります。 2. 対象乳幼児は、みやこ町内に住所を有し、引き続き3年以上居住する意思のある人かつ申請者と同居し、同一生計であること。 3. チャイルドシートは、国土交通大臣認定および指定したものまたは米国安全基準、ＥＣＥ規則などに適合したものであること。
交付の適用	1乳幼児に対しベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシート、各1回とする。 ※ただし、一度申請したシートと同機能を有するものは申請出来ません。
補助金額	チャイルドシート1台につき、購入額の2分の1以内の額（100円未満切捨て）とする。 ただし、補助金の上限は20, 000円とする。

定住促進住宅購入助成金

問 行政経営課 地域経営係　32-2511

定住を目的に、新築住宅または中古住宅を購入した人に助成金を交付します。

交付要件	1. 令和2年1月2日以降、町内に新築または中古住宅を購入し、登記を完了した人。 2. 所有者が当該住宅の所在する地番に住所を置いていること。 3. 長期にわたり当該住宅に居住し、定住する意思があること。 4. 所有者および同一世帯に属する人が、過去に町から同様の助成金の交付を受けていないこと。 5. 所有者および同一世帯に属する全員が、町税などの納付金の未納がないこと。 6. 所有者および同一世帯に属する全員が、暴力団などの反社会的組織と関係を有していないこと。
交付額	最大10万円（次の①～③の合計金額） ①住宅助成金 新築住宅5万円、中古住宅3万円 ②子育て加算金 高校生世代以下の世帯員1人につき1万円 ③町内業者加算金 町内建築業者との請負契約により新築した場合3万円
申請期間	住宅を購入し登記完了後、その住宅に住所を有した日から1年以内

ごみ

ごみの分け方・出し方

問住民課 生活環境係 ☎32-2510

資源ごみ分別の種類と注意事項

「分ければ資源、分けなければただのごみ」

①アルミ缶 コンテナ(大)	缶 アルミ		・ジュース、ビールなど飲食用容器	・水洗いをし、水を切って出す ・識別マークを見てアルミ缶かスチール缶かを確認する ・さびなどで汚れた物は、その他金属へ ・缶はつぶさないで出す	⑪陶磁器類 コンテナ(小)	陶磁器類	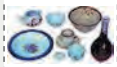	・陶器、磁器でできた食器、花瓶、植木鉢など	・コンテナに入らないものは、ハンマーで割る
②スチール缶 コンテナ(大)	缶 スチール		・ジュース、ビール、ミルク缶などの飲食用容器		⑫蛍光管類 コンテナ(長)(小)	蛍光管類	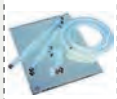	・蛍光管、電球、水銀体温計、鏡など	・割れないようにそのまま出すか、購入時に入っていたケースがあれば、それに入れて出す
③その他金属 コンテナ(小)	その他金属		・スプレー缶、ガスボンベ、油缶、針金、鍋、やかん、包丁、お菓子の缶など	・中をからにする(缶類は水洗いをし、水を切って出す) ・スプレー缶などは、必ず中のガスを抜く	⑬乾電池類 コンテナ(小)	乾電池類		・乾電池、ボタン電池、リチウム電池など	
④金属製のふた コンテナ(小)	金属製のふた		・缶、びん、その他金属に付いている金属製のふた	・プラスチック製のふたはプラスチック製容器包装へ	⑭ペットボトル ネットコンテナ	ペット		・ジュース類、酒、しょうゆなどの入ったもの	・水洗いをし、水を切って出す ・キャップとラベルは、プラスチック製容器包装へ
⑤林酒造のびん類 コンテナ(小)	林酒造のびん類		・色に関係なく、ラベルに林酒造と書かれたものすべて	・ふたをはずして、水洗いをし、水を切って出す ・割れたびんは、ガラスへ入れる	⑮白色トレイ ネットコンテナ	白色トレイ		・両面ともに白色のトレイに限る ・生鮮食品などの入ったもの	・水洗いをし、乾かして出す ・色物、柄物、カップ麺の容器はプラスチック製容器包装へ
⑥生きびん コンテナ(小)	生きびん		・1升びん(油びんは除く)、ビールびんなど	・ふたをはずして、水洗いをし、水を切って出す ・金属・プラスチック類のふた、口金を取る ・ラベルは、無理にはがさなくてよい ・割れたびんは、ガラスへ入れる ・小さな破片は、ガラスに入れる ・油の入っていたびんは、不用になった布や紙などに油を吸わせ同色のびんへ入れる	⑯新聞紙 コンテナ(大)	新聞紙		・新聞紙、新聞の折り込みチラシ	・ひもで十文字に結んで出す ・雨天時は出さないでください ・コンテナ(大)の容器の半分程度を目安に入れるようにしてください
⑦無色びん コンテナ(小)	無色びん		・無色の飲食用びん酒、ジュース、ジャムのびんなど		⑰雑誌 コンテナ(大)	雑誌		・雑誌、本、パンフレット、カタログ	
⑧茶色びん コンテナ(小)	茶色びん		・茶色の飲食用びん清涼飲料、栄養ドリンクなど		⑱段ボール コンテナ(大)	段ボール		・段ボール	
⑨その他色びん コンテナ(小)	その他色びん		・⑤から⑧以外の飲食用びん ウイスキー、ワインなど		⑲古布 コンテナ(大)	古布		・古着、下着、タオル、タオルケット	
⑩ガラス コンテナ(小)	ガラス		・飲食用以外のびん、ガラス 化粧びん、ガラス食器、灰皿、板ガラスなど	・びんは、水洗いをし、水を切って出す ・コンテナに入らないものは、ハンマーで割る	⑳ライター コンテナ(小)	ライター		・ライターなど	・ライターなどは必ず資源ごみとして出す(燃えるごみとして出さない) ・ライターなどの中身が残っている場合でも、そのままの状態で出す

〈広 告〉

どんな状態のおクルマでも大歓迎！

廃車 事故車 不動車 過走行車 故障車 買い取ります！

出張引き取りOK! 廃車手続き代行OK!

お申込み・お問合わせは

フリーダイヤル 0120-39-5554

AUTOMOTIVE PARTS SHOP nippou NIPPOU5554.COM

日豊金属工業(有) 行橋営業所 行橋市長木176-3

ご相談・お見積無料！

お宅の不用品、片付けます。

●引越しゴミ ●粗大ゴミ
●家庭ごみ ●不用品処分
●遺品整理 ●解体工事
など

当社は人に優しい環境、住みよい環境をめざします。

総合建設 株式会社 SEK スタッフエンジニア九州

京都郡苅田町富久町1丁目20-4

TEL 093-647-4771

FAX 093-647-4772

どんなゴミでも大小かかわらず まずは電話一本！(格安にて頑張ります)

それはごみ？資源？

身近な分別マークに着目！

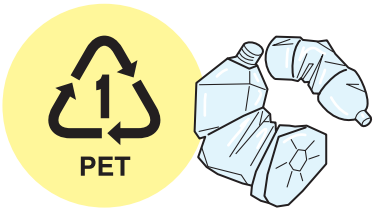

●ペットボトル

環境省ホームページ「３Ｒまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

資源ごみ分別会場へ　☆排出日　毎月一回、決められた週の日曜日

地区名【犀川】	燃えるごみ	資源ごみ	粗大ごみ	廃プラスチック
蔵持・上高屋・下高屋・下高屋団地・末江	月曜日 木曜日	第3㊐	第3㊍	資源ごみ 会場で収集
八ッ溝・古川・久富・続命院			第3㊎	
上本庄・桜台・中本庄・下本庄・今里・陽の里		第1㊐	第2㊌	
山鹿・大熊・喜多良・鐙畑			第2㊋	
崎山・中の瀬・柳瀬・大坂・松坂・大村	火曜日 金曜日	第4㊐	第3㊌	
谷口・木山・生立・花熊			第3㊋	
内垣・犬丸・下木井・上木井・横瀬		第2㊐	第2㊎	
下伊良原・上伊良原・扇谷・帆柱			第2㊍	

地区名【勝山】	燃えるごみ	資源ごみ	粗大ごみ	廃プラスチック
上矢山・米山・矢山・池田・岩熊・岩熊団地・上河内・下河内・宮原・宮原団地・長川長川団地・勝山・勝山団地・中黒田1	月曜日 金曜日	第1㊐	第2㊋	毎週㊌
上野・下田・新町・菩提・飛松・御手水・図師・上久保1・上久保2・中久保・上久保団地・下久保・平尾・新町団地・南陽台		第2㊐	第2㊍	
三島団地・勝山苑・上野ヶ丘・箕田1・箕田2・箕田3・鳥越・上田1・上田2・上黒田1		第3㊐	第3㊋	
上黒田2・中黒田2・中黒田3・下黒田1・下黒田2・小長田団地		第4㊐	第3㊍	

地区名【豊津】	燃えるごみ	資源ごみ	粗大ごみ	廃プラスチック
節丸上・節丸下・光冨・新光冨団地・西区・布引・上原・吉岡・上坂・台ヶ下（下組）	月曜日 木曜日	第1㊐	第2㊌	毎週㊌
下原・砦見・徳永・田中・有久・徳政・国作・惣社		第4㊐	第3㊌	
綾野		第3㊐	第3㊍	
二月谷・緑ヶ丘・錦ヶ丘上・錦ヶ丘下・錦町上	火曜日 金曜日	第2㊐	第2㊍	
錦町下・東甲塚・西甲塚・長養・彦徳・高崎・国分		第3㊐	第3㊍	
台ヶ下（上組）・台ヶ原		第1㊐	第2㊌	

〈広　告〉

収集できない物

家電リサイクル品	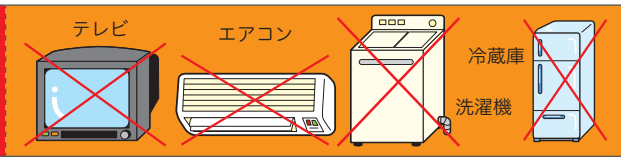	販売店などに引き取ってもらいましょう。詳しくは、住民課生活環境係まで。
町では処理できないごみ	タイヤ・ホイール・バイク・自動車部品・廃油・塗料・バッテリー・農機具・建設廃材・コンクリートブロック・レンガ・土砂・石・汚泥・灰・シンナー・ガソリン・灯油・農薬・劇薬・耐熱金庫・引越しごみ　など	販売店か、専門の処理業者に相談してください。詳しくは、住民課生活環境係まで。

一部のイラストは「経済産業省HP」より引用しております。

・ごみの収集日は地区によって異なります。ごみカレンダーを確認し決められた収集日に出すようにしてください。
（ごみカレンダーが必要な人は住民課生活環境係または各支所の窓口係まで）
・必ず分別をしてごみを出すようにしてください。
分別されていないごみ、みやこ町では処理できないごみは収集いたしません。周りの人にも迷惑がかかるうえ、衛生的にもよくないので必ずルールを守りましょう。
・ごみは収集日の朝8時までに指定されたごみ収集場所へ出してください。
極端な早出しや遅出しはしないようにしてください。

直接搬入する場合

問住民課 生活環境係　32-2510

みやこ町では、燃えるごみおよび資源ごみ・粗大ごみを直接搬入することもできます。その場合はみやこ町が発行する搬入許可証が必要になりますので、処分するごみを車に積み、住民課生活環境係・各支所の窓口係の何れかに来ていただき搬入許可証を発行してもらってください。（その際印鑑が必要です。）

燃えるごみ

搬入場所

行橋市みやこ町清掃施設組合（リレーセンター）
場所がわからない場合は窓口でお尋ねください。

搬入時間

月～金　8時30分～12時・13時～16時30分
（土日・年末年始除く）

資源ごみ・粗大ごみ

搬入場所

勝山地区（有限会社　大雄産業）
犀川地区（みやこ町リサイクルセンター）
豊津地区（株式会社　日豊清掃センター）※16時まで
場所がわからない場合は窓口でお尋ねください。

搬入時間

月～金　8時30分～12時・13時～16時30分
（土日・年末年始除く）

※粗大ごみについては、みやこ町の粗大ごみシールを貼って住民課生活環境係か各支所の窓口に持参してください。

それはごみ？資源？
身近な分別マークに着目！

●アルミ缶

環境省ホームページ「３Ｒまなびあいブック（こども向け）」の内容を編集しています。

それはごみ？資源？
身近な分別マークに着目！

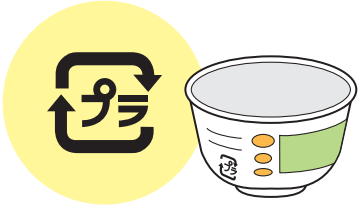

●プラスチック製容器包装

環境省ホームページ「３Ｒまなびあいブック（こども向け）」の内容を編集しています。

それはごみ？資源？
身近な分別マークに着目！

●紙製容器包装

環境省ホームページ「３Ｒまなびあいブック（こども向け）」の内容を編集しています。

ごみ袋などの料金

種別		手数料	摘要
燃えるもの	燃えるごみ	町の指定する袋　1包　300円	黄色　大　1包(10枚)
	燃えるごみ	町の指定する袋　1包　200円	黄色　中　1包(10枚)
	燃えるごみ	町の指定する袋　1包　100円	黄色　小　1包(10枚)
資源ごみ	容器包装プラスチック	町の指定する袋　1包　150円	薄白色　1包(10枚)
その他の燃えないもの 粗大ごみ		町の指定するシール　1綴　150円	黄色　1綴(5枚)

水道・下水道

水道

問上下水道課 業務係　32-6003

届出

平日8時30分～17時までに窓口で手続きをしてください。

電話などでは受付けていませんので、ご了承ください。

使用を開始する場合

必要書類:賃貸契約書(持ち家の場合は不要)

使用を中止する場合

引っ越し、改築や長期不在などで一時的に使わないなど

名義を変更する場合

名義人の死亡や転出などによる変更など

検針

毎月下旬に、検針員が水道メーターの指針を確認し、使用水量より水道使用料を計算し、「ご使用水量などのお知らせ」にてお知らせしています。検針ができるように、メーターボックス周辺の環境整備にご協力をお願いします。

納付方法

・納付書

毎月10日前後に納付書を送付します。金融機関、コンビニなどでお支払いください。

・口座振替

原則月末に指定の口座から引き落としをします。窓口に申込用紙がありますので、記入押印のうえ、窓口または金融機関に提出してください。

給水管の工事

問上下水道課 工務係　32-6003

家庭の給水管※(水道)を工事(新設・変更)する場合は、町指定の「水道指定工事店」に依頼してください。工事の規模に関わらず、無資格の業者またはご自身での施工はできません。指定工事店はホームページをご確認いただくか窓口でお尋ねください。

※給水管…公道に埋設された水道管から分岐して設けられた水道管(蛇口など)

それはごみ？資源？

身近な分別マークに着目！

●スチール缶

環境省ホームページ「３Ｒまなびあいブック(こども向け)」の内容を編集しています。

〈広 告〉

みやこ町・行橋市・築上町　上下水道指定工事店

給排水衛生設備工事・浄化槽工事
土木工事・ボーリング工事

快適な空間を提供する

TOTOリモデルクラブ

株式会社 岡田設備

みやこ町犀川本庄633

Tel 0930-42-0054
Fax 0930-42-2044

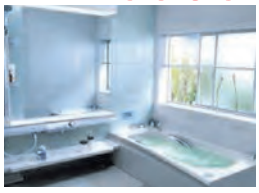

使用料

水道使用料（基本料金＋超過料金）＋口径別メーター使用料で算定します。

水道使用料

	使用水量	基本料金	超過料金（1㎥につき）
一般用	0～10㎥	2,200円	220円

口径別メーター使用料

口径	13㎜	20㎜	25・30㎜	40㎜	50㎜
使用料	50円	90円	130円	330円	880円

計算例

13㎜メーター使用家庭が水道水を13㎥使用した場合

2,200円（基本料金） ＋ 220円×3㎥（超過料金） ＋ 50円（口径別メーター使用料） ＝ 2,910円

※上記の金額は消費税（10％）込みの金額です。消費税率の変更がある場合は、使用料の改定を行います。

敷地内の漏水

使用料が急に増額した場合は、検針員または当課から漏水確認のお知らせをしていますので、確認をお願いします。ご自身で漏水などに気付いた場合は、ご連絡ください。漏水の修繕は町指定の「水道指定工事店」に依頼してください。メーターボックス内の止水栓より宅地側の給水装置などから漏水した場合の修繕費用はご自身の負担となります。

漏水に伴う使用料の減免

漏水により使用料が通常と比べて高額になった場合は、漏水箇所の修繕を行い、申請により使用料を減免できる場合があります。詳しくはお尋ねください。

ただし、蛇口の閉め忘れや器具の不良が理由の場合は、減免の対象外です。

下水道（農業集落排水処理施設・公共下水道）

問 上下水道課 業務係 ☎32-6003

農業集落排水処理施設

本庄地区※ 上本庄・中本庄・下本庄・今里・八ツ溝・古川

本町地区※ 台ヶ下・台ケ原・緑ヶ丘・錦ヶ丘上・錦ヶ丘下・錦町上・錦町下・東甲塚・彦徳

公共下水道

豊津地区※ 二月谷・台ケ原・緑ヶ丘・錦ヶ丘上

※各地区一部を除きます。詳しくはお問合せください。

届出

平日8:30～17:00までに窓口で手続きをしてください。

電話などでは受付けていませんので、ご了承ください。

使用を開始する場合

必要書類：賃貸契約書（持ち家の場合は不要）

使用を中止する場合

・引っ越し、改築や長期不在などで一時的に使わないなど

名義を変更する場合

・名義人の死亡や転出などによる変更など

納付方法

・納付書
毎月10日前後に納付書を送付します。金融機関、コンビニなどでお支払いをお願いします。

・口座振替
原則月末に指定の口座から引き落としをします。窓口に申込用紙がありますので、記入押印のうえ、窓口または金融機関に提出してください。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

多目的トイレ

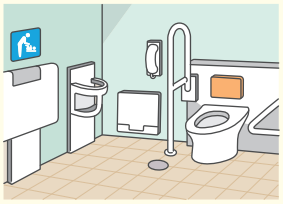

高齢者や障害のある人、お子さま連れなど誰でも利用できます。

感知式の水道蛇口

握力の弱い人だけでなく、衛生面が気になる人も安心して利用できます。

ピクトグラム

図形で情報を伝えるので、言語に左右されず内容を認識できます。

工事

問 上下水道課 工務係　32-6003

工事（新設・変更）する場合は、町指定の「農業集落排水処理施設指定工事店」または「公共下水道指定工事店」に依頼してください。工事の規模に関わらず、無資格の業者またはご自身での施工はできません。指定工事店はホームページをご確認いただくか窓口でお尋ねください。

使用料

世帯割＋世帯員割　で算定します。（一般家庭の場合）世帯員割は、毎月1日時点の住民基本台帳の世帯員数です。

区分	世帯割	世帯員割（1人につき）
し尿と雑排水	1,100円	880円
雑排水のみ	660円	660円

計算例

し尿と雑排水を流している4人家族の場合

1,100円（世帯割）　＋　880円×4人（世帯員割）　＝　4,620円

※上記の金額は消費税（10％）込みの金額です。消費税率の変更がある場合は、使用料の改定を行います。

使用料の減免

住民票を残したまま、長期入院・単身赴任・通学のための下宿などの理由で長期不在になる人は減免制度（遠隔地申請）を利用できます。該当する場合は、必要書類を添えて申請してください。

生活排水・住宅

合併処理浄化槽・し尿

問 上下水道課 工務係　32-6003

合併処理浄化槽

合併処理浄化槽とは、トイレからの汚水や台所、風呂場などからの排水を合せて処理し、きれいな水にして放流する浄化槽のことです。

合併処理浄化槽設置補助金をご利用ください。

補助対象区域内で交付規程に適合した人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

補助対象区域

・公共下水道事業計画区域外の区域
・農業集落排水事業計画区域外の区域
・各区域内であっても具体的実施計画のない区域

し尿汲み取り

し尿汲み取りの申し込みは町内許可事業者で受け付けしています。

汲み取り式トイレまたは、「し尿」のみしか処理できない浄化槽をご使用のご家庭は、環境にやさしい合併浄化槽へ転換をお願いします。

町内許可業者（浄化槽清掃、し尿汲み取り）

・勝山地区　株式会社　日豊清掃センター　22-3303
・犀川地区　有限会社　松本環境サービス　42-2939
・豊津地区　有限会社　豊津衛生　33-2288

〈広 告〉

浄化槽清掃維持管理
一般廃棄物収集運搬
便槽・流し台・パイプ・つまり直し
有限会社
豊津衛生
みやこ町豊津1994-11
☎0930-33-2288（代）
FAX 0930-33-4817

私達は社業を通じて自然環境の保全に努め社会に貢献します。
NIPPO
㈱日豊清掃センター
本社 / 行橋市辻垣133-1
TEL 0930-22-3303
●浄化槽清掃・維持管理・設備工事
●宅内排水設備・グリストラップ清掃
●貯水槽清掃・維持管理
●給・排水管設備工事
●管路内TVカメラ調査
●管路清掃・浚渫工事
●一般・産業廃棄物収集運搬
家庭から出る不燃ゴミの収集、処分承ります。
ーリサイクル工場ー
TEL 0930-22-3768

町営住宅

問 建築課 住宅管理係　32-6014

町営住宅

1. 募集方法

入居者の募集は、空家の状況に応じて3月・6月・9月・12月に定例募集を行います。なお、募集のお知らせは町の広報紙およびホームページなどで行います。

2. 応募資格

(1)現在、同居しようとする親族がいること。
(2)世帯全員の所得の合計額が月額158,000円(裁量世帯の場合は214,000円)を超えないこと。
(3)税金・使用料の滞納が無いこと。
(4)現在、住宅に困窮していることが明らかな人。
(5)入居者およびその同居者が暴力団員ではないこと。
※60歳以上の人など、単身で応募できる場合があります。応募資格については担当者までお問合せください。

3. 申込方法

建築課で配布する申込書または、ダウンロードした申込書に必要事項を記入し、申込期間内までに建築課へ提出していただきます。

4. 入居決定

先着順(ただし、応募者が募集戸数を超えた場合は抽選)により決定します。

伊良原住宅

1. 募集方法

入居者の募集は、空家の状況に応じて随時募集を行います。なお、募集のお知らせは町の広報紙およびホームページなどで行います。

2. 応募資格

(1)下伊良原地区に定住を希望しかつ居住するための住宅を必要としている人。
(2)現在、同居しようとする親族がいること。
(3)家賃および敷金を支払う能力を有し税金・使用料の滞納が無いこと。
(4)入居者およびその同居者が暴力団員ではないこと。

3. 申込方法

建築課で配布する申込書または、ダウンロードした申込書に必要事項を記入し、申込期間内までに建築課へ提出していただきます。

4. 入居決定

先着順(ただし、応募者が募集戸数を超えた場合は抽選)により決定します。

若者向け住宅

1. 募集方法

入居者の募集は、空家の状況に応じて随時募集を行います。なお、募集のお知らせは町の広報紙およびホームページなどで行います。

2. 応募資格

(1)配偶者がいる人であること。
(2)夫婦の合計年齢が申込日において80歳以下であること。
(3)みやこ町に定住を希望する人であること。
(4)税金・使用料の滞納が無いこと。
(5)世帯の合計所得が月額158,000円を超える人であること。
※世帯の合計所得とは公営住宅法による所得基準により判定しますので、建築課までお問合せください。
(6)入居者およびその同居者が暴力団員ではないこと。

3. 申込方法

建築課で配布する申込書または、ダウンロードした申込書に必要事項を記入し、申込期間内までに建築課へ提出していただきます。

4. 入居決定

先着順(ただし、応募者が募集戸数を超えた場合は抽選)により決定します。

環境

ペット

問 住民課 生活環境係　32-2510

犬を飼っている人へ

動物を飼う人は、他人への迷惑や危害を及ぼすことのないように十分な心配りが必要です。

犬の放し飼いは禁止されています。散歩のときは必ず引き綱をつけフンをしてしまった場合は必ず片付けましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射は法律により義務づけられています。(登録手数料は3,000円、注射済票交付手数料は550円です)また、飼い主や所在地の変更があった場合には、届出が必要ですので、住民課へお問合せください。

動物由来感染症にご注意

狂犬病をはじめとする「動物由来感染症」とは、動物から人に感染する病気の総称です。人も動物も重症になるもの、動物には症状が出ずに人が重症になるもの、人は軽症でも動物は重症になるものなどさまざまです。
次のことに注意してください。
・過剰なふれあいは控えましょう
・動物にさわったら、必ず手を洗いましょう
・動物の身の回りは清潔にしましょう
・砂場や公園で遊んだら、必ず手を洗いましょう

害虫・害獣などの被害

問 産業振興課 農林業振興係　32-2512
住民課 生活環境係

アライグマ、ハクビシン、ハチなどの駆除については個人の所有地内に巣がある場合は個人撤去をお願いしています。(撤去費用は全て自己負担。駆除業者は紹介します。)
※農作物に被害がある場合は産業振興課(32-2512)へご連絡ください。

鳥獣害対策の相談

有害鳥獣であるイノシシ・シカによる農作物の被害を防ぐ方法として、防護柵は有効な手段ですが、柵を適切に設置し、管理することが重要です。
町では、1行政区に対し50万円を限度に柵などの設置資材に対する助成を行っています。区長さんからの申請になります。

イノシシの被害防止対策

イノシシは縄張り意識が弱いため、一度でもイノシシに侵入された田畑は次々とイノシシが現れて被害が拡大します。トタン、ネット、金網を使った柵や電気柵などの防護柵を設置するのが効果的です。身体能力が高いので十分な強度をもった柵にしましょう。

シカの被害防止対策

シカは警戒心が強いですが、図太さも持ち合わせています。昼間は森林域にいて、田畑には夜間に出てくることが多くなります。視覚と聴覚は人間と大差ありませんが、嗅覚が発達していて、臭いで危険を察知します。「ピィッ」という警戒音を発して仲間に危険を知らせます。
防護柵によって物理的にシカの侵入を防ぐのが最も効果的です。
危険ですので安易に手を出さないようにしてください。

葬斎場

葬斎場

問 住民課 生活環境係　32-2510

みやこ町葬斎場(やすらぎ苑)

みやこ町犀川木井馬場1515番地3

葬斎場

利用時間　8時30分～17時
休業日　1月1日

相談

みやこ町の農業などに対する相談

問 産業振興課 農林業振興係　32-2512

1. 新規就農者に対する相談

研修内容	野菜、花き、果物など専門の農家に入り基本的な技術習得を行います。 研修期間:2年間
募集定員	若干名
受験資格	1. 年齢が概ね40歳以下の人 2. 志操堅固で身体強健な人 3. 研修終了後、みやこ町内で農業を開始し、以後8年以上農業経営を行うと認められる人
試験方法	面接試験(お申し込みに必要な書類などは別途お問合せください。)

2. 必要に応じて、産業振興課に相談する事項

農業振興地域の編入・除外に関すること。
農地の貸し借りに関すること。(利用権の設定など)
認定農業者や集落営農組織に関すること。
その他、各種補助事業(園芸・畜産・林業分野など)の申請などをする場合。

3. 産業振興課に必ず届出が必要な事項

森林の所有権を移転した場合。
森林を伐採する場合。

〈広 告〉
うえむら_動物病院
診療時間
月～土　AM 9:00～12:00
PM 4:00～ 6:00
日 曜　AM 9:00～12:00
休診日
木曜・祝日
駐車場有
みやこ町国分819
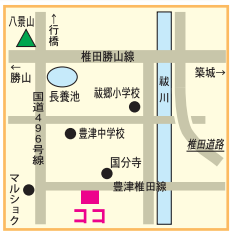

☎0930-33-2232

問農業委員会事務局　32-2512

農地を売買・贈与などするとき

売買、贈与などにより農地の権利（所有権など）を移転などするには、農業委員会の許可が必要です。（農地法第3条など）

許可の条件

譲受人などが、一定の条件に適合する場合のみ、権利の移転や設定ができます。

※一定の条件については農業委員会事務局へお問合せください。

許可申請手続き

許可申請には、次のものが必要となります。

①売買・贈与などする農地の登記簿謄本1通

②申請者（譲受人）の住民票1通（譲渡人の住民票などが必要な場合もあります）

③その他必要な書類（事務局などにおたずねください）

農地を転用するとき

農地を農地以外（宅地など）に転用するときは、農業委員会を経由して県知事の許可が必要です。農地の転用は、農地法をはじめ、その他の法律で規制されている土地もあります。計画にあたっては、事前に農業委員会と十分な協議を行うようお願いいたします。

許可申請

許可申請は、その内容によって次の2つに分かれます。

- **農地法第4条申請**
  自分の所有する農地を所有者自身が転用するとき。
- **農地法第5条申請**
  自分の所有する農地を所有者以外の人が買ったり、借りたりして転用するとき。

農地を相続したとき

農地を相続したときは、相続登記完了後に農業委員会へ届出が必要です。

届出に必要な書類

①届出書（農地法第3条の3）

②相続が確認できる登記完了書の写し

消費生活相談

問産業振興課 商工観光係　32-2512

消費生活に関する契約などの苦情・要望・相談の受付と処理を行橋市広域消費生活センター（行橋市・みやこ町・築上町の広域相談センターとなります）で行っています。

- **所在地**　〒824-0031　行橋市西宮市2丁目1番地39
- **電話番号**　0930-23-0999
- **相談日**　月曜日～金曜日
- **時間**　9時00分～17時00分
- **相談受付用FAX番号**　FAX0930-23-4422

行政相談

問総務課 総務係　32-2511

国の仕事やサービス、手続などに関する困りごとを解決するため、相談会を開催しています。

相談料は無料で、行政相談委員が対応してくれます。

人権相談と同じ日程で開設します。

人権問題に関する相談

問総務課 人権男女共同参画室　32-6009

人権に関する相談

人権擁護委員、福岡法務局が相談に応じます。相談は無料、秘密は固く守られます。

面談で相談

特設人権相談所の開設

町内3箇所で年9回：（4・8・1月以外）に開設します。

電話で相談

- **みんなの人権110番**　0570-003-110
- **こどもの人権110番**　0120-007-110
- **女性の人権ホットライン**　0570-070-810
- **福岡法務局行橋支局**　0930-22-0476
  月～金（年末年始、祝日は除く）　8時30分～17時15分
- **行橋人権擁護委員協議会**　0930-22-0500
  月・水・金（年末年始、祝日は除く）　9時00分～16時00分

ＤＶ（配偶者などからの暴力）相談

DV相談員（女性）による相談対応

- **開設場所**　豊津隣保館　相談室
  みやこ町豊津1108番地1
- **開設日**　毎週木曜日（年末年始、祝日は除く）
- **開設時間**　9時30分～16時00分
- **専用電話**　0930-33-6644

選挙・議会

選挙制度

問 選挙管理委員会（総合行政委員会事務局内） 32-6004

選挙権とは

日本国民で満18歳以上の人は選挙権を有しますが、選挙権があっても選挙人名簿に登録されていないと選挙のときに投票できません。同一の市町村に引き続き3カ月以上住んでいることが条件です。選挙の際は投票所入場券を送付しますので、投票所・投票時間を確認してください。

期日前投票・不在者投票

投票日当日に仕事、用事、旅行、冠婚葬祭、事故、病気、けが、出産などの理由で投票できない人は前もって投票ができます。身体障害者手帳、戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が要件を満たす人、または介護保険法上の要介護5の人は、郵便で不在者投票ができます。指定された病院、施設などに入院（入所）している人は、施設の管理者の下で、不在者投票ができます。

町議会のしくみ

問 議会事務局 32-2655

町議会とは

会議の開催

みやこ町議会は、毎年3月、6月、9月、12月の年4回開催される定例会と必要に応じて開催される臨時会があります。会議の招集は町長が行いますが、会期（会議の期間）は議会が決めます。

本会議

本会議は、議員全員が議場に集まって議案などを審議し、町議会の最終的な意思を決める会議です。町長が議案について提案理由を説明したり、議員が議案や町の仕事についての質問や意見を述べるのもこの会議です。

委員会

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特別委員会があります。

常任委員会は、議会の予備審査機関で町の課の業務に合わせ所管事項を決め、専門的に審査します。

議会運営委員会は、議長の諮問や議会の円滑な運営を行うために置かれています。

特別委員会は、特定事項について必要がある場合に議会の議決で設置され、目的が終われば閉じられます。

議員定数

条例定数　14人　　現員数　14人
任期は4年です。

傍聴のご案内

問 議会事務局 32-2655

本会議の傍聴

本会議を傍聴される人は、本会議当日にみやこ町役場3階にお越しください。予約は不要です。傍聴人の定員は26人です。

本会議の様子は、みやこ町ホームページまたは本庁舎・各支所・伊良原コミュニティセンターのロビーでご覧いただけます。

傍聴の手続き

傍聴を希望する人は、3階議場入口で傍聴人受付簿に氏名などを記入し、入室してください。
※詳しくはホームページをご覧ください。

発見！

わたしのまちのユニバーサルデザイン

身近にあるユニバーサルデザインとはどんなものか探してみましょう。

段差のないUDブロック

杖を持った人や車椅子・ベビーカーもスムーズな通行ができます。

路面誘導サイン

車いすの人や子どもの低い目線でも見やすいように歩道に設置。

高さの違うつり革

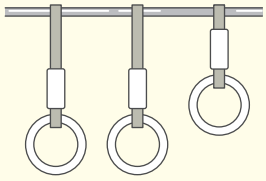

身長の高低に合わせて使える高さの違うつり革。

公共施設

図書館

問生涯学習課 図書館係　33-1040

図書や雑誌、視聴覚資料などの豊富な資料とインターネットコーナーや小さなお子さんと読書を楽しめるスペースがあります。利用は無料です。

開館時間

・本館　10時～18時
・犀川・勝山分室　12時30分～17時

休館日

毎週月曜日
毎月最終木曜日
年末年始12/28～1/4

本を借りるには

「図書館利用者カード」が必要です。
申請の際に保険証や運転免許証などの身分証明書が必要です。
カードは0才から作ることができます。

貸出数

本・雑誌　20冊まで
視聴覚資料　4点まで

貸出期間

15日間

レファレンスサービス

日常の小さな疑問から、調査研究まで、図書館の資料を使って調べもののお手伝いをします。

イベント

子ども向けおはなし会や各種講座、本のテーマ展示など本に親しむ行事を実施しています。

電子図書館

「図書館利用者カード」をお持ちの人は、電子書籍を借りることができます。

所在地・連絡先

本館　みやこ町豊津1122番地12　33-1040
犀川分室　みやこ町犀川古川50番地　42-3330
勝山分室　みやこ町勝山黒田86番地1　32-3455

歴史民俗博物館

問生涯学習課 文化係　33-4666

みやこ町の各遺跡から出土した遺物や豊前国府・国分寺、豊津藩関係資料など一万点を超える歴史的資料を所蔵しています。夏目漱石門下生でドイツ文学者・故小宮豊隆氏が収集した漱石ゆかりの資料や小笠原文庫など全国的にも貴重な資料を常設展示するコーナーが設けられています。

所在地　みやこ町豊津1122番地13
連絡先　33-4666
開館時間　9:30～17:00
休館日　月曜日（月曜が祝日の際はその翌日）および年末年始（12月29日～1月3日）
利用料　大人200円
小中高校生100円（団体［20人以上］割引有）

生涯学習施設

問生涯学習課 社会教育係　32-6006

公民館

いつでも、どこでも、だれでも、なんでも学ぶことができる生涯学習機会の場として、公民館があります。

名称	貸出施設	所在地	電話番号
中央公民館	講堂・調理室・会議室など	犀川本庄641番地1	42-1365
豊津公民館	大ホール・調理室・会議室など	豊津1118番地	33-3115

総合文化センター「サン・グレートみやこ」

町民の健康文化の増進および、文化向上などを目的に設置されています。ホールには、客席509席を有し、町内では唯一の本格的な文化ホールとなっています。

所在地　みやこ町勝山黒田86番地1
連絡先　32-5540
開館時間　9:00～22:00
休館日　ホール：毎週月曜日、12月28日～翌年1月3日まで（ただし、月曜日が祝日または振替休日の場合は翌日）
福祉棟：祝日、12月28日～翌年1月3日まで

予約・利用方法・料金については、総合文化センターへお問合せください。

体育・スポーツ施設

問生涯学習課 体育係　32-6006

町民がスポーツに親しんで親睦を深め、健康づくりや運動技能の向上をめざすことのできる、スポーツ施設があります。お気軽にご利用ください。

予約・利用方法・料金については、各施設または生涯学習課へお問合せください。

名称	貸出施設	所在地	電話番号
犀川運動公園	野球場・多目的グラウンド・グラウンドゴルフ場	犀川末江500番地3	42-3171
犀川体育館	アリーナ・多目的ホール・ステージ	犀川本庄641番地1	42-0880
犀川プール（7～8月）	25mプール・幼児用プール	犀川本庄258番地1	42-0824
豊津B&G体育館	アリーナ・2階アリーナ・ミーティングルーム	国分636番地	33-2279
豊津B&Gプール（7～9月）	25mプール・幼児用プール	国分636番地	33-2279
豊津トレーニングセンター（豊津運動公園内）	トレーニング機器、エアロバイク、トレッドミル他	国分652番地1	33-3849
テニスコート（豊津運動公園内）	コート2面	国分620番地	33-2279
豊津陸上競技場（豊津運動公園内）	陸上競技場	国分1205番地	33-3899
豊津グラウンド	野球場など	豊津1113番地	33-2279
勝山体育館	アリーナ、ステージ、2階武道場	勝山上田976番地	32-4936
伊良原グラウンドゴルフ場	グラウンドゴルフ場（天然芝1面・人工芝1面）	犀川下伊良原1887番地	32-6006

健康マップ

強化型在宅療養支援診療所
医療法人
矢津内科消化器科クリニック
内科・消化器内科・腫瘍内科・内視鏡内科
行橋市行事七丁目19番6号
TEL (0930)22-2524

医療法人 博愛会
みやこ
京都病院
院長 中池 竜一
内科・循環器内科・消化器内科・脳神経内科
呼吸器内科・リハビリテーション科
外科・整形外科
福岡県京都郡みやこ町勝山箕田298
☎0930-32-2711
https://www.miyako-hp.or.jp/

社会医療法人 陽明会
かつやま診療所

	月	火	水	木	金
午前	内科	内科	内科	内科	内科
	神経内科	整形外科	ー	整形外科	ー
	ー	歯科	ー	歯科	歯科
午後	ー	歯科	ー	歯科	歯科

※診療時間は問合せください
みやこ町勝山箕田317番地 TEL 0930-32-2311

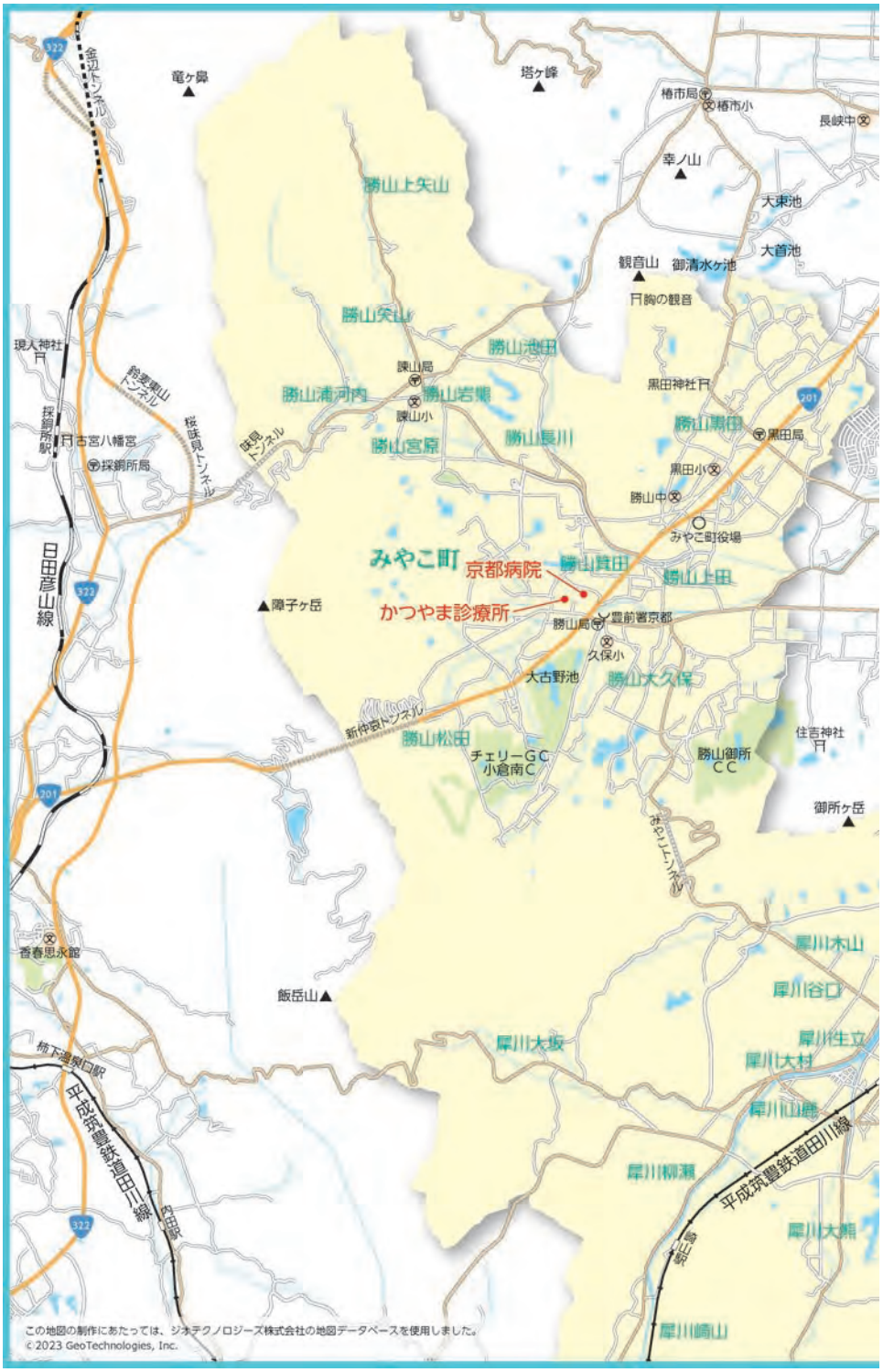

外科・内科・循環器内科・リハビリテーション科
岡部医院
院長 岡部 勇人

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00～12:30	●	●	●	●	●	●
14:30～18:00	●	●	●	／	●	○ 17:00まで

●休診日 / 日曜日・祝日　土曜日は17:00まで

行橋市泉中央3丁目3-6
TEL 0930-26-7011

行橋整形外科
身体のケガや痛み（リハビリ通院可）
交通事故と労災にも対応
骨粗鬆症、花粉症治療
白玉点滴（自由診療　5,500円程度）
☎0930-26-8355
行橋市東泉5丁目1-4
※ナフコ豊津店・国府の郷から約1km

さかき歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前 9:00~12:00	●	●	●	●	●	●	／
午後 14:00~18:00	●	●	●	／	●	／	／

休診日・・・日祝日、木・土の午後

〒824-0121 福岡県京都郡みやこ町豊津 359-6
院長 榊　祥宏
TEL 0930(33)2037
FAX 0930(33)4588

内科・小児科
長末医院

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	○	／	○	○	○	○
14:00~18:00	○	／	○	○	○	／

休診日:火曜日、日曜日、祝日
※土曜日は13：00まで診療
京都郡みやこ町豊津28-2
☎0930-33-4145

みやこ町医療機関リスト

病院・医院等

※市外局番は(0930)です。

医療機関名	所在地	電話番号
岡本医院	勝山黒田703番地2	32-5522
かつやま診療所	勝山箕田317番地	32-2311
こが医院	犀川本庄568番地1	42-0061
長末医院	豊津28番地2	33-4145
のぐちクリニック	惣社696番地1	33-1148
京都病院	勝山箕田298番地	32-2711
みやこ町立やまびこ診療所	犀川下伊良原1883番地33	43-5275

歯科医院

※市外局番は(0930)です。

医療機関名	所在地	電話番号
入部歯科医院	勝山箕田374番地5	32-4821
岡本歯科医院	勝山上田663番地1	32-2070
さかき歯科医院	豊津359番地6	33-2037
古野歯科医院	国作1205番地44	33-2120
よしなが歯科	犀川本庄570番地1	45-1117

薬局

※市外局番は(0930)です。

薬局薬店名	所在地	電話番号
勝山薬舗	みやこ町勝山黒田1084番地1	32-2329
犀川薬局	みやこ町犀川本庄564番地1	42-0345
豊津中央薬局	みやこ町惣社696番地3	33-2222
P2Kハロー薬局	みやこ町勝山黒田702番地2	32-8686
みやこスターファーマシー	みやこ町豊津27番地2	33-5510

かかりつけがあると安心です

みやこ町商工会

商工会とは

地域の商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的として法律に基づき設立された「特別認可法人」です。
主に「経営改善普及事業」・「地域総合振興事業」に取り組んでいます。

経営改善普及事業

主に小規模企業の方々の経営・技術の改善を図る事業で、経営指導員等が、金融・税務・労務等の相談、指導を行ったり、商店街近代化やまちづくり事業等の地域活性化のための取り組みを行う事業です。

地域総合振興事業

地域商工業の振興、社会一般の福祉の増進に資する事業で、商工業・観光等の振興対策や、労務改善対策、行政庁に対する意見具申等、地域の経済団体としての役割を推進していく事業です。平成28年2月にオープンしたアンテナショップ（みやこ甘味舎）を活用して、新たな消費の喚起等を推進してまいります。

商工会の事業内容

金融相談

資金や日本政策金融公庫の融資等についての相談に応じています。無担保、無保証人でしかも低金利な利息の金融あっせんを受けることができます（本制度の利用には条件があります）。

税務・経理相談

記帳を正しく理解し、帳簿の数字に基づく近代経営を推進していただけるため、記帳から決算まで一貫した継続指導を行っています。又決算、申告期には税理士の資格を持った人を専門相談員として招くなどして、特別な相談指導を行っています。

○税務、記帳支援

経営相談

仕入れ、生産、販売、市場調査等についてのご相談や専門家による店舗診断、工場診断なども実施します。

○創業、経営革新支援
○エキスパートバンク

共済制度

中小企業者の経営と生活安定のために、各種共済制度がもうけられています。お気軽にご相談ください。

○小規模企業共済　　○倒産防止共済
○中小企業退職金共済

地域総合振興事業

○総合振興事業
各種イベントへの参加

○商業振興事業
商店経営の講習会、視察研修

○工業振興事業
講習会の開催

○青年部活動
次代の経営を担う、若手経営者や後継者による組織。仲間づくりや視察旅行、研修会、奉仕作業などの活動をおこなっています。

○女性部活動
経営者の奥様や女性経営者による組織。各種研修会や地域への奉仕、教養講座などの活動を　おこなっています。

みやこ町商工会 豊津本所
〒824-0121　福岡県京都郡みやこ町豊津 1108
TEL：0930-33-2086　FAX：0930-33-2819

みやこ町商工会 勝山支所
〒824-0822　福岡県京都郡みやこ町勝山黒田 86-1
TEL：0930-32-3019　FAX：0930-32-3007

みやこ町商工会 HP　https://www.town-miyako.com/

住まいの基礎知識 1

リフォームの進め方とポイント

STEP 1 具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画を立てましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point
- 時期、期間は？　●予算は？

STEP 2 事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。
見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point
- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を数社選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

STEP 3 着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point
- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？

STEP 4 着工後

Point
- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。

Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。

－建築工事設計施工－

新築工事・増改築・リフォーム・土木・舗装・外構工事

快適 AMENITY IMAGINATION 発想

特定建設業　福岡県知事許可　第12372号

SHIRAMIZU 白水建設有限会社

〒824-0811 福岡県京都郡みやこ町勝山箕田1182-1
TEL：0930-32-2951　FAX：0930-32-2052

土木工事／造園工事／解体工事／舗装工事
とび・土工工事／管工事／水道施設工事
中村工業 みやこ町国分 342
090-3322-1251

新星しろあり
行橋市大字下崎 790-4
ハロームシゼロニ
0120-86-6402
Tel 0930-25-8939
Fax0930-55-1370
HPはこちら

YOSHIMOTO PAINT
有限会社 吉元塗装工業
行橋市北泉 2 丁目15－21
TEL 0930-22-0996
FAX 0930-22-3006
MAIL info@toso-yoshimoto.co.jp
外壁・屋根の塗装は弊社にお任せください！
御見積りは無料です。
お気軽にお問い合わせください。

創業百年以上
五代続く畳のプロが
心を込めてお作りします。
広門畳店
福岡県畳工業組合加盟店・福岡県品質管理認定工場
一級技能士 広門豊彦
広門浩一郎
見積無料
みやこ町徳永2103
☎33-2313

Nippo Sash
有限会社
日豊サッシ
■サッシ ■シャッター・雨戸
■エクステリア ■網戸製作・張替
■ガラス工事 ■カギ修理
〒824-0822
福岡県京都郡みやこ町勝山黒田 772-2-102
Tel.0930-32-4041
Fax.0930-32-4104

部屋を広く見せるためにできること

広い部屋で生活したい！でも、大きな家を建てるのはお金もかかりますし、日本の住宅事情を考えるとちょっと難しい･･･でもきっと大丈夫！
部屋を広く見せるためにできる工夫、実践してより良い住まいづくりをしましょう!!

● 進出色と後退色

色には、実際の位置より近くにあるように見える「進出色」、実際の位置よりも遠くにあるように見える「後退色」があります。
部屋の中に進出色がたくさんあると部屋が狭く感じ、後退色がたくさんあると部屋が広く感じられます。

進出色　暖色系で彩度の高い色

後退色　寒色系で彩度の低い色

● 背の低い家具を選ぶ

家具選びのポイントのひとつは、「背の低い家具を選ぶ」ことです。ある程度、床が家具で埋まってしまっていても空間の高い位置を開けておくことで、部屋が広く感じるという錯覚を起こします。

SW SUPER WALL
変わりゆく暮らし
それを支える家
ずっと続く性能

人にやさしい住まいづくり
有限会社有吉工房
福岡県京都郡苅田町大字新津 631 番地 174
TEL 0930-24-1188
https://www.ariyoshi-kobo.co.jp
ZEH builder
ゼロエネルギーで、暮らそう。

住まいの基礎知識 2

このページは有料広告掲載ページです
株式会社サイネックスによる編集記事ページです

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された人が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの、住宅改修に対して費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。

業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。

バリアフリー住宅

バリアフリー住宅は、お年寄りや障がいを抱えている人でも住みやすい生活をおくれる住宅のことです。床の段差をなくしたり、階段に手すりを取り付けるなどいつまでも安全で暮らしやすい家で子どもから高齢のご両親まで、みんなが居心地よく住めることが重要です。

リフォームと建築基準法

リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題が起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけではなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。

自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品の多くは、何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。

「住みよい家」のご提案
ここで巡る日々が人生になる

事業内容 新築／リフォーム工事

・新築一式工事・リフォーム工事・大工工事・基礎工事
・吹付断熱工事（アップルゲートセルロース）・電気工事
・足場工事・屋根工事（ルーガショップ）・塗装工事
・外壁工事・住宅機器の販売／施工

総合建設業 対馬技建（つしまぎけん）
株式会社對馬技建
福岡県知事許可（般-1）第112631号
代表取締役 髙雄 康太 一級建築施工管理技士・２級建築士

TUSHIMAGIKEN
instagram

〒824-0025 福岡県行橋市東徳永265番地4
TEL0930-52-1345/FAX0930-28-9747

HP

インテリア・寝具のお店

wagairo

寝 具 | クッション | 雑 貨
キッチン | 収 納 | テーブル
照 明 | ダストボックス | etc…

自分の色=イメージにあった部屋を作りたい。
そんな想いから「wagairo」は誕生しました。
毎日帰ってくるのが楽しくなるお家作りをコンセプトに

“ 上質でおしゃれなモノ。”
“ おうちでリラックスできるモノ。”
“ 使っていて楽しくなるモノ。”
“ ひとに優しいナチュラルなモノ。”

を厳選したインテリアのセレクトショップです。
ちょっとした普段の生活にオシャレ感をプラス。
きっと毎日が楽しい“wagairolife”の始まりです。

運営会社:株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5丁目3-15
TEL:06-6766-3361　FAX:06-6766-3345

■営業時間/平日(月曜～金曜) 9:00～17:00
■定休日/土日祝、GW、夏季休暇、年末年始

送料無料で全国にお届けいたします。
ご注文はこちらから▶

葬儀とお墓の豆知識

葬儀について

故人の宗教に合わせた作法を

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

弔事の流れ ～臨終から法要まで～

葬儀は人生最後の儀式。弔事の一つひとつにしきたりがあり、意味があります。地方によって、また宗教や宗派によって名称や作法は異なりますが、大方の流れは次のようになります。

臨終
遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

通夜の準備
枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

通夜
故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守ったのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事などを振る舞ったり、代わりに折り詰めなどをお渡しすることもあります。

葬儀・告別式
通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

出棺・火葬
最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

火葬・骨上げ
火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をはさみ骨壺にいれる骨上げを行います。
※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

還骨回向
持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経する中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

精進落とし
法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

追善供養
初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

年忌法要
一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ（最終の年忌法要）とする場合が多くなっています。

お墓の形いろいろ

お墓には、霊園や寺院に見られるような「墓石」のほかに「納骨堂形式」もあります。墓石には和型、洋型、和洋折衷型、オリジナルのデザイン墓石などがありますが、これらは宗派や故人、家族の考えによって選ばれるものです。納骨堂はもともと墓ができるまで遺骨を預かる場所でしたが、最近では墓地を持たない人も増えているので、納骨堂そのものが永代納骨、永代供養のシステムをとるようになってきました。ロッカー形式や棚式など形態はさまざま。墓所と同様に永代使用料を払いますが、より安価です。法要も行えます。

和 型
最も標準的な形のお墓です。竿石の下に上台石、下台石を重ねた形が多く見られます。

和型供養塔
現在の和型墓石が広く普及する以前に多く作られた、供養塔の形をしたお墓です。

洋 型
芝生墓地やガーデニング霊園などの増加とともに、西洋風のお墓も増えてきました。

デザイン墓石
故人の趣味や個性を反映したオリジナルのデザインのお墓を選ぶ人も増えています。

地域に密着した葬儀屋さんをモットーに…

斎場見学（無料）を随時開催しています。葬儀の規模（密葬・家族葬・自宅葬・斎場葬）により、基本の料金プランはございますが、ご予算に応じた葬儀の相談も受け付けておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。無料でお見積もりさせていただきます。

(株)奥竹葬祭
みやこ町犀川本庄275-1
詳しいお問合せ・ご相談は
0120-69-1005
TEL 0930-42-1655 FAX 0930-42-2454
24時間営業・年中無休
駐車場 完備（約150台）

このページは有料広告掲載ページです
株式会社サイネックスによる編集記事ページです

※掲載の記事に関しましては、一般的な慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

石の技で石に心を。
城戸石材加工所
株式会社 城戸石材加工所
樹木葬好評分譲中
大将山霊苑 分譲中
（行橋市矢留字大将山）
みやこ町惣社956-1 TEL.0930-33-5094
大将山霊苑事務所 TEL.0930-24-6266
フリーダイヤル
0120-33-5094

墓石・記念碑・石材工事全般に
関する事なら…
中山石材工場

●移転、改築、修理
●法名（俗名）追加掘り
●土葬掘り
●墓地紹介
（工 場）
みやこ町犀川中本庄 308-1（犀川駅裏）
TEL 42-2833
（自 宅）みやこ町犀川生立 21-2
TEL 42-1142

樹木葬

墓石の代わりに樹木をシンボルとするお墓で、遺骨を土に還す自然葬の一つです。

「墓地、埋葬等に関する法律」で許可された土地でのみ樹木葬を行うことができます。

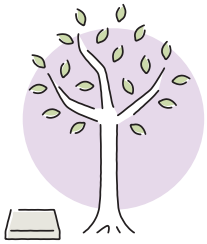

服装のマナー

会葬者の服装は黒で統一する人がほとんどです。

女性の場合は、地味なデザインのワンピースやスーツに、黒か肌色のストッキングを身につけて。

濃い口紅は避け、傘は黒、ハンカチは白や地味な色のものを選びましょう。

男性は、ブラックかダークスーツに、黒のネクタイを。

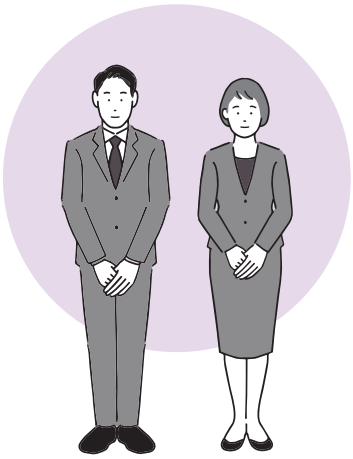

オーダー墓石建立・墓石クリーニング
墓石改修工事・ペット墓石・墓じまい
石材彫刻品・他石材加工
墓地分譲中
やつみぞ墓苑 みやこ町犀川
行橋中央墓地 行橋市中央
その他墓地有ります
山口石材工業
代表 山口 剛志
〒824-0121 みやこ町豊津 2022-27
TEL 0930-33-5121
FAX 0930-33-3932

エンディングノートを準備しませんか？

いざというときに備え、あなたの意志をエンディングノートに残しておきましょう。遺言書とは違い法的な効力こそありませんが、決まった形式もなく好きなように記しておくことができます。元気なうちにあなたの意志を書き留めておくことで、あなた自身の安心とご家族の負担軽減につながります。

元気なうちだからこそ考えておきませんか？

- 自分のことについて
- 葬儀・お墓について
- 財産・資産について
- 延命・献体について
- 親戚・友人・知人について
- 保険や私的年金などについて
- 解約などについて
- 遺品について
- 遺言書について

編集後記

「みやこ町 町勢要覧 暮らしの便利帳」は、みやこ町にお住まいの皆さんへ、みやこ町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行しました。

また、住民の皆さんに、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業としてみやこ町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「みやこ町 町勢要覧 暮らしの便利帳」は、地域の各団体および事業者の皆さんのご協力により、行政機関への設置はもとより、みやこ町の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申しあげます。

■「みやこ町 町勢要覧 暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和6年5月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問合せください。

■掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

Miyako Town Guide Book 2024

福岡の京都郡
みやこ町
町勢要覧
暮らしの便利帳
2024年度版
令和6年6月発行

発　行

みやこ町 ／ 株式会社サイネックス

みやこ町HP　サイネックスHP

制　作

株式会社サイネックス
〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333（大代表）

広告販売

株式会社サイネックス 北九州支店
〒802-0804 福岡県北九州市小倉南区下城野1-9-18
TEL.093-288-5630
※掲載している広告は、令和6年5月現在の情報です。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。

無断で複写、転載することはご遠慮ください。
※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

地方創生の
プラットフォームへ

電子書籍版
行政情報誌『わが街事典』

株式会社サイネックス

サイネックス
ホームページ

地域情報サイト
「CityDO!」

福岡の京都郡　みやこ町